

令和元年度 第1回 中部ブロック発注者協議会

日時：令和元年7月25日(木) 13:30 ～ 15:15

場所：名古屋銀行協会会館 201 会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 規約の改正 【資料1】

(2) 改正品確法について 【資料2】

(3) 中部ブロック発注者協議会の取組について 【資料3】

(4) 各機関の取組について 【資料4】

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

(5) 今後の取組について 【資料5】 【資料6】

- ・ 不調不落の状況
- ・ 協議会スケジュール
- ・ 地区別発注見通しの推進
- ・ 今年度からの新たな取り組み
- ・ 自己評価結果の公表

4. 閉 会

【配付資料】

次 第

出席者名簿

配席図

【資料1】 「中部ブロック発注者協議会」規約

【資料2】 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 説明資料

【資料3】 中部ブロック発注者協議会の取組

【資料4】 各機関の取組

【資料5】 不調不落の状況

【資料6】 中部ブロック発注者協議会の今後の取組

【参考資料1】 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 参考資料

【参考資料2】 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

(案)

「中部ブロック発注者協議会」規約

(設置)

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という)(平成 17 年法律第 18 号)」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年7月27日から施行する。
この規約は、令和元年 月 日から施行する。

第 4 条 関係（委員）

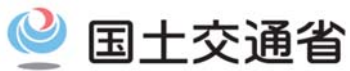
会 副 委	長 会 員	国土交通省	中部地方整備局長
		農林水産省	東海農政局長
		警察庁	中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
		警察庁	中部管区警察学校長
		財務省	東海財務局 総務部次長
		財務省	名古屋税関 総務部長
		国税庁	名古屋国税局 総務部次長
		厚生労働省	東海北陸厚生局長
		厚生労働省	岐阜労働局長
		厚生労働省	静岡労働局長
		厚生労働省	愛知労働局長
		厚生労働省	三重労働局長
		林野庁	中部森林管理局長
		経済産業省	中部経済産業局 総務企画部長
		国土交通省	中部運輸局長
		海上保安庁	第四管区海上保安本部 総務部長
		環境省	中部地方環境事務所長
		防衛省	東海防衛支局次長
		岐阜県	副知事
		静岡県	副知事
		愛知県	副知事
		三重県	副知事
		静岡市	副市長
		浜松市	副市長
		名古屋市	副市長
		岐阜県部会で決定する者	
		静岡県部会で決定する者	
		愛知県部会で決定する者	
		三重県部会で決定する者	
		中日本高速道路株式会社	名古屋支社長
		(独)都市再生機構	中部支社長
		(国)日本原子力研究開発機構	核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 所長
		(独)水資源機構	中部支社長
		静岡県道路公社	理事長
		愛知県道路公社	理事長
		名古屋高速道路公社	理事長
		名古屋港管理組合	副管理者
		四日市港管理組合	副管理者
		日本下水道事業団	東海総合事務所長
オブザーバー		法務省名古屋法務局	
		名古屋高等裁判所	

第 7 条関係（幹事）

幹事長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
	防衛省 東海防衛支局建設計画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設 部 局長
	愛知県 農林 水産部 基盤局長
	三重県 県土整備部長
	三重県 農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 財務部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
	(国) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 副所長
	(独)水資源機構 中部支社 事業部長
	静岡県道路公社 道路部長
	愛知県道路公社 事業部長
	名古屋高速道路公社 総務部長
	名古屋港管理組合 建設部長
	四日市港管理組合 経営企画部理事
	日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省 中部地方整備局 建政部

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共工事の品質確保の促進に関する法律 これまでの経緯

【背景】

- ・一般競争入札の拡大
- ・ダンピングの増加
- ・不良・不適格業者の参入
- ・発注者の能力差



品質低下の懸念

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第1条）

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務

2. 『価格と品質で総合的に優れた調達』

3. 発注者をサポートする仕組み

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない（第3条第2項）

発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務（第6条）

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第11条）
- ・技術提案を求める入札（第12条）
- ・技術提案についての改善を求めることが可能（第13条）
- ・高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能（第14条）

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める（第15条）

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる努力義務（第9条）

2

品確法と建設業法・入契法（担い手3法）H26改正時の概要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布） ※1：公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正（H26.6.4施行）

- ①目的と基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
基本理念を実現するため
- ②発注者責務の明確化：予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等
- ③多様な入札契約制度の導入・活用：事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針（H26.9.30閣議決定）

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針（H27.1.30関係省庁申合せ）

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正（H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行）

- ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）
- 公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針（H26.9.30閣議決定）

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正（H27.4.1施行）

（担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行）

- 建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- 適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正（H26.9.19公布、H27.4.1施行）

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正（H26.10.31公布、H27.4.1施行）

3

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
現在及び将来の公共工事の品質確保 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ダンピング受注の防止
下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和元年度 改正内容

品確法と建設業法・入契法（新担い手3法） R 1 改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的な措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者は国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

6

●公共工事の品質確保の促進に関する法律 R 1 改正時の概要

（令和元年6月7日成立 6月14日施行）

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第5項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、孫請等の下請業者も含むすべての請負業者

8

改正のポイント I 災害時の緊急対応の充実強化

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第7項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

<発注者等の責務>

第7条 第1項

三 災害時には、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、**災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約**を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等**緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択**するよう努めること。

第7条 第4項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七^{（※1）}に規定する**建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結**その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、**他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。**

※1：建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

＜基本理念＞ 第3条 第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。**

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

五 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項（※1）に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三條第二項（※2）に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条（※3）に規定する**国庫債務負担行為**若しくは地方自治法第二百十四條（※4）に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。**

＜受注者等の責務＞ 第8条 第2項

公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。**

※1：歳出予算の経費のうち、その性質又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※2：歳出予算の経費のうちその性質又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※3：法律に基づくもの又は歳出予算の金額（第四十三條の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。3、4（略）5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

※4：歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

10

改正のポイントIII 生産性向上への取組

■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

＜基本理念＞ 第3条 第11項

公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

＜発注者等の責務＞ 第7条 第1項

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図るとともに**、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

＜受注者等の責務＞ 第8条 第3項

受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

■改正品確法 本文（抜粋）

<定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

<基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

<調査・設計業務に関する受発注者の責務>

<発注者等の責務>

- ・適正な予定価格の設定（第7条第1項第1号）
- ・ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）
- ・適正な履行期間の設定（第7条第1項第6号）
- ・災害時の緊急対応の推進（第7条第1項第3号）
- ・履行期限の平準化（第7条第1項第5号）

<受注者等の責務>

- ・適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第8条第2項）
 - ・生産性向上（第8条第3項）
- 等

12

改正のポイントⅤ その他

■発注体制の整備

<発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等>

第21条 第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

<基本理念>

第3条 第5項

公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

■公共工事の目的物の適切な維持管理

<発注者等の責務>

第7条 第5項

国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント 平成27年制定時

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(平成27年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

14

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)



6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会(ブロック会議)の開催

発注者協議会(県部会)の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
8月を目処

(意見照会)

地方公共団体・建設業団体への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会(ブロック会議)の開催

発注者協議会(県部会)の開催

- ・ 改正運用指針(案)の説明

秋頃

地方公共団体・建設業団体へ意見照会
有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針(案)に関する意見を収集

年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始

15

「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口:副所長等)にも設置しております。

運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談がございましたら、お問い合わせください。



窓口は下記のページに掲載されています。

国土交通省 大臣官房技術調査課

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>

中部ブロック発注者協議会の取組

令和元年7月

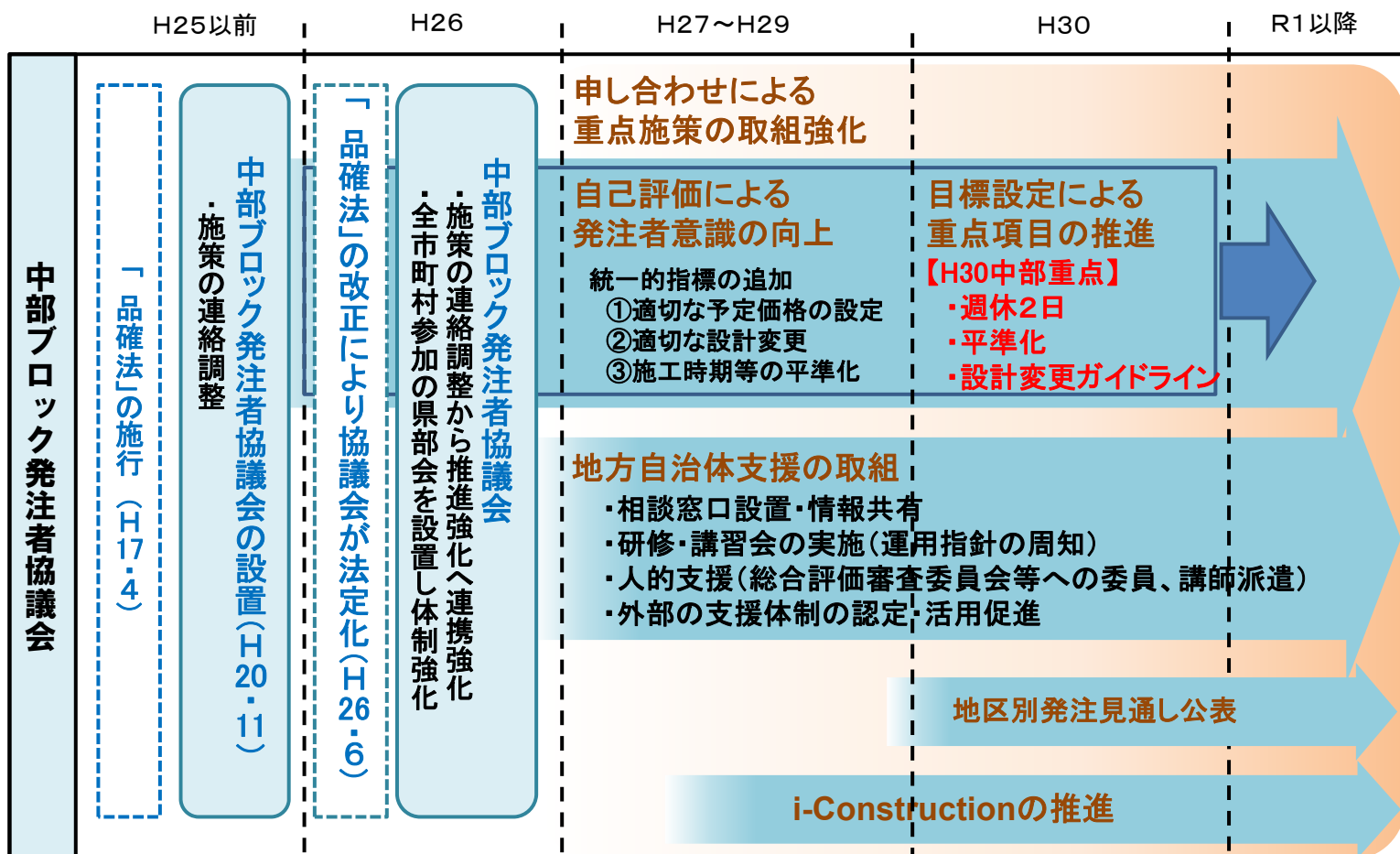
中部ブロック発注者協議会

1. 自己評価について

- (1) 平成30年度の結果と令和元年度重点目標
- (2) 各評価指標の自己評価結果と目標

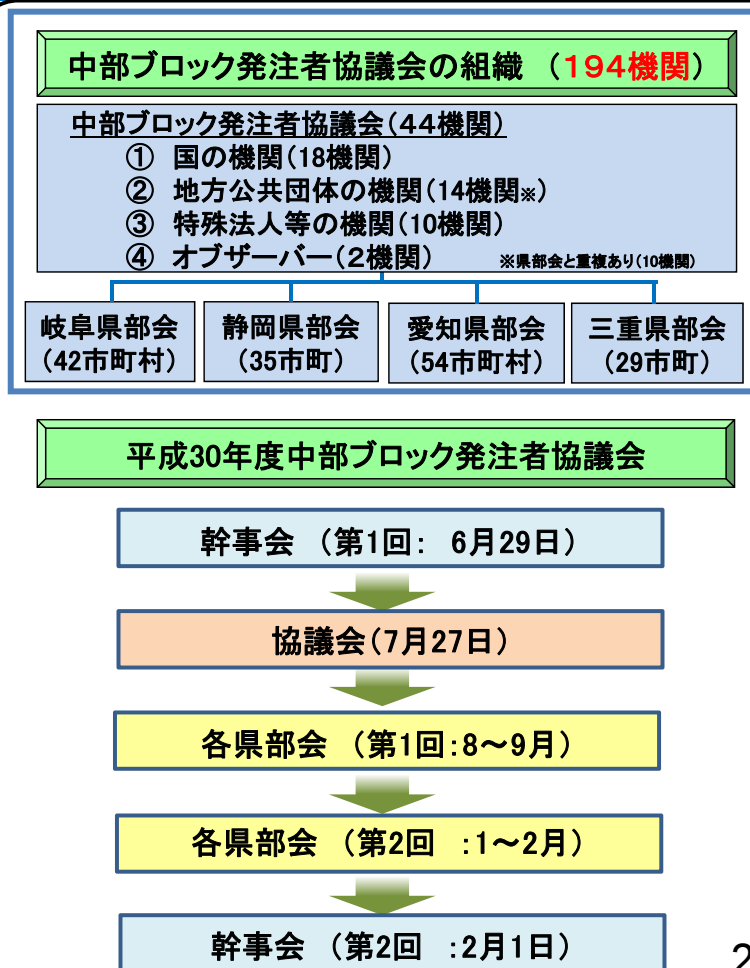
2. 「地区別発注見通し」の取組について

平成30年度 中部ブロック発注者協議会の取組みの推進



2

中部ブロック発注者協議会



平成30年度における取組み

- 地区別発注見通しの公表 (H29. 4 ~ 毎月公表)

- 自己評価 (全国指標含む15項目) 実施

【H30中部ブロック重点の取組推進】

- ① 施工時期の平準化 (全国統一的指標)
- ② 週休2日工事の推進
- ③ 設計変更ガイドラインの策定

【全国統一的指標】

- ① 最新の積算基準の適用
- ② 設計変更ガイドラインの策定・活用
- ③ 施工時期の平準化

中部ブロック発注者協議会にて確認

立ち位置の再認識

H30自己評価結果を公表 (R1.7予定)

記者発表、中部地整ホームページ掲載

2

3

【必ず実施すべき事項】 発注者間の連携体制の構築



地方自治体支援の実施

協議会事務局における取り組み事例

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

研修・講習会の実施

- | | | |
|--------------------|----|--------|
| ・改正品確法運用指針講習会(県部会) | 5回 | 276名参加 |
| ・個別市町村での講習会(岐阜市) | 4回 | 117名参加 |
| ・工事監督・検査担当職員研修 | 2回 | 376名参加 |

直轄工事検査への臨場立会

人的支援(総合評価)

発注者支援機関の活用

重点の促進

施工時期の平準化

- ・議会等の理解促進のため、平準化の説明チラシを作成、配布。
- ・県部会で全自治体へ「さ・し・す・せ・そ」の取組の推進を呼びかけ。
- ・地区別発注見通しの公表、参画できていない自治体の課題改善及び参画要請。

週休2日工事

- ・県部会で全自治体へ週休2日工事の実施を呼びかけ。

4

(1) 平成30年度の結果と令和元年度重点目標

発注関係事務の取組内容(概要)

■ 働き方改革関連法の成立（平成30年6月）

- ✓ 建設業界の担い手を確保するため、時間外労働規制を適用。
- ✓ 働き方改革関連法による改正労働基準法(H31.4.1施行)に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制の適用。

将来の担い手を確保し、災害対応やインフラ整備・メンテナンス等の役割を今後も果たし続けていくためには、働き方改革を一段と強化する必要がある。 ➡ 長時間労働の是正、休日の確保

自己評価項目(15項目)の内、働き方改革に関連する指標の中で発注者が取組むべき3つの指標について、重点的に取り組む必要がある

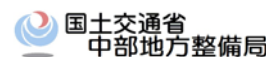


■ 取組の推進

- ✓ 繁忙期と閑散期の工事量の差を縮小 → 「施工時期等の平準化」
- ✓ 適正な工期設定により休日を確保(労働環境整備) → 「週休2日工事の実施」
- ✓ 請負代金や工期の円滑な変更(適正利潤の確保) → 「適切な設計変更」

6

協議会における取り組み結果（平成30年度中部重点）



【重点項目① 施工時期等の平準化】

自己評価の結果：平準化率(α)

県 0.68 → 0.75 (伸び率 +1.10倍)
市町村 0.43 → 0.43 (伸び率 ±0)

- ・ 県の平準化率は進んでいるが市町村の平準化率が進んでいない状況
- ・ 昨年度は債務負担行為の取組が増加。今年度の結果に反映される見込み

H30重点: 各県・各県の市町村の平準化率 α 0.6以上を目指す

【重点項目② 週休2日工事の実施】

自己評価の結果：工事实施状況

各市町村 7% → 15% (伸び率 +2.14倍)

- ・ 昨年度、県部会等を通じて実施手法の講習会等を開催
- ・ 今後、適正な工期設定とあわせて取組を推進

H30重点: 各市町村で週休2日工事を1件以上実施

H29実績 → H30実績 (伸び率 H30/H29)

7

【重点項目③ 適切な設計変更】

自己評価の結果：設計変更ガイドラインの整備

市町村 36% → 49%（伸び率 +1.36倍）

- ・ 昨年度、各県部会でガイドラインの整備を確認
- ・ 今年度は100%達成を目指す（三重県は平成30年度実績で100%を達成）
- ・ 設計変更の実施は100%を達成

H30重点：市町村の設計変更ガイドライン（協議会モデル）を整備

H29実績 → H30実績（伸び率 H30/H29）

8

平成30年度 自己評価項目(15項目)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	—		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	適切な設計変更 ★	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
実施に努める事項	発注者間の連携体制の構築	—		
	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化 ★	(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	—		
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	—		
その他		(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除
		(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善
		(13)	建設ICTの導入状況	
		(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等
		(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備

★ H30中部重点

全国の統一的指標

10

発注関係事務の取組状況(自己評価結果の推移)

自己評価指標		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部ブロック	達成割合	備考(評価)
(1) -1	最新の積算基準の適用状況等	↘	→	↘	↘	↘		最新基準かつ要領整備
(1) -2	単価の更新頻度	◎	↗	↗	↗	↗		最新単価
(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	↗	↗	↗	↗	↗		実施+試行
(3)	予定価格の事後公表への移行状況	↘	→	↗	↗	↗		実施+一部実施
(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	↗	↗	↘	↗	↗		
(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	↘	↘	↘	↘	↘		導入+試行
(6)	地域貢献の評価状況	↘	→	↘	↗	↘		
(7)	平準化率(件数 α 、金額 β)	↘	↗	↗	↗	↗		α
		α 0.57→0.55	α 0.50→0.57	α 0.56→0.59	α 0.53→0.61	α 0.58→0.60		
(8)	週休2日制工事の実施状況	↗	↗	↗	↗	↗		完全+4週8休
(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	↘	↗	↘	↘	↘		導入+試行
(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	→	未実施	未実施	未実施	→		実施+試行
(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	↘	→	→	→	↘		実施
(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	→	→	→	→	↗		実施
(13)	建設ICTの導入状況	↗	↗	↗	→	↗		導入+試行
(14)	工事成績評定の実施状況	→	◎	→	→	↗		実施+試行
(15)	自らの体制整備の状況	↘	→	→	→	→		

※ 県は、市町村を含む評価割合の推移(H29→H30)を示す。達成割合は、中部ブロックのH30を示す。

【凡例】 ↗:改善、↘:悪化 11

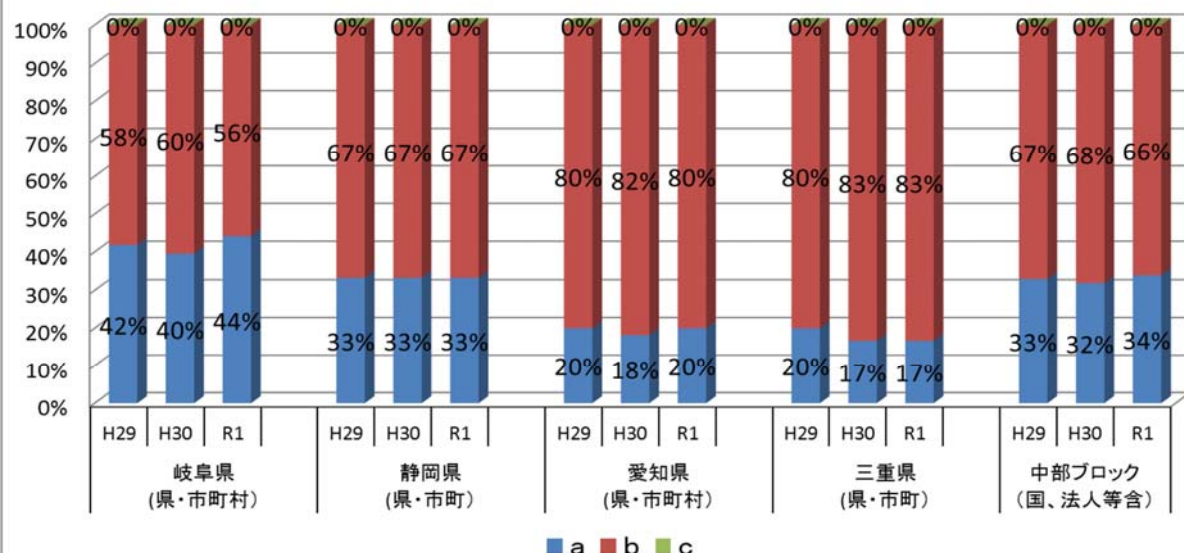
(2) 各評価指標の自己評価結果と目標

(1)－1 最新(1年以内(営繕は2年以内)に更新されている)の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 全ての発注者で1年以内に更新されている積算基準を使用。
- 積算基準の範囲外の場合は見積りを活用する等の対応要領まで整備しているのは中部ブロックで約3割程度。

適正な予定価格の設定(最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況)

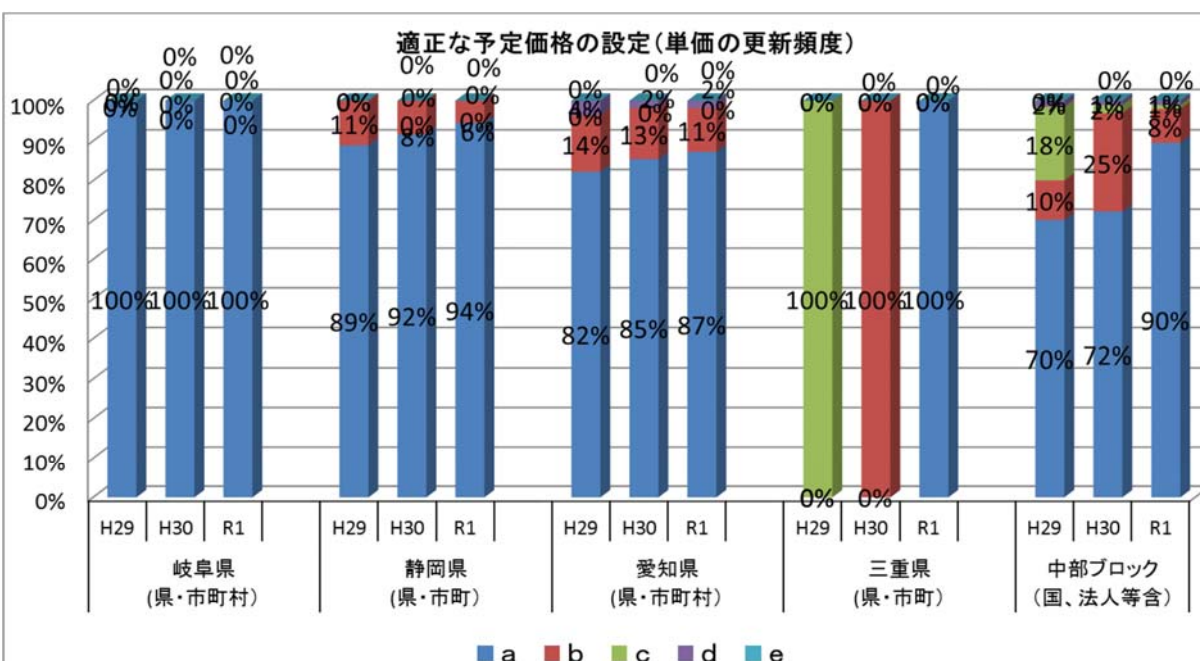


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(1)－2 単価の更新頻度(物価資料に掲載のあるものを対象とする。)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 中部ブロックでは、約8割の発注者が3ヶ月以内に最新単価に更新して使用。

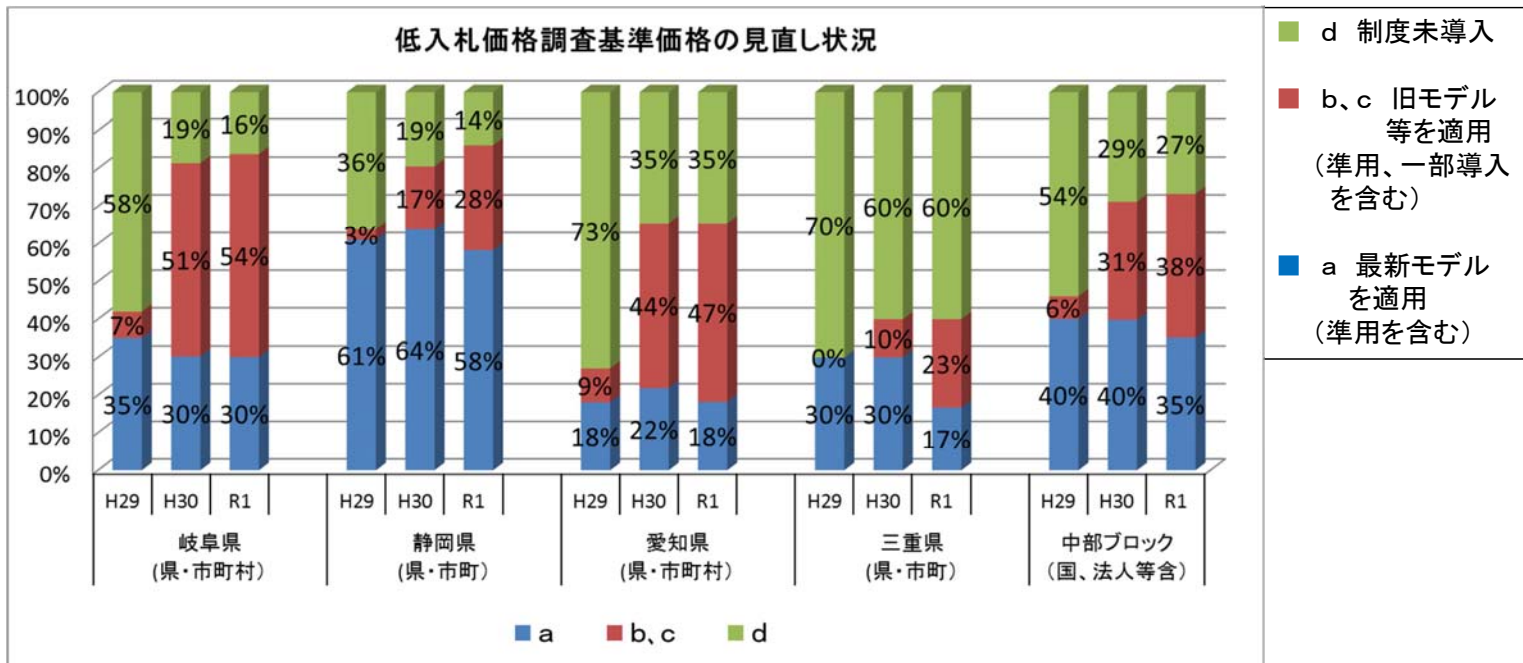


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組。

○ 平成29年4月、平成31年3月に「中央公契連モデル(工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル)」調査基準が見直され、中部ブロックでは、約3割(準用含む)が最新基準への見直しを実施。

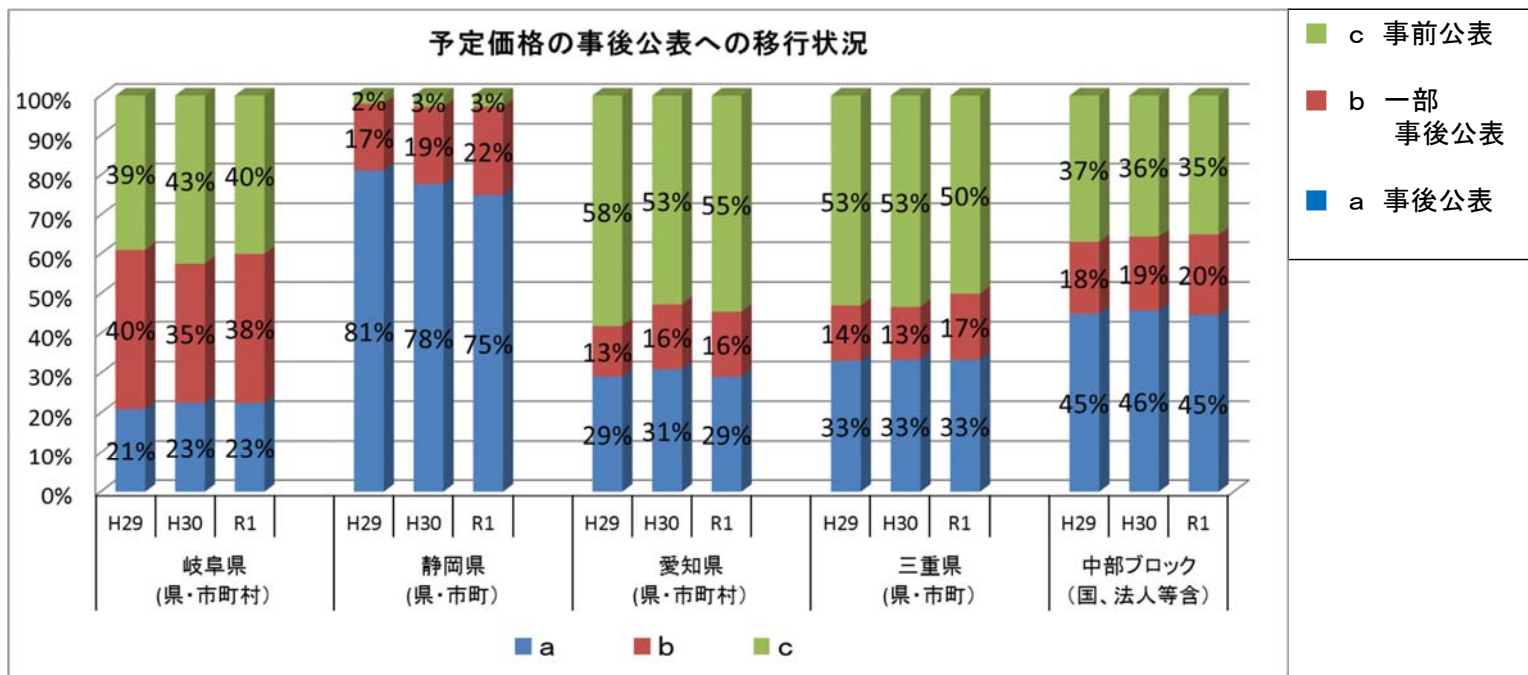


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

(3) 予定価格の事後公表への移行状況

◇ 適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態や、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねることのないよう、事前公表を事後公表に移行する取組。

○ 中部ブロックでは約6割が事後公表(一部公表含む)を実施。



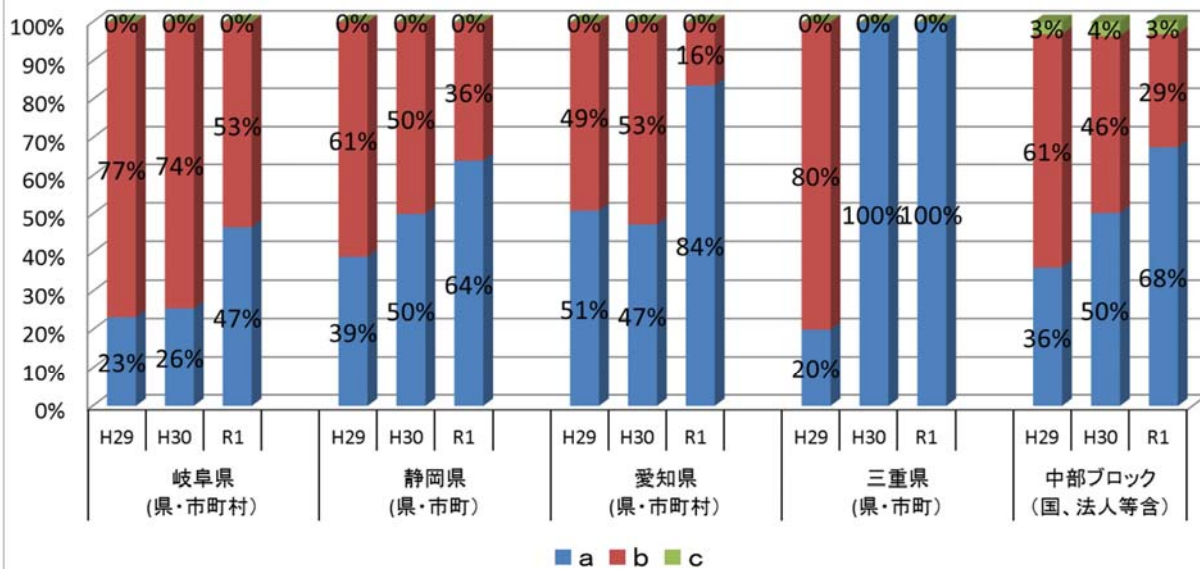
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

(4)－1 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組。

- 中部ブロックでは、約5割が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備、97%が設計変更を実施。
- 各県における設計変更ガイドラインの整備が完了し、今後市町村へも活用される見込み。

適切な設計変更(設計変更ガイドラインの策定・活用状況)



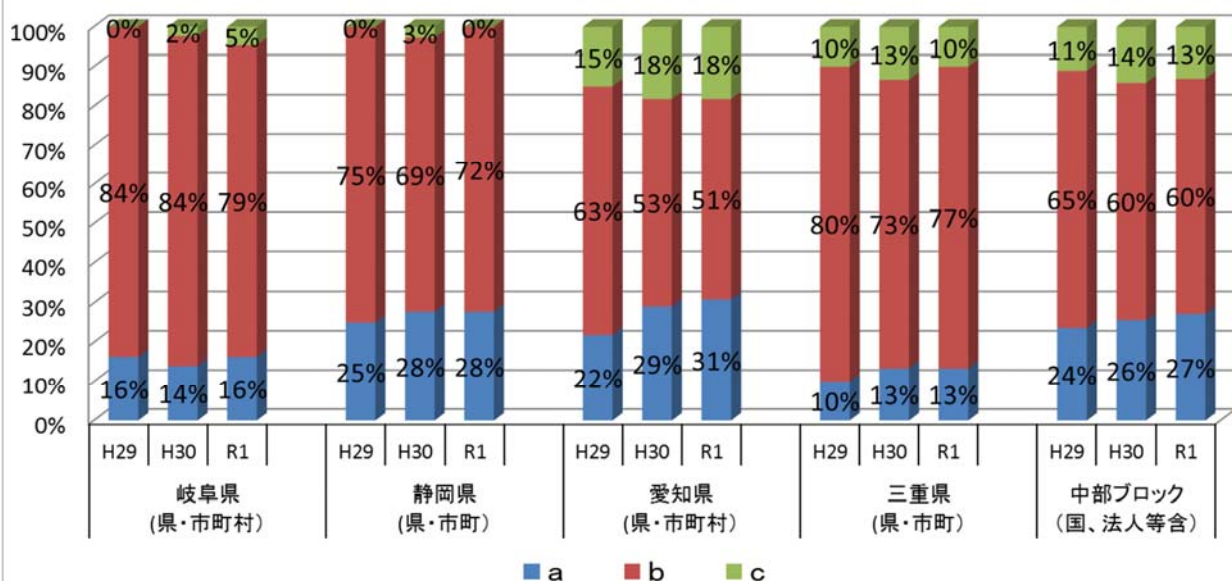
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組。

- 中部ブロックでは、約9割が導入(試行含む)。

総合評価落札方式の導入状況

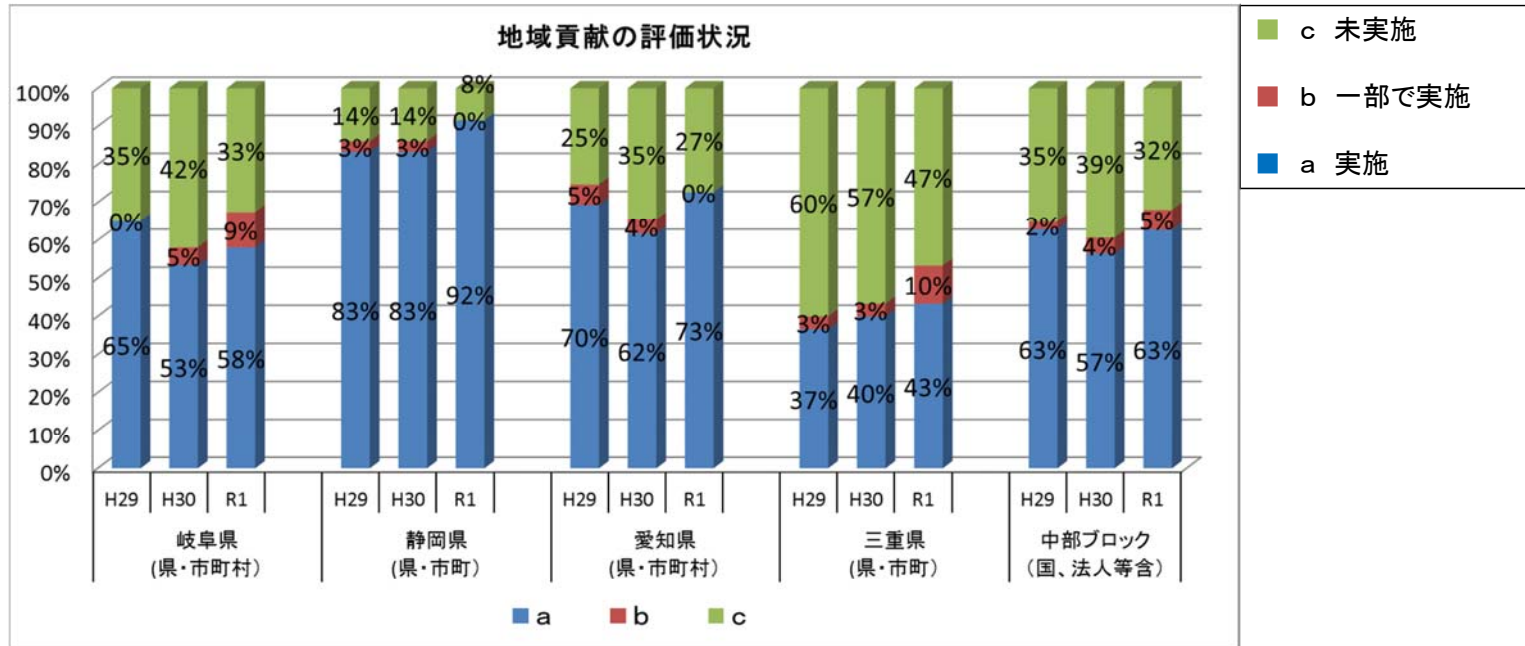


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(6) 地域貢献の評価状況

◇ 総合評価において地域貢献度を適切に評価し、地元企業の育成を図る取組。

○ 多くの機関で総合評価の評価項目として実施しており、中部ブロックでは約6割が実施。



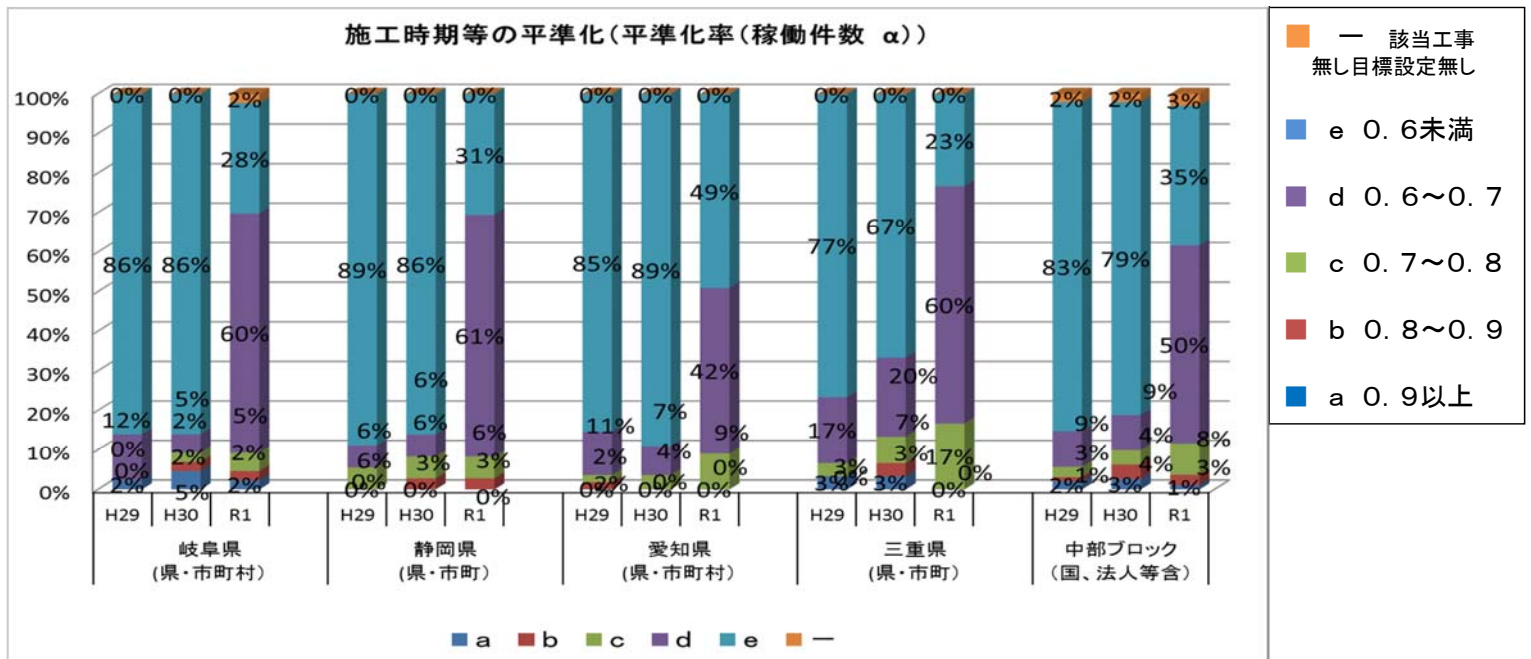
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

○H30中部重点項目 (7) 施工時期の平準化(稼働件数) ◎全国統一的指標

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

◇ 平準化率(稼働件数 α) : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 中部ブロックの平成30年度の実績は、8割以上が0.6未満であるが、令和元年度の目標は、市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。

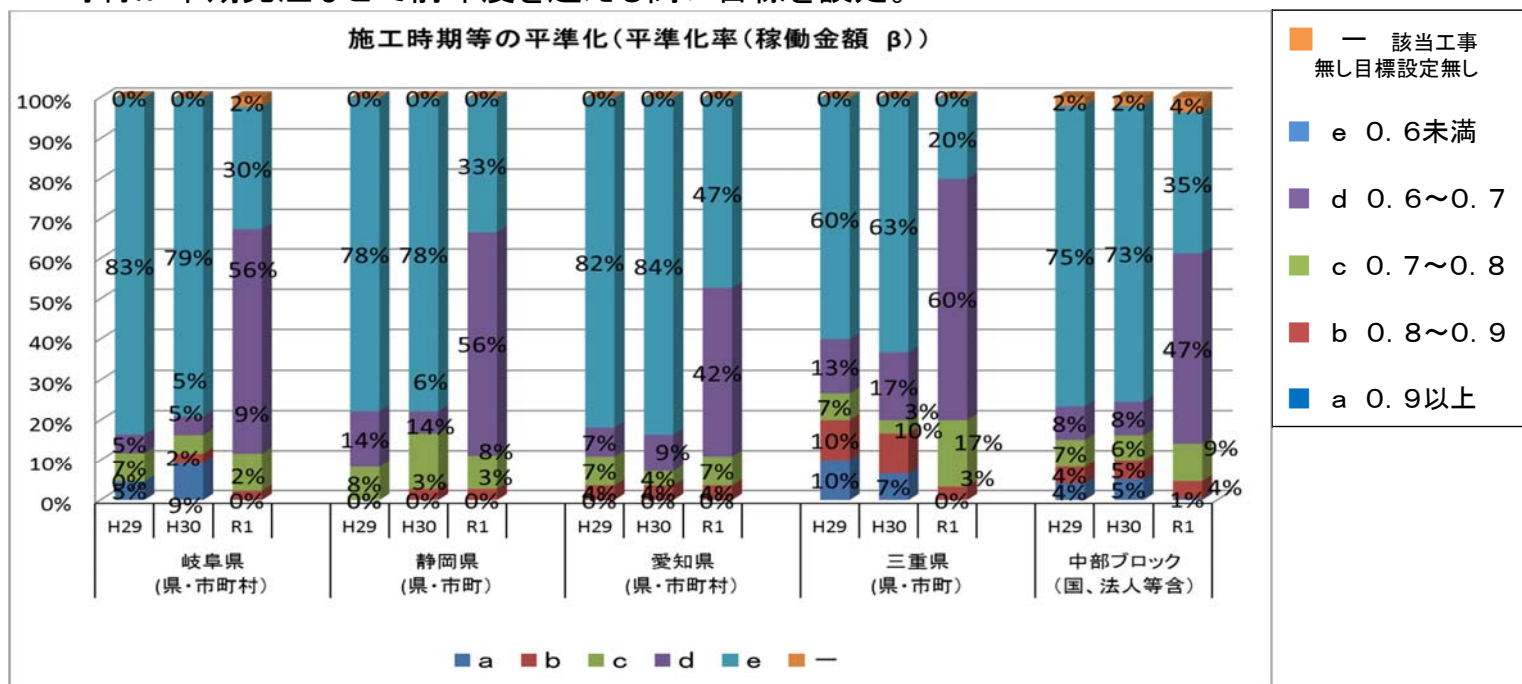


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

○H30 中部重点項目 (7) 施工時期の平準化(稼働金額) ◎全国統一的指標

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ **平準化率(稼働金額 β)** : **年度の4～6月期の平均稼働金額／年度の平均稼働金額**
 稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

○ 中部ブロックの平成30年度の実績は、約8割が0.6未満であるが、令和元年度の目標は、市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

自己評価におけるH30の平準化の状況

◇ 施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで、人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

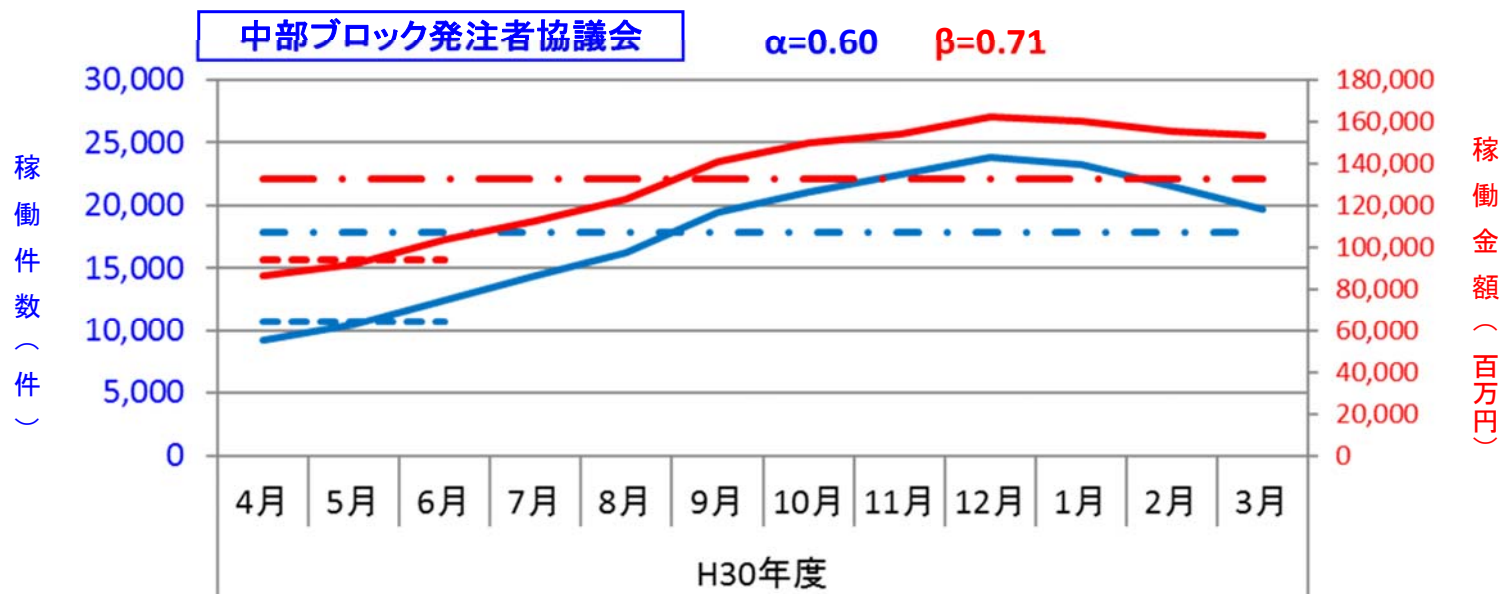
中部地方における公共事業工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額

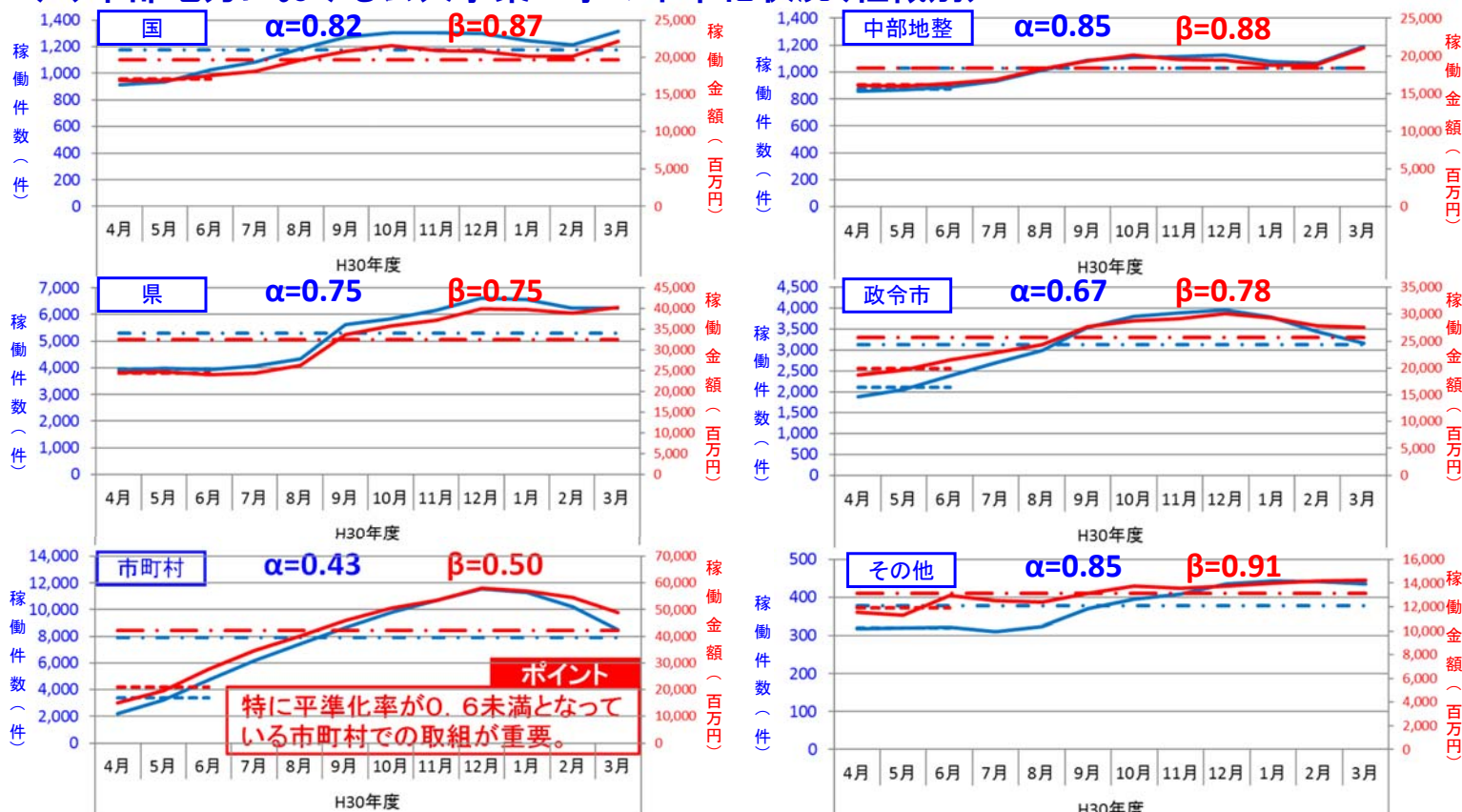
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの



※中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価」の集計(191機関で実施)

自己評価におけるH30の平準化の状況

(1) 中部地方における公共事業工事の平準化状況(組織別)



※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況

※『国』は、農水省・防衛省・独立行政法人など。『その他』は、NEXCO・JR・公益法人など。

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数

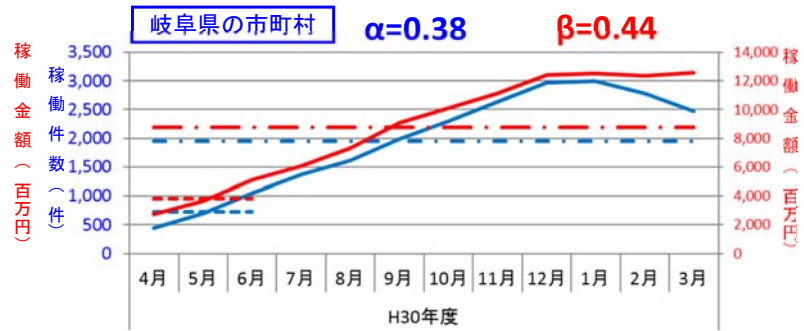
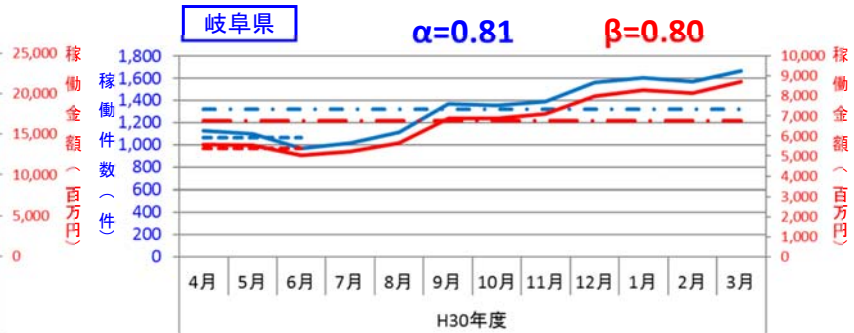
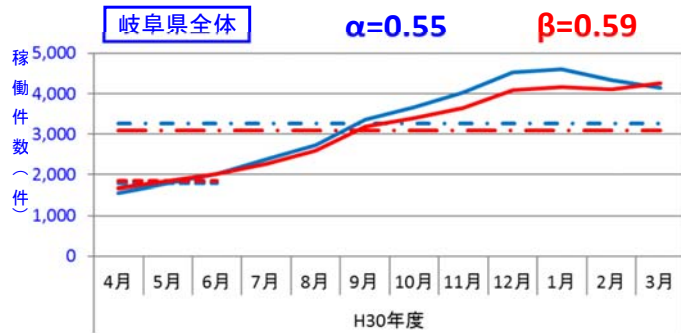
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH30の平準化の状況

(1)岐阜県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

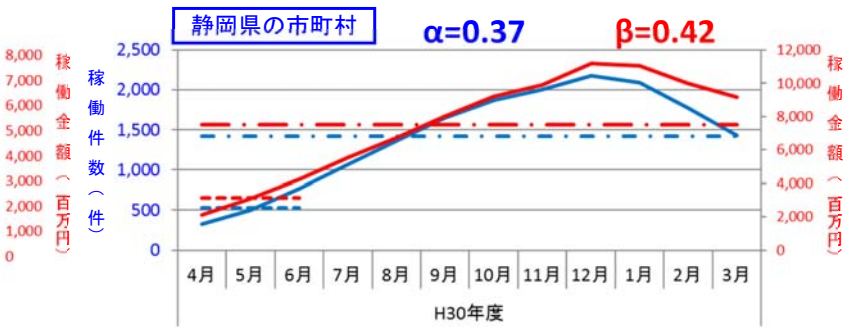
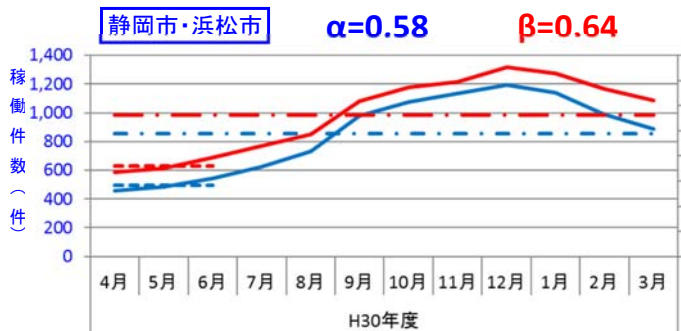
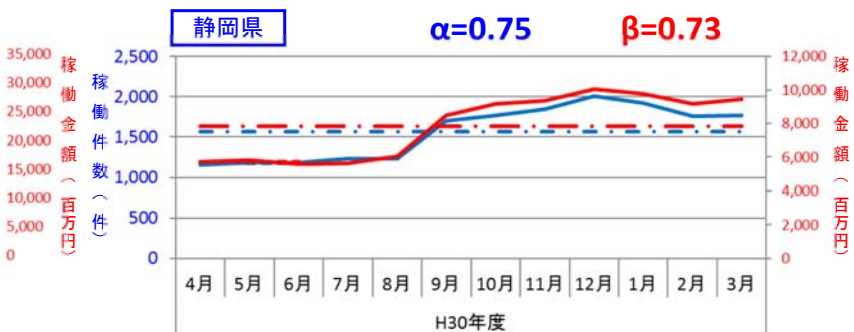
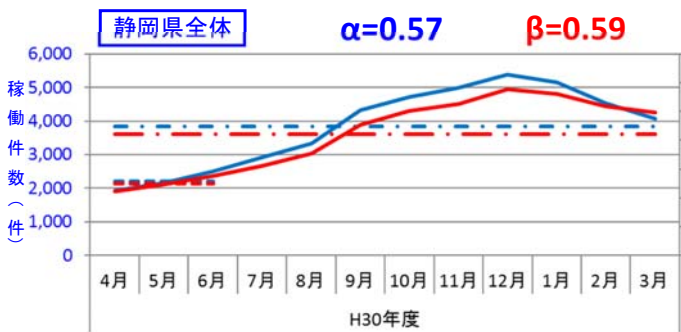
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
※全体は、県・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH30の平準化の状況

(1)静岡県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

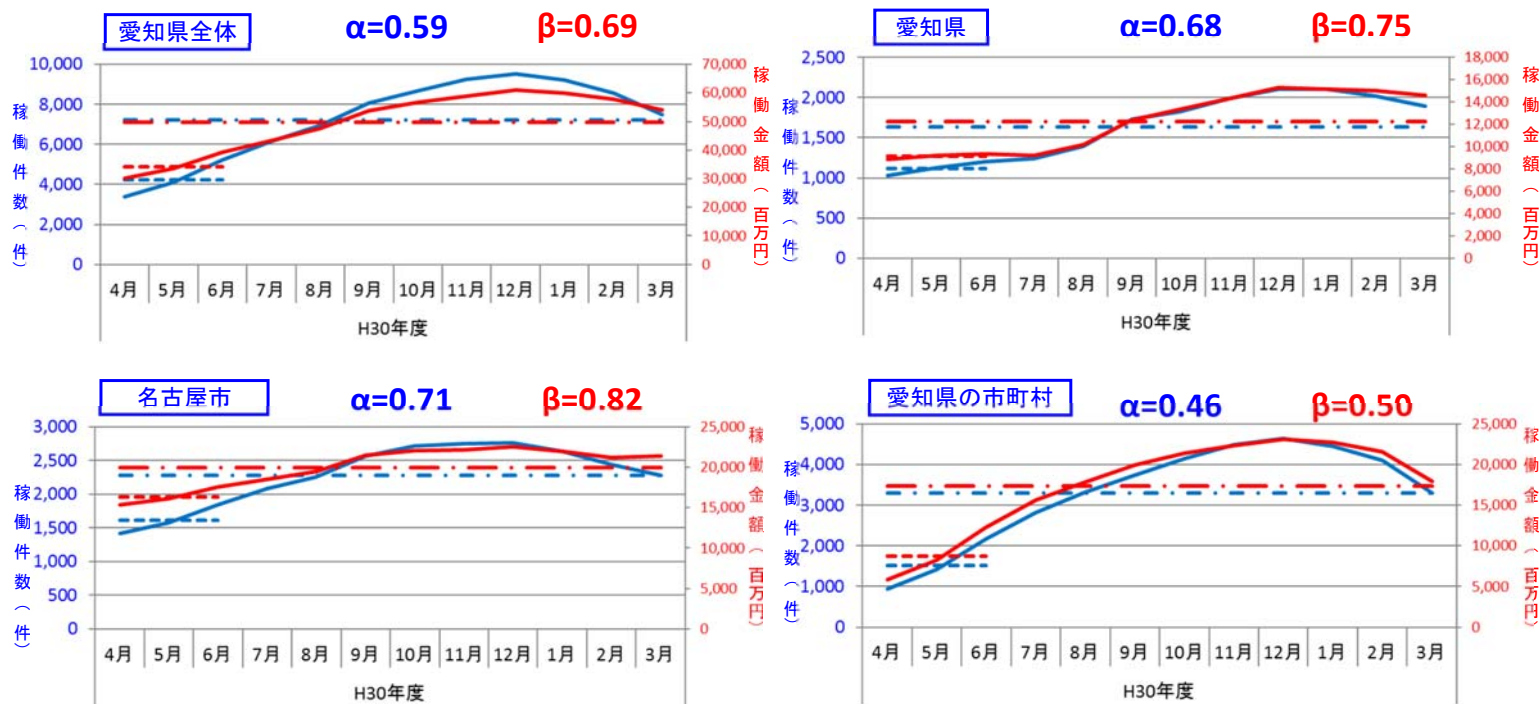
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH30の平準化の状況

(1)愛知県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

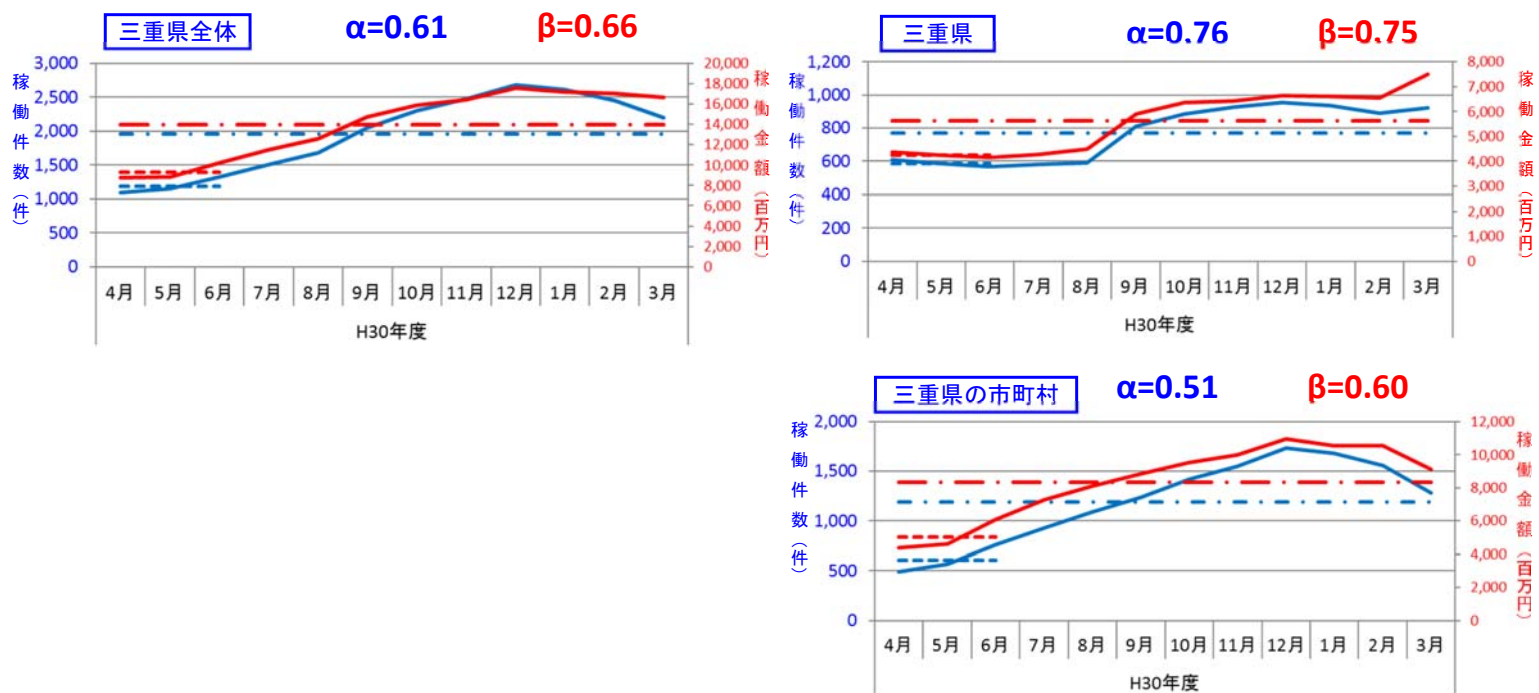
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH30の平準化の状況

(1)三重県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
※全体は、県・市町村

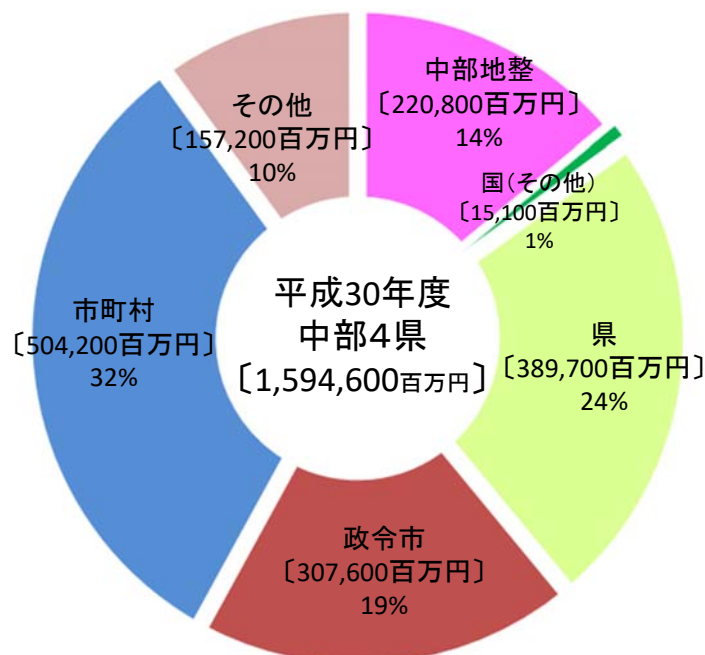
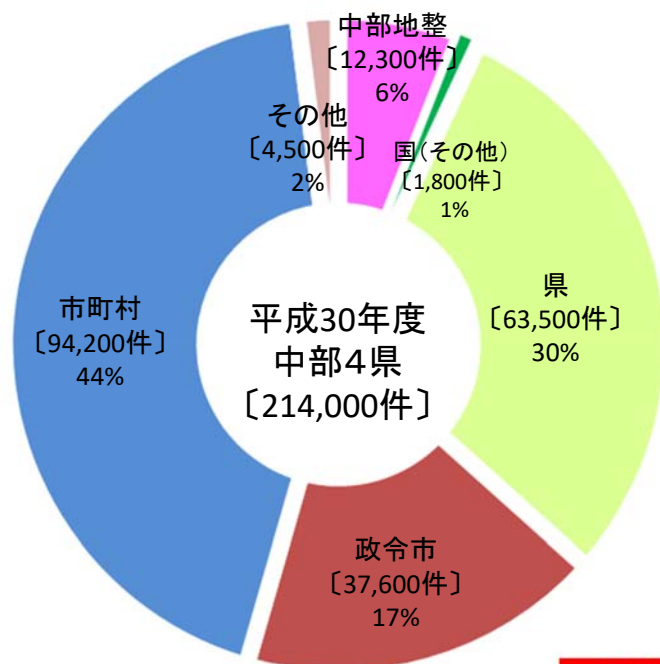
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH30の平準化の状況

(2)中部4県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠

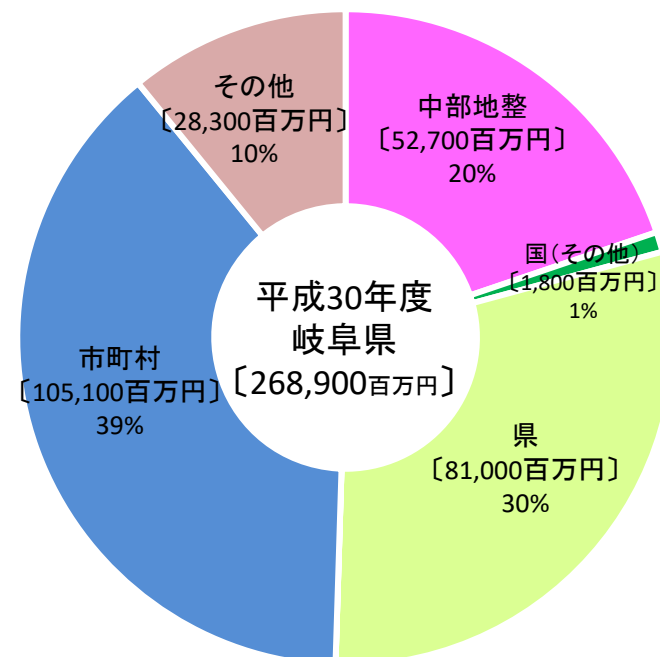
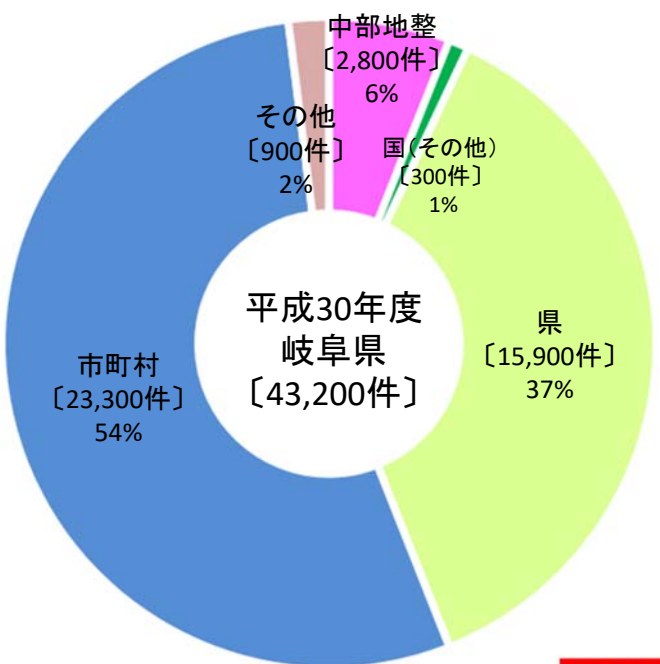
※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省 などの国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

自己評価におけるH30の平準化の状況

(2)岐阜県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

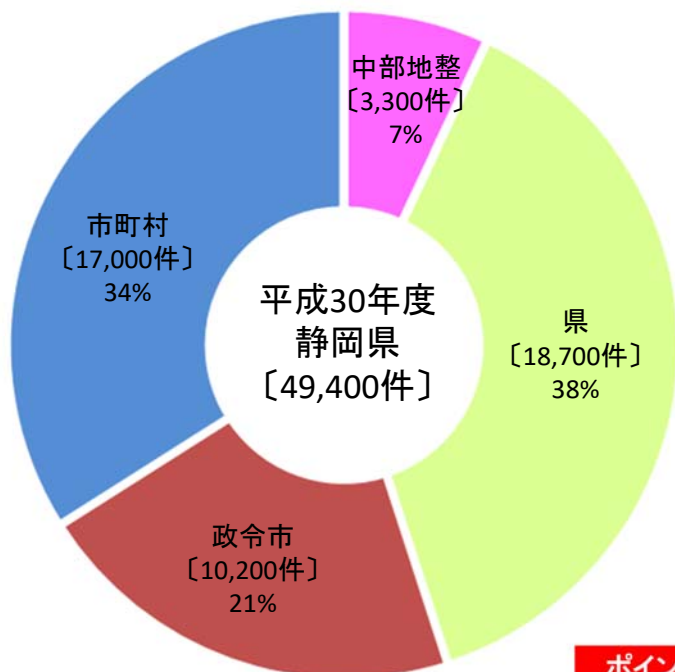
中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省 などの国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

自己評価におけるH30の平準化の状況

(2) 静岡県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

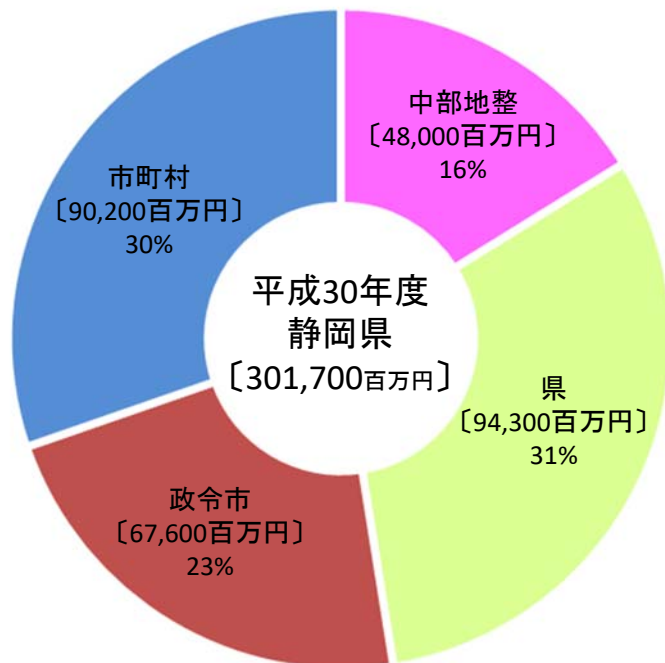


※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省 などの国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

工事稼働金額における発注機関別の割合



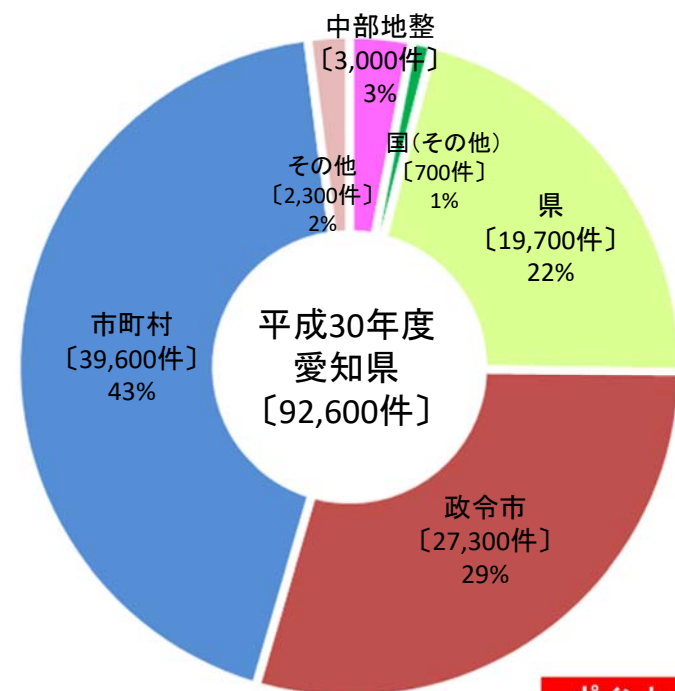
ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町での取組が不可欠

自己評価におけるH30の平準化の状況

(2) 愛知県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

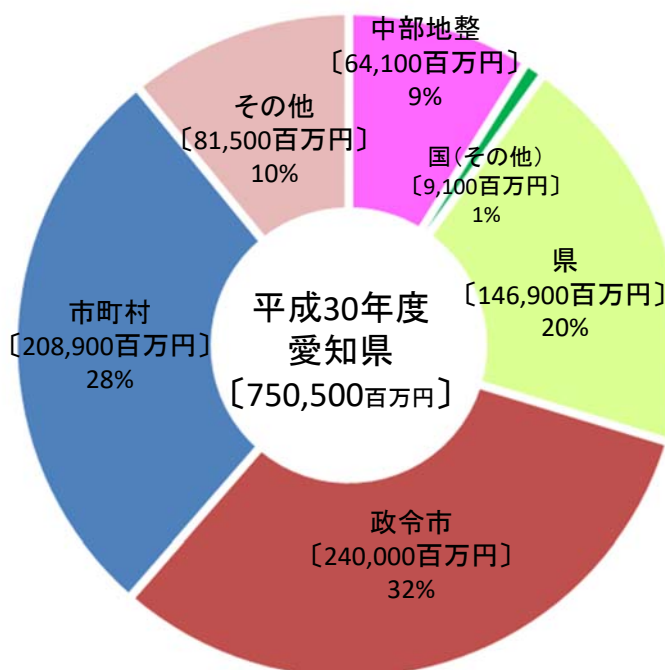


※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省 などの国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

工事稼働金額における発注機関別の割合



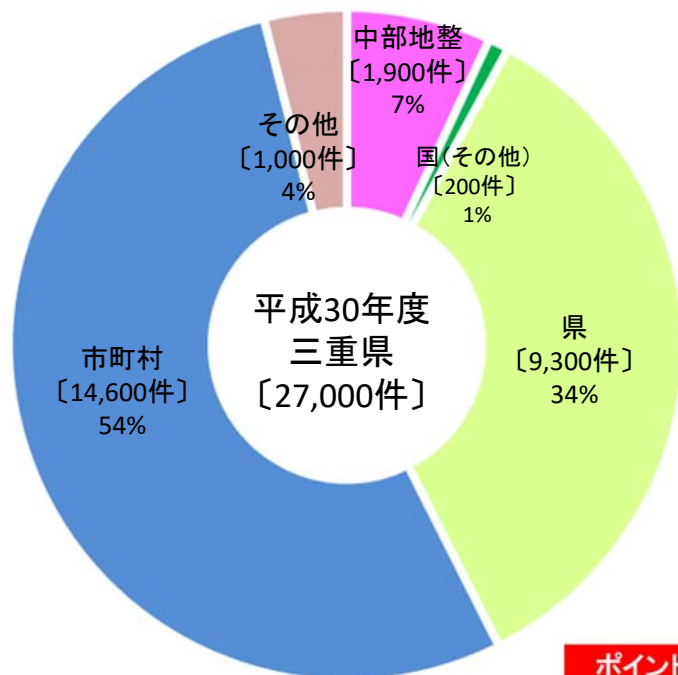
ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町・村での取組が不可欠

自己評価におけるH30の平準化の状況

(2)三重県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

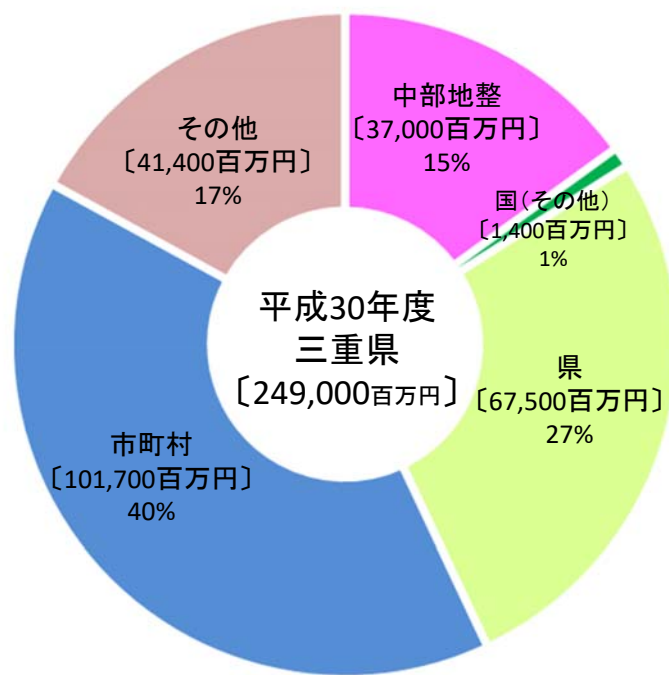


※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成30年度の平準化の状況

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町での取組が不可欠

平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)

(さ) 債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

(し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

(す) 速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

(せ) 積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

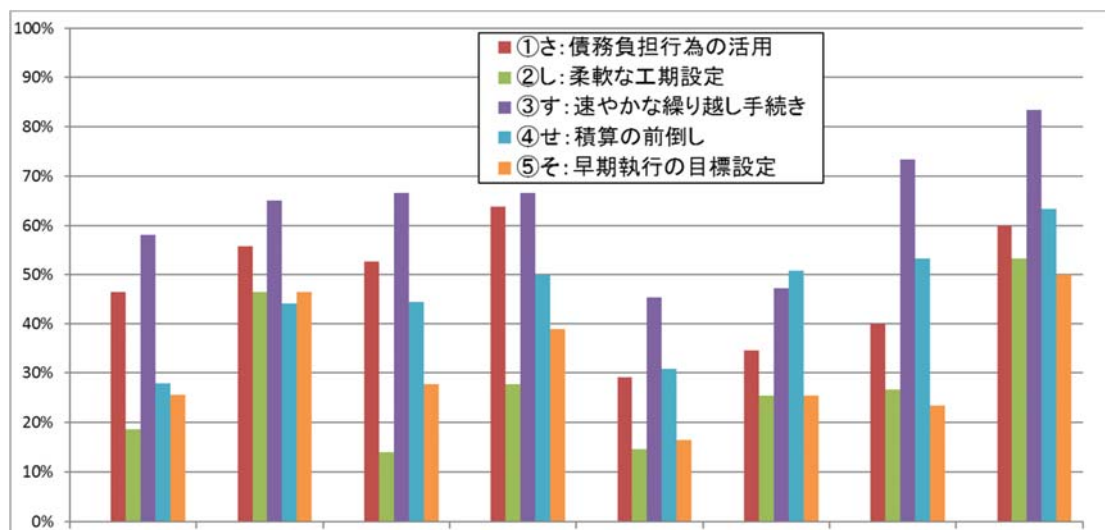
(そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

36

○中部重点項目 施工時期の平準化の取り組み状況(さ・し・す・せ・そ)

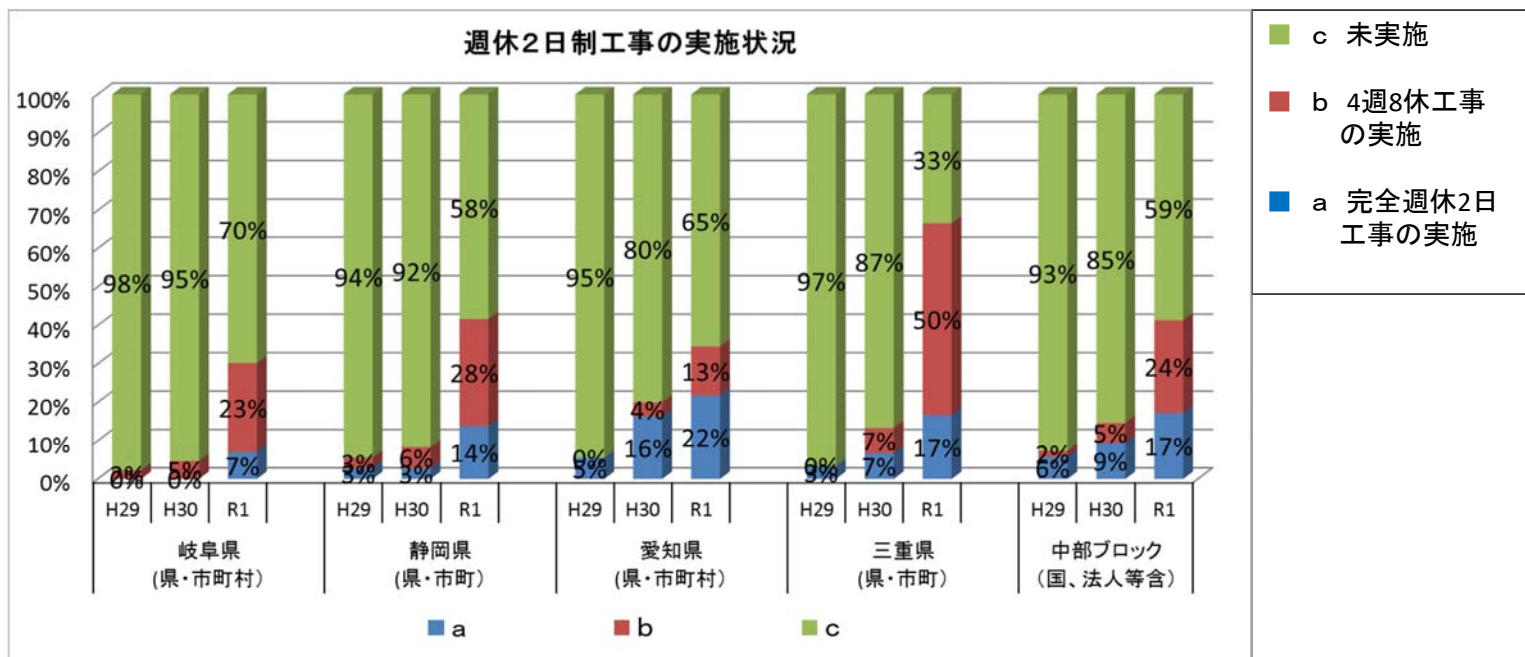
- 平準化の取組み5項目のH30実施状況は、「さ：債務負担行為の活用」が3～5割、「し：柔軟な工期設定」が1～3割、「す：速やかな繰越し手続」が4～7割、「せ：積算の前倒し」が3～5割、「そ：早期執行の目標設定」が2～3割。
- 令和元年度は、全5項目で取組の向上を目標としており、各県部会で推進。



	岐阜県 (県・市町村)		静岡県 (県・市町)		愛知県 (県・市町村)		三重県 (県・市町)	
	H30実績	R1目標	H30実績	R1目標	H30実績	R1目標	H30実績	R1目標
①さ: 債務負担行為の活用	47%	56%	53%	64%	29%	35%	40%	60%
②し: 柔軟な工期設定	19%	47%	14%	28%	15%	25%	27%	53%
③す: 速やかな繰越し手続	58%	65%	67%	67%	45%	47%	73%	83%
④せ: 積算の前倒し	28%	44%	44%	50%	31%	51%	53%	63%
⑤そ: 早期執行の目標設定	26%	47%	28%	39%	16%	25%	23%	50%

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組。

○ 中部ブロックの平成30年度の実績は、国、県、政令市、市の一部等で1割程度の実施であるが、令和元年度の目標では、市町等での取組みが進み4割を超える見込み。



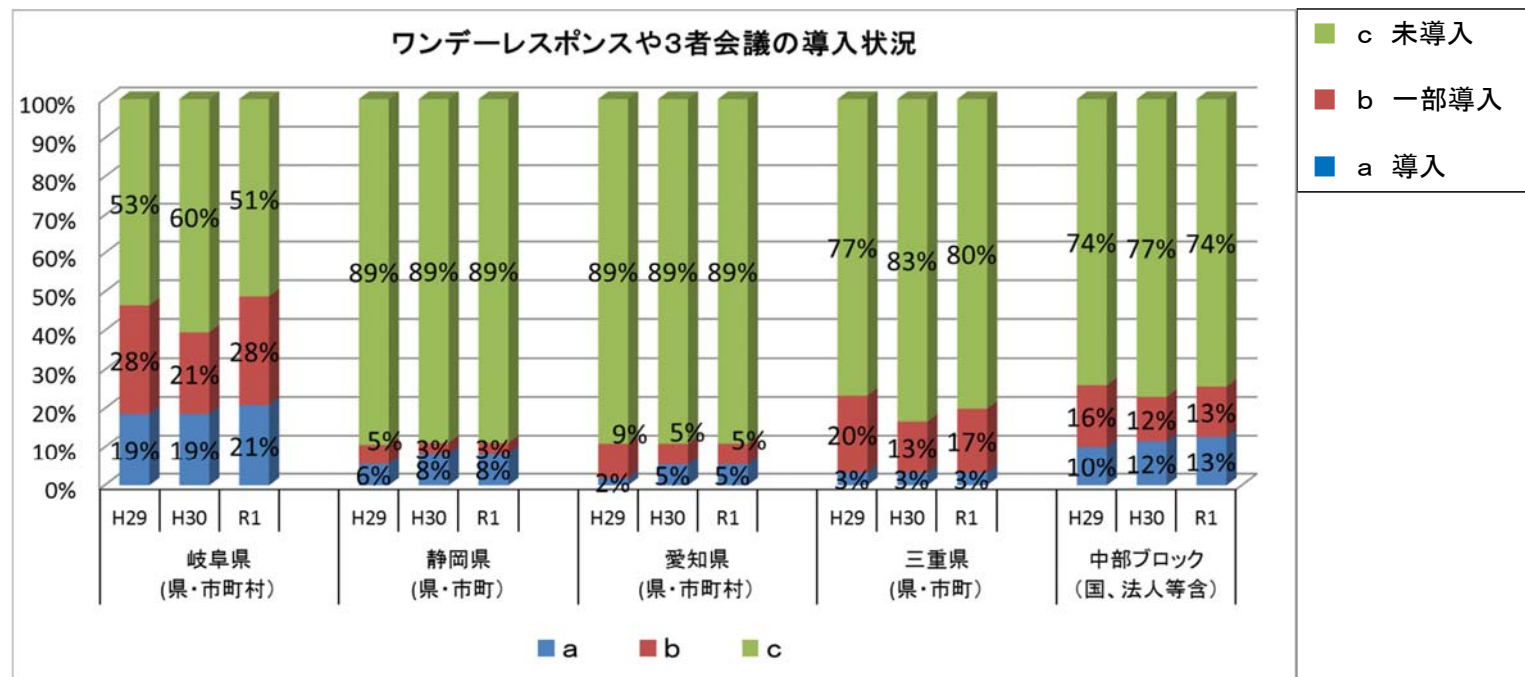
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

(9) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

◇ 設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議の開催や各発注者は受注者からの協議等について速やか、かつ適切な回答を行うという取組。

○ 岐阜県では、約5割(一部含む)が導入。

○ 中部ブロックでは、約3割(一部含む)程度の導入。

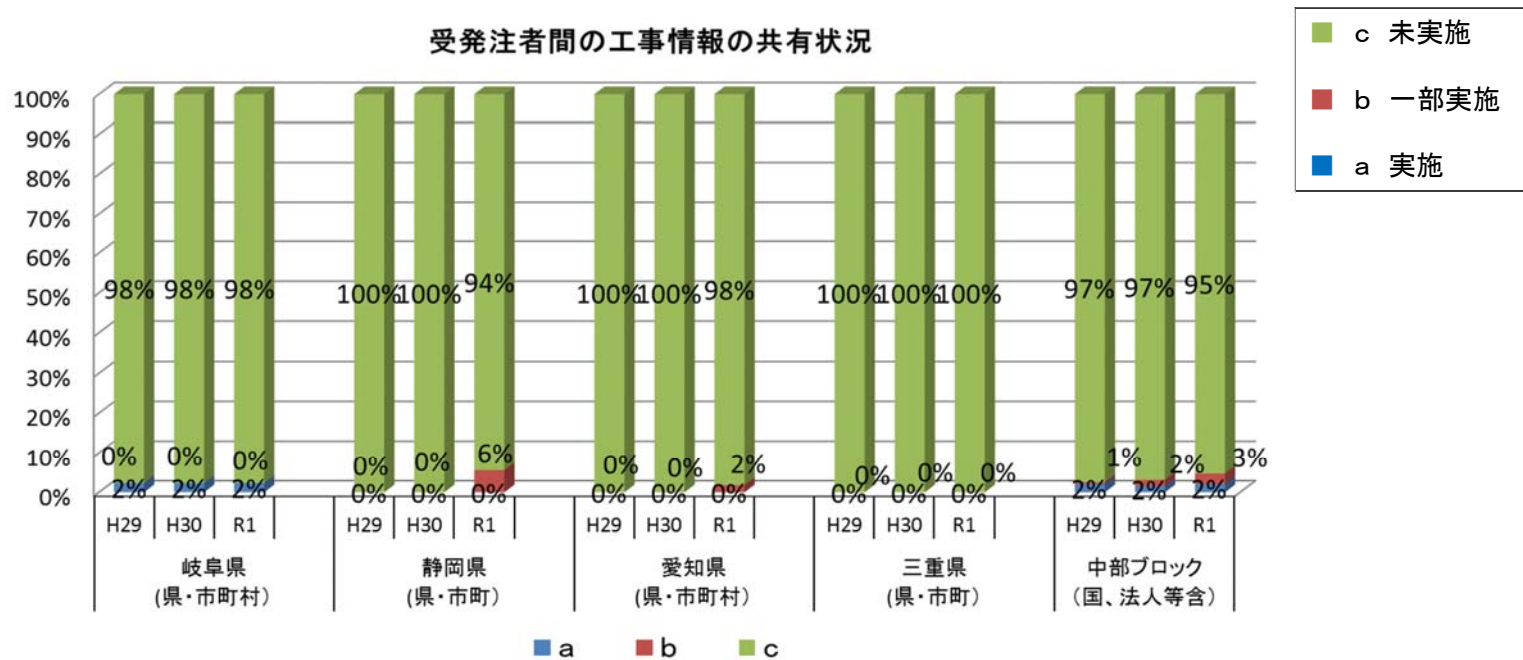


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)

◇ 受発注者間の工事情報を共有化することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組。

○ 殆どの発注者が未実施であり、中部ブロックでは3%程度(一部実施を含む)の実施状況。

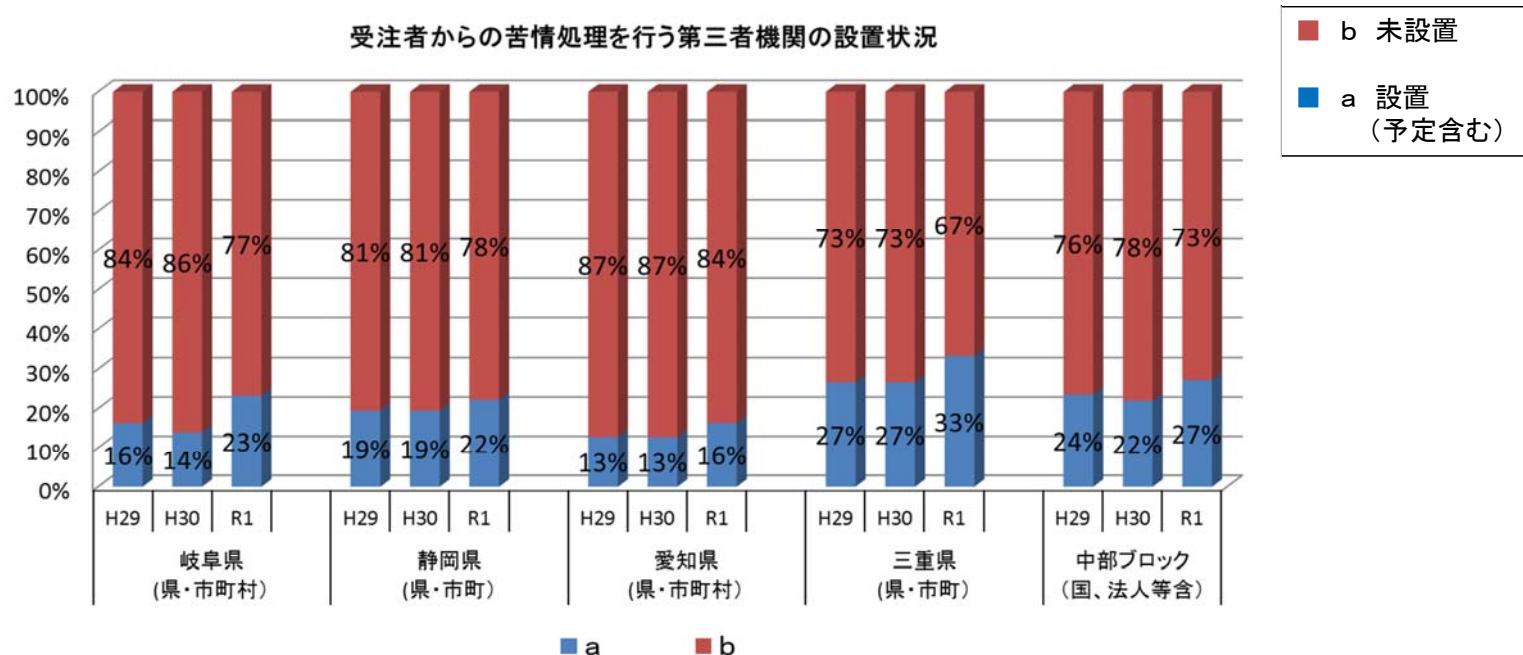


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関等の設置状況

◇ 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備する取組。

○ 中部ブロックにおける第三者機関の設置状況は、約2割程度。



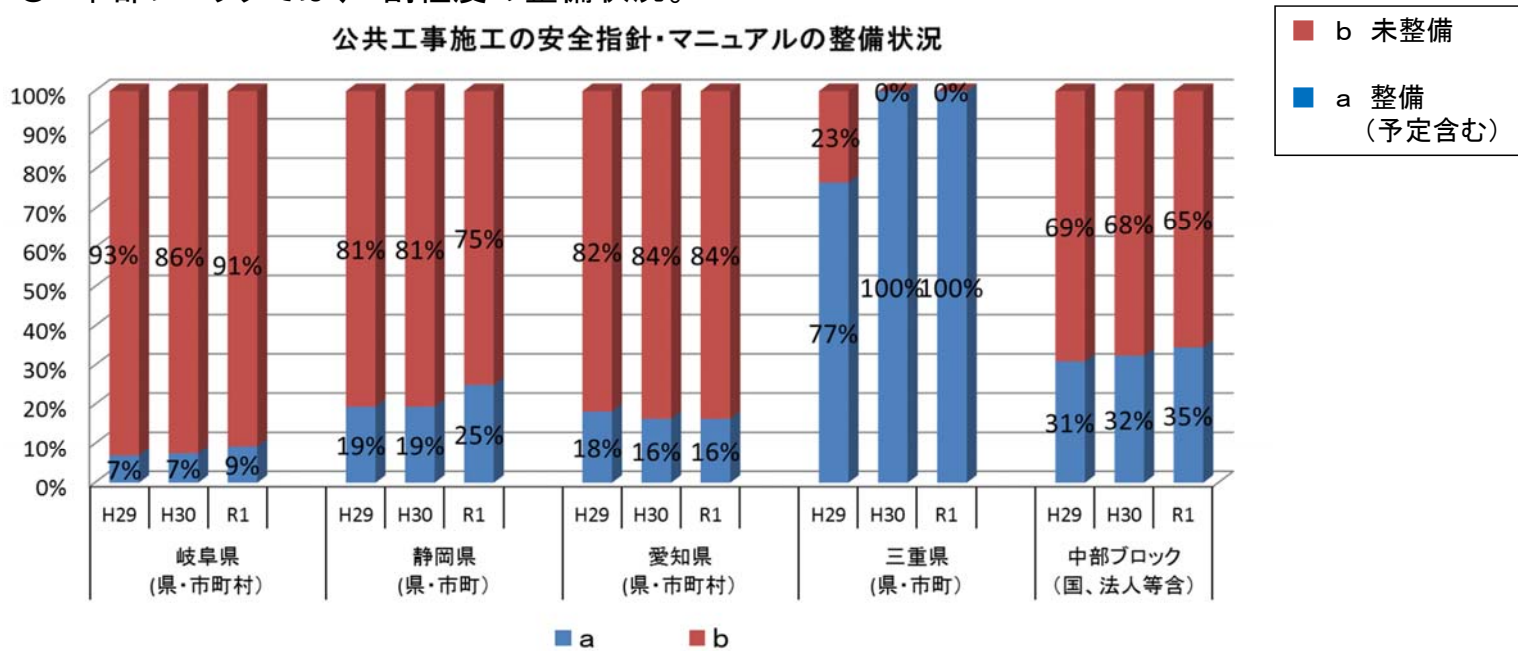
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況

◇ 公共工事施工の安全指針やマニュアルを整備することにより、安全対策の強化を図り、公衆災害事故、工事関係者事故を無くすことにより、もって工事品質の向上を図る取組。

- 三重県では、安全指針を整備完了。
- 中部ブロックでは、3割程度の整備状況。

公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況



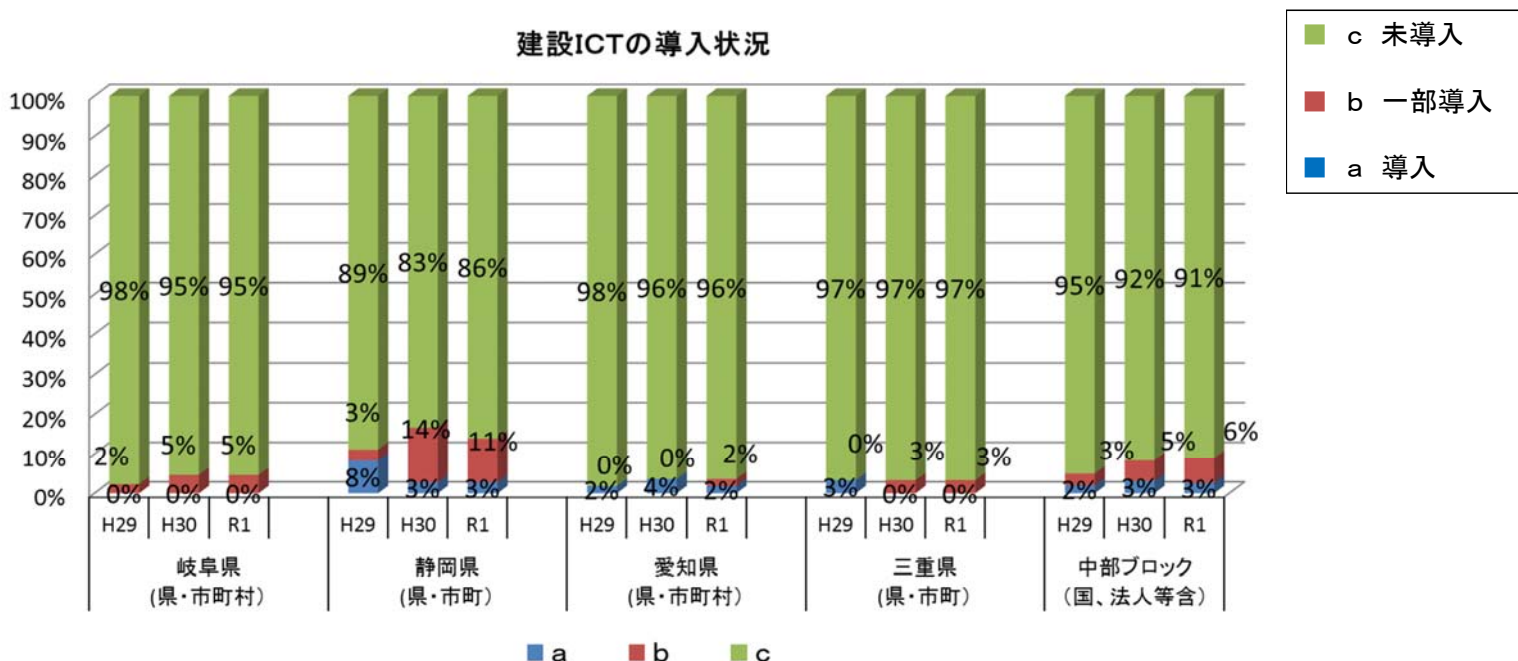
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(13) 建設ICTの導入状況

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

- 地方整備局で本格導入し、各県、政令市、市の一部で試行工事を含め実施。

建設ICTの導入状況

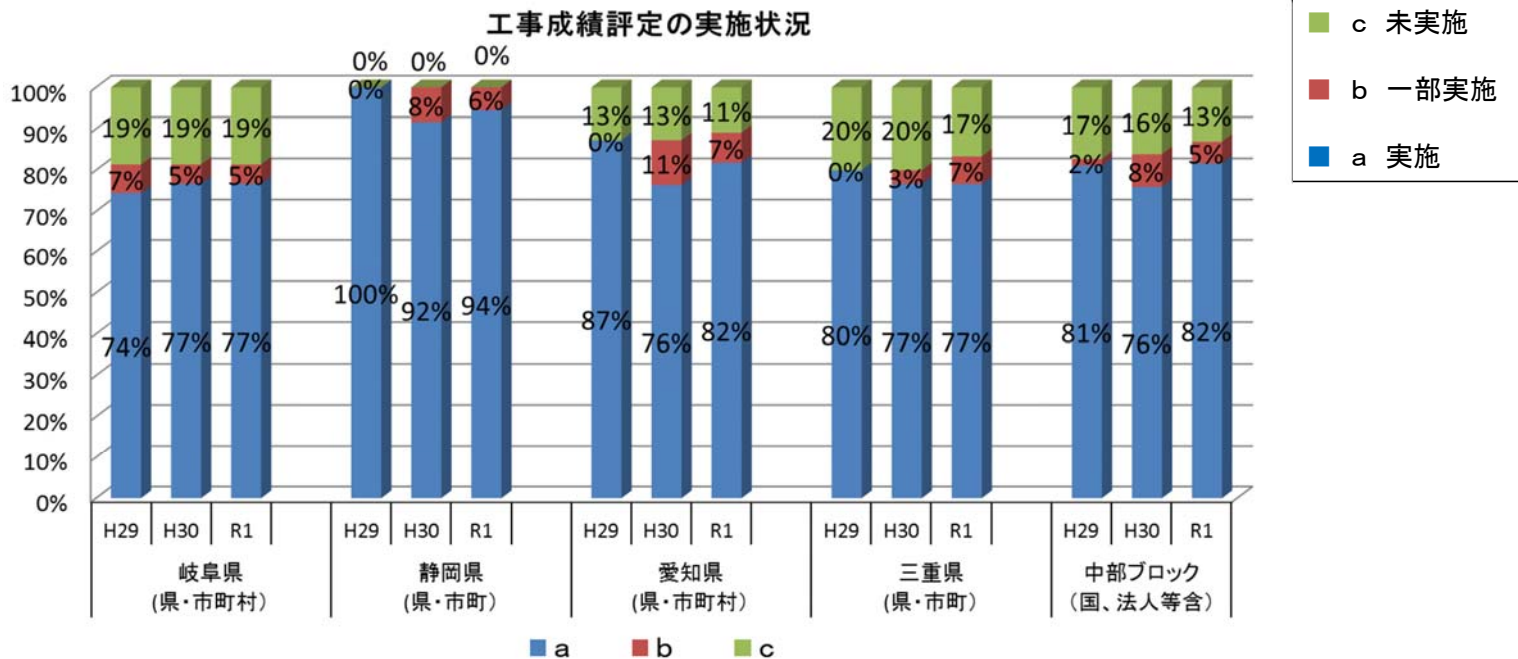


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・R1は、各発注者が定める目標値。

(14) 工事成績評定の実施状況

◇ 適切な工事評定の実施により、不良不適格業者の排除や構造物の品質向上を図る取組。

○ 静岡県では、全ての自治体の実施(一部実施含む)。中部ブロックでは、約8割が実施。



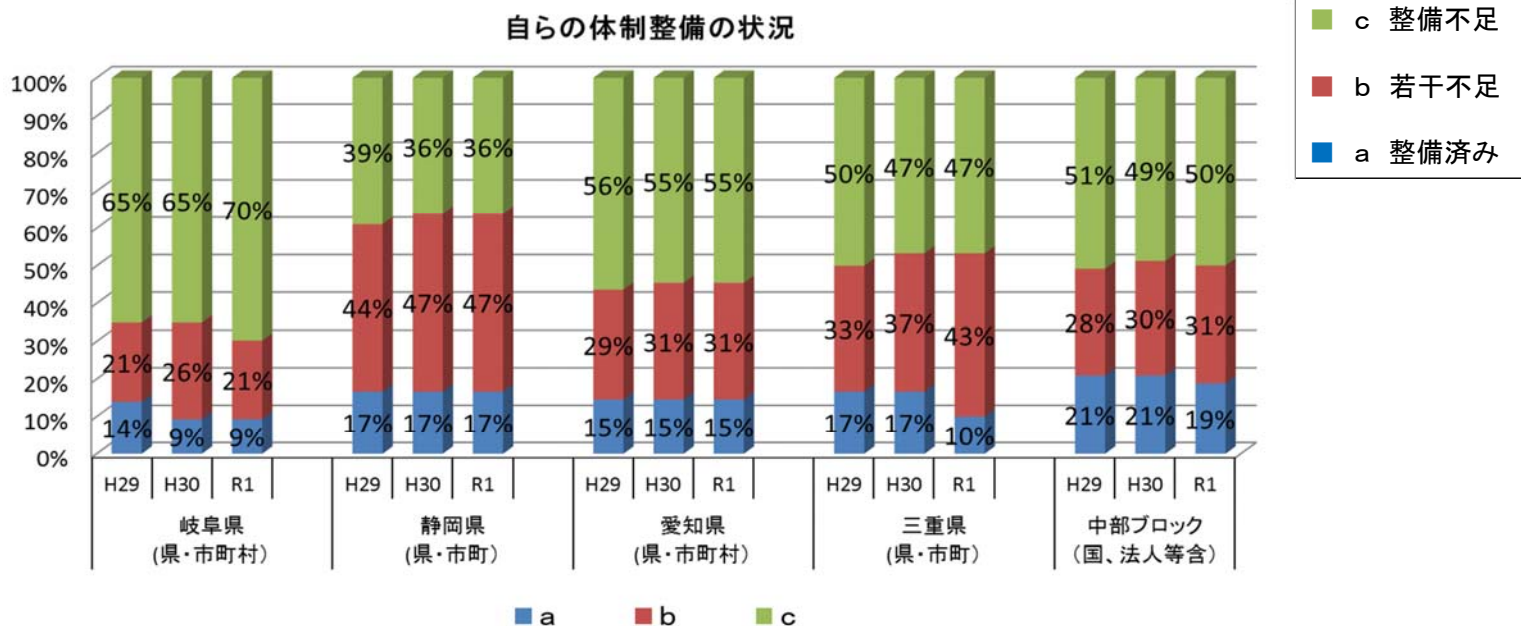
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・R1は、各発注者が定める目標値。

(15) 自らの体制整備の状況

◇ 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、困難な場合は発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するという取組。

○ 中部ブロックでは、自らの体制を「整備済み」と評価しているのは2割程度で、体制が不足している状況。

○ 外部委託の活用等により発注体制を整備する必要がある。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

・本調査は自らの体制の状況を自己評価したものである。

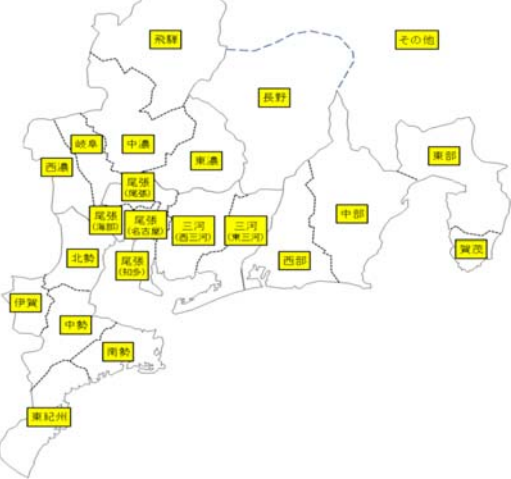
2. 地区別発注見通しの取組

中部ブロック発注者協議会として、各発注機関の工事発注見通しの全容が、地域毎に把握できるよう「地区別発注見通し」を公表する取組をH29. 4より実施。
国・県・市町村 196機関※のうち、192機関（約100%）が参画（R1.7現在）

※協議会委員以外に、国土交通省東京航空局、大阪航空局、農林水産省関東農政局、防衛省南関東防衛局が参画（オブザーバーは除く）

- 【地区別発注見通し公表による取組効果】
- 建設企業の技術者の配置計画や労務、資材の手配に役立
 - 年間を通じた仕事量の確保、繁閑の差の解消、人材・資機材の効率的な活用を促進でき「平準化」に有効
 - 災害時においては、上記の他、建設企業が復旧・復興工事に協力できる範囲を容易に選択することが可能

◆発注見通しの地区割り(22地区) 【公表様式】



記入機関

入契法施行令による公表項目

任意項目 (未記入可)

発注機関名	担当事務所 (課) 名	工事名称	工事場所 (自)	工事場所 (客)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	工事概要	概算工事規模
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇 橋下部工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、橋脚2基、橋脚4基、橋脚打杭(φ〇〇m、L=〇〇m) 〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇県	〇〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、橋脚一式、排水構造物一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇立米	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇四半期	約〇ヶ月	庁舎(R〇-2 〇〇平米) ほか 新築改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満

「地区別発注見通し」の公表（令和元年7月期）

【掲載工事数】
17, 116工事（第2四半期）

【掲載状況】

機関名	全機関数	参画機関数	※1 参画機関率	備考 掲載機関数(R1.7)
国等の機関	32	32	100%	20
岐阜県及び 岐阜県内の自治体	43	43	100%	42
静岡県及び 静岡県内の自治体	36	36	100%	34
愛知県及び 愛知県内の自治体	55	55	100%	54
三重県及び 三重県内の自治体	30	30	100%	30
全体	196	196	100%	180

※1 参画機関率＝参画機関数／全機関数×100%

各機関の取組について

中部地方整備局の取組について

1. 地方自治体等支援
2. 施工時期の平準化
3. 週休2日工事
4. 情報共有システム(ASP)活用

令和元年7月



国土交通省 中部地方整備局

Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地方自治体等支援【中部地整】



国土交通省
中部地方整備局
Chubu Regional Development Bureau, MLIT

協議会事務局における取り組み

研修・講習会の実施

- ・改正品確法運用指針講習会を各県部会にて開催
- ・地方自治体の講習会・研修への講師派遣
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受入

直轄工事検査への臨場立会

- ・直轄工事の検査に自治体職員の臨場立会

人的支援

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」を設立し活用
認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (平成31年3月31日現在)

◆相談窓口一覧

(H31.4.1現在)

			事務所名等	役 職	担当者名	連絡先(電話)
公共 工事 発注者 支援本部	本 局		総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 建設専門官	山本 進一	052-953-8131
			営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	武居 直幸	052-953-8197
	県 代 表 事 務 所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	永田 基	058-251-1321
			岐阜国道事務所	副所長(技)	服部 一宏	058-271-9811
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	臼田 文昭	054-273-9100
			静岡国道事務所	副所長(技)	小森 和弘	054-250-8900
			清水港湾事務所	副所長(技)	堀池 昌生	054-352-4146
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	坂元 幸一	054-255-1421
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	浅沼 功	052-914-6711
			名古屋国道事務所	副所長(技)	稲垣 光正	052-853-7320
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	板生 考司	052-651-6266
			三河港湾事務所	副所長(技)	田村 誠	0532-32-3251
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	細野 貴司	052-229-2211
			四日市港湾事務所	副所長(技)	東野 隆之	059-351-1357
長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	鈴木 豊	0265-81-6411		
	飯田国道事務所	副所長(技)	田中 智徳	0265-53-7200		
その他事務所			「改正品確法運用指針」に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の 地域総合支援室「担当者」でも受付ます。			

4

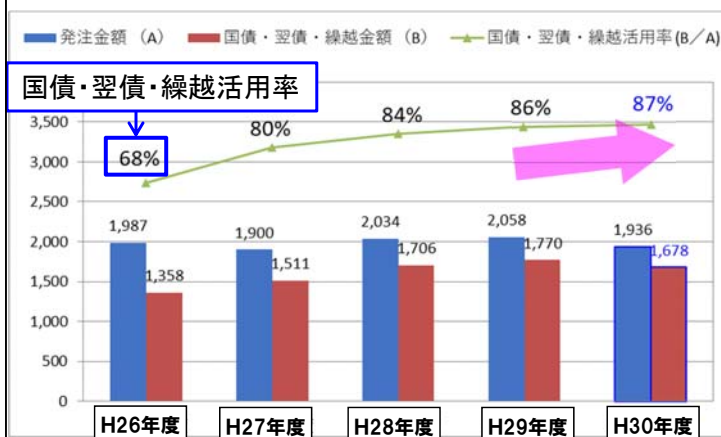
施工時期等の平準化の取組【中部地整】

金額ベース(β) 平成30年度 β=0.88

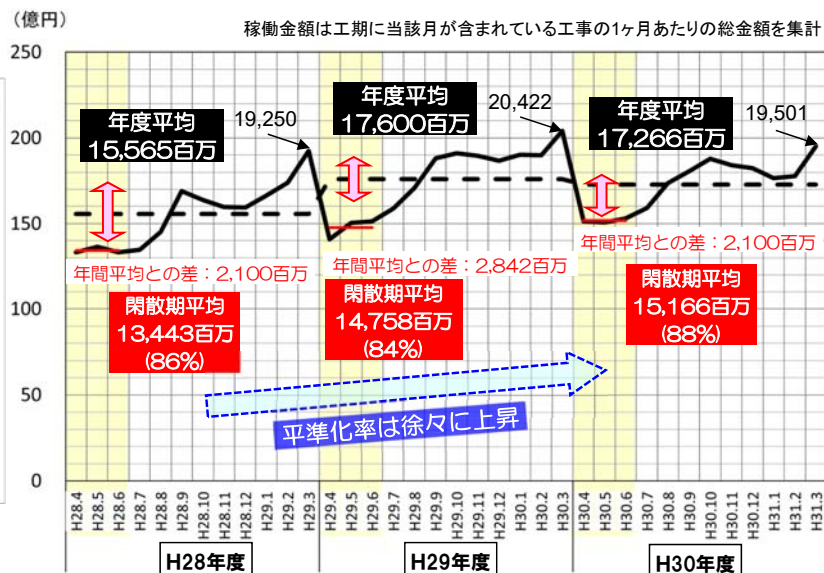
- ・引き続き、国債・翌債・繰越の活用を推進中(平成30年度実績(金額ベース):約87%)
- ・早期発注、ゼロ国の活用により閑散期(4~6月)の平均稼働率(金額)は、徐々に向上。

1. 国債・翌債・繰越活用状況

2. 発注工事の月別稼働状況



※ 工事契約実績金額より集計(港湾工事除く)



※閑散期: 4~6月

凡例
— 全工事の月別稼働件数
--- 全工事の年度内平均稼働件数

3

5

週休2日工事の取組【中部地整】

- 原則、全ての土木工事を対象とし、発注方式を設定 ※ 維持工事や緊急対応工事等は対象外
- 平成30年度は、730件の工事で実施【対前年比:1.5倍】
- 受注者希望型の実施率は42%（取組意思「有」）【対前年比:1.4倍】 ※ 平成31年4月末時点で意思表示済の工事を対象

平成30年度 週休2日工事の実施状況

分 類	完全週休2日		週休2日相当		計
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
契約済み（平成31年4月末現在）	59	5	84	582	730
週休2日取得意思「有」	59	4	84	200	347
週休2日取得意思「無」	0	1	0	281	282
週休2日取得意思「未定」	0	0	0	101	101

平成29年度 週休2日工事の実施状況

分 類	完全週休2日		週休2日相当		計
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
契約済み（平成31年4月末現在）	23	4	119	327	473
週休2日取得意思「有」	23	1	119	98	241
週休2日取得意思「無」	0	3	0	229	232

6

週休2日工事の取組【中部地整】

○取組概要

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されている。

⇒ 建設業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして H27年度より週休2日工事を試行

○H29年度以降の試行方針（H29年7月1日以降公告より適用※一部先行案件を除く）

原則、維持工事や緊急工事等を除き**全工事を対象**とし、発注者指定型と受注者希望型により発注する。
本官工事は「**完全週休2日**」、分任官工事は「**週休2日相当**」により休日取得を確認

準備・後片付け期間の見直し

- 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定
- H29年度に見直しを行った工程

工程区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	20日
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事（新設工事）	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事（修繕工事）	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

工期設定支援システムの導入

※ 平成29年度より、維持工事を除き原則として全ての工事で適用

- 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛りの標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工程単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）



適切な条件明示の徹底

※ 平成29年度より、維持工事を除き原則として全ての工事で適用

- 設定した工期に特記事項がある場合には、追加特記仕様書に条件を明示。

工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んで、歩掛り率等が設定されていることにより、工事の完了時期が決定している場合は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、平成▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率（実働日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数（実働日数×係数））	○、○
④地元調整等による工事不可期間	○日間
平成○年○月○日から平成○年○月○日	
⑤	
⑥	

※上記の他、特別に見込んである日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。
※余裕期間の設定がある場合は、余裕期間の特記記載例を踏まえて記載すること。

工事工程の受発注者間での共有

※ 平成29年度より、原則として全ての工事で適用

- 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を読み、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責にやらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



4

7

東海農政局の取組

令和元年7月

中部ブロック発注者協議会

農林水産省
東海農政局

1 重点の取組(その1)

(1)適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定 (H29年度～)

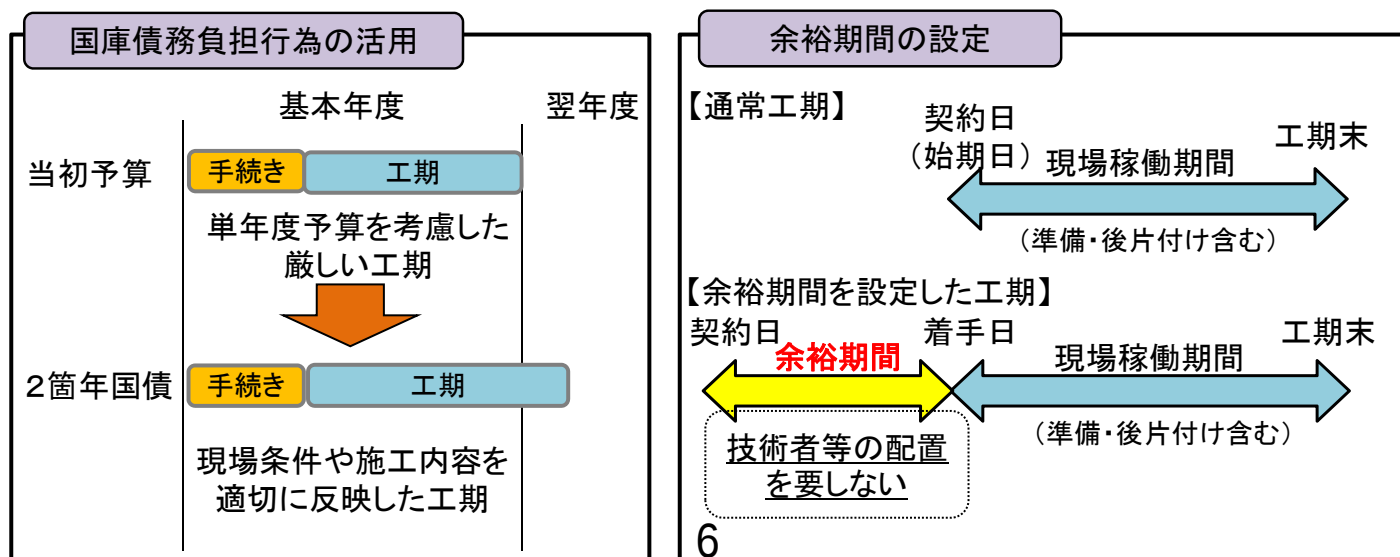
土木工事において、準備期間は40日(ただし余裕期間を設定する場合は30日)、後片付け期間は15日を標準とする。

②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。(平準化国債:平成30年度2件実施、令和元年度2件予定)

③「余裕期間」の試行 (H27年度～。平成30年度1件実施、令和元年度2件予定))

工事の着手前に建設資材や労働者の確保等の準備期間(「余裕期間」)の設定を試行。



1 重点の取組(その2)

(2) 週休2日制工事の実施

① 週休2日制工事の促進の試行(平成30年9月13日～)

週休2日相当(4週8休以上)の現場閉所を行ったと認められた場合には、工事成績の加点評価を行うことを試行。

② 週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行(平成31年3月29日改正)

週休2日に取組む工事について、工事着手日から工事完成日までの期間の現場閉所状況に応じて、経費を補正して計上することを試行。本年度の改正で施設機械工事を対象に追加。

段階	①週休2日制工事を促進するための取組（H30.9.13）	②週休2日の取得に要する費用の計上（H31.3.29）			
定義	・週休2日制を促進する工事において、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価する。	・工事期間を通じた現場閉所の日数が、4週6休以上となる場合それぞれの経費に補正係数を乗じる。			
内容	・実施状況において、加点評価：1～2点 加点評価者：所長、監督職員 ・現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を確保した場合は、履行実績取組証明書を発行。	・対象期間中の現場閉所の取組状況に応じて、下記の経費に補正係数を乗じる。			
		現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
		労務費	1.05	1.03	1.01
		機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
		共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.01
		現場管理費（率分）	1.05	1.04	1.02
対象	・平成30年度（達成件数：9件） 対応可能な工事全てを対象 ・令和元年度 対応可能な工事全てを対象	・平成30年度 土木工事を対象として、対応可能な工事全てを対象 ・令和元年度 対応可能な工事全て（土木・施設機械工事）を対象			

2

2 その他の取組(その1)

(1) 予定価格の適正な設定

① 施工箇所が点在する工事の積算方法について(平成29年8月改正)

同一工事で施工箇所が点在する場合において、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出できる適用範囲について、従来の「点在範囲5km超」から「1km超」に見直し。

② 工事の労務単価の前倒し改定 (平成31年2月改定)

工事の積算に適用する新たな労務単価(平成30年度単価に比べ、平均3.3%上昇)について、通常4月に改定する単価を3月から前倒し適用。

(2) 適切な設計変更

① 工事一時中止ガイドライン(案)の改訂 (平成30年3月改訂)

ガイドラインに記載する「発注者の中止指示義務」の留意事項に、以下の項目を追記。

A 一時中止の通知は、施工できないと認められる状態となってから10日以内を原則

B 客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、施工できない状態の範囲や受注者による作業の有無に関わらず、工事の全部又は一部の一時中止を通知

② 設計変更ガイドライン(円滑な設計変更のために)(平成30年3月改訂)

設計変更の対象範囲について、具体例を示して説明。H30改定では任意仮設における考え方等を追加。

③ 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の試行(平成30年9月制定)

現場条件の変更に伴い、新規工種が追加になった場合、変更追加した新規工種に請負比率を乗じない方法で変更金額を積算する取組を試行。

④ 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行(令和元年5月)

受注者から提出された日最高気温の計測結果資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率(工期日最高気温が30℃以上の日の比率)を算定し、契約変更時に現場管理費率を補正する取組を試行。

3

2 その他の取組(その2)

(3) 工事の性格等に応じた入札契約方式の選定・活用

- 総合評価落札方式における評価基準等の改正（平成30年3月改正）
 - A ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価 [標準A型、WTO適用対象工事]
 - B 受注機会の拡大及び品質確保の観点から、「工事成績評定」の評価基準と評価点を見直し [標準B型、簡易型] 現行)75点以上:2点 ⇒ 改正)75点以上から80点未満:1点、80点以上:2点

(4) 見積活用方式の試行について（平成30年7月改正）

工事の入札不調・不落対策として、入札参加者に見積書の提出を求め、予定価格の基となる積算に活用する取り組みを引き続き試行。

(5) 情報化施工技術を活用した工事の試行（平成31年3月改正）

情報化施工技術の適用範囲拡大

適用範囲拡大の例:1件の工事における取扱土量の合計10,000m³から1,000m³に緩和

(6) 受発注者の情報共有、協議の迅速化

- 工事における受発注者間の情報共有システムの活用(平成31年3月)
平成28年4月からの試行結果を踏まえ、平成31年度からは原則全ての工事で活用。

(7) 施工現場における労働環境の改善

- 女性も働きやすい現場環境の整備(平成29年4月一部改正)
女性も働きやすい現場環境の整備(高機能トイレ、更衣室等)を促進する工事を試行。
(H29年度から全工事対象) 平成30年度 of 取組件数は7工事で実施。

岐阜県部会の取組状況について

1. 岐阜県部会の取組
2. 岐阜県の取組

令和元年7月

1. 岐阜県部会の取組

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要

協議会

岐阜県公共事業執行共同化協議会

H19.11.1設立

会 長：各務原市（市長会会長）
副 会 長：池田町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

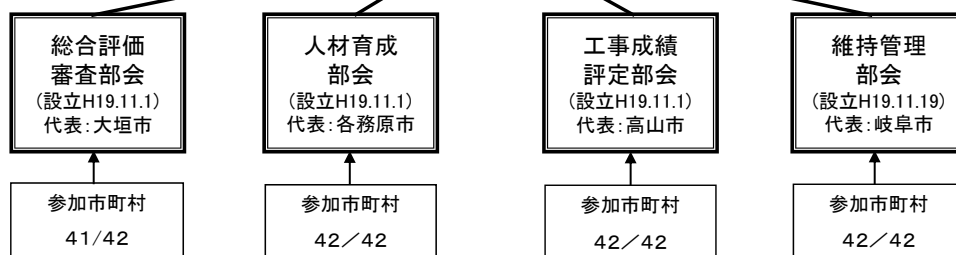
オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

幹事会

岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会

幹 事 長：各務原市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：池田町（町村担当課長（会長指名））
幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

部会



岐阜県公共事業執行
共同化協議会において
設置・運営手法を決定

実施機関(委託先)
(公財)岐阜県建設研究センター

事務局

岐阜市、岐阜県(技術検査課)

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人 材 育 成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に実施を行っている。
- ③維 持 管 理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること等を行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

- ・総合評価方式を用いて発注する自治体の「85%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。(H30時点6市町村が未活用)

平成30年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査

- ・総合評価共同会議を 21回 開催(会議形式 10回、メール形式 11回)
- ・審査案件 12市町の108案件

②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	21講座(全24回)	515人
・岐阜県社会基盤整備協会	7講座(全7回)	110人
・岐阜県砂防課	1講座(全1回)	13人
・岐阜県都市計画協会	2講座(全2回)	93人
合計	31講座(全34回)	731人

令和元年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

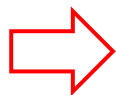
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、平成30年度の実績は次のとおり。

・市町村「**224件**」<200件>、県「**58件**」<73件> <>内は平成29年度



令和元年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

2. 岐阜県の取組

担い手の育成・確保のための取り組み(1/12)

概要

- 建設業は、地域防災力の要として重要な役割を担っているが、近い将来高齢化に伴う大量の離職により担い手不足が懸念されており、若手や女性の人材確保・育成が重要な課題となっている。
- 令和元年度からは、「建設ICT人材育成センター」におけるICT研修等の充実、IoTを活用した現場確認業務や「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」における建設関係コンサルタント業への対象拡大、小中学生等を対象とした魅力発信などに取り組む。

項目	取 り 組 み			
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 ・失格判断基準制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	【新規】 ○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 【再掲】
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 ・人材育成・確保に関する取り組み基本方針の決定 ・建設関連企業と学生との交流サロン ・研修参加負担金支援 ・企業フェスでのPR	○ICTを活用したモデル工事(H29～) 【新規】 ○IoTを活用した現場確認業務	○施工時期の平準化 ・県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の試行	市町村への取り組み展開
③労働環境改善		○工事書類の簡素化 ・情報共有システムの活用 【新規】 ○設計業務の品質向上	○社会保険未加入対策 ・未加入業者の排除 ・社会保険加入促進企業の増加 ○週休2日制モデル工事(H29～) ○建設現場の環境改善モデル工事(H29～)	
④人材育成	【拡充】 ○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・宣言する企業の登録 ・積極的な企業の認定 ・認定企業の更なるPR ・建設関係コンサルタント業への対象拡大	【拡充】 ○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援 ・人材育成・確保施策の推進拠点 ・ICTによる生産性向上研修の充実 ・建設業初任者研修の充実 ・技術力・経営力向上研修の充実	○若手及び女性技術者の登用育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰	
⑤魅力発信	【拡充】 ○人材育成型総合評価落札方式 ・対象工事の拡大	○建設業関連団体(センター含む)の魅力発信 ・人材育成センターHPでの情報発信 ・工事現場見学会(工業高校、教諭女性、小中学生の親子) ・意見交換会(工業高校教諭と建設業、女性技術者等) ・県内工業高校OBによる就職サポート	【新規】 ○小中学生等を対象とした魅力発信 ・小学生向け子ども新聞 ・中学3年生及び高校生向け学生新聞 ・特集記事の掲載、冊子の制作 ・中学生向け出前授業 ○オール岐阜・企業フェス ・建設産業のブース出展、PR ○ICTを活用したモデル工事【再掲】 ○週休2日制モデル工事【再掲】 ○建設現場の環境改善モデル工事【再掲】	

担い手の育成・確保のための取り組み(2/12)

1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。
また、令和元年度も県単予算の債務設定については、箇所ごとから事業ごとの枠設定に変更している。

令和元年度	単独事業	交付金事業
ゼロ県債・債務設定額	24億円	84億円

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行している。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		工事件数
平成30年度	9月議会	33
	12月議会	105
	3月議会	1,085

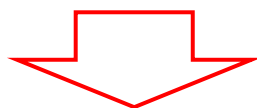
フレックス工期(「任意着手方式」)による契約方式について

実施状況・入札結果

対象工事 : H26~30年度 県土整備部発注の一部
 発注件数 : 283件 (H30年度 112件 前年比+32%)
 活用件数 : 156件 全体の55% (H30年度 62件 55.4%)

入札参加者へのヒアリング結果

- ・ フレックス工期での発注など、施工時期の平準化に取り組んでほしい
- ・ フレックス工期等を積極的に活用して、工事の平準化を図ってほしい



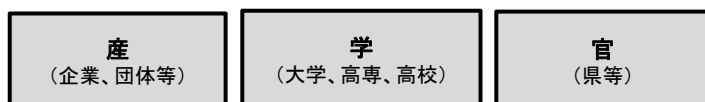
令和元年度の対応

- ・ 可能なものはすべてを対象とし、実施予定

担い手の育成・確保のための取り組み(4/12)

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す



「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」

【設置目的】 県内の建設人材を育成・確保するための対策についてその取り組み方針を決定

【基本方針】 取り組み方針に沿った事業を推進

【予算等】 会員からの会費による運営

【設立日】 平成30年6月13日

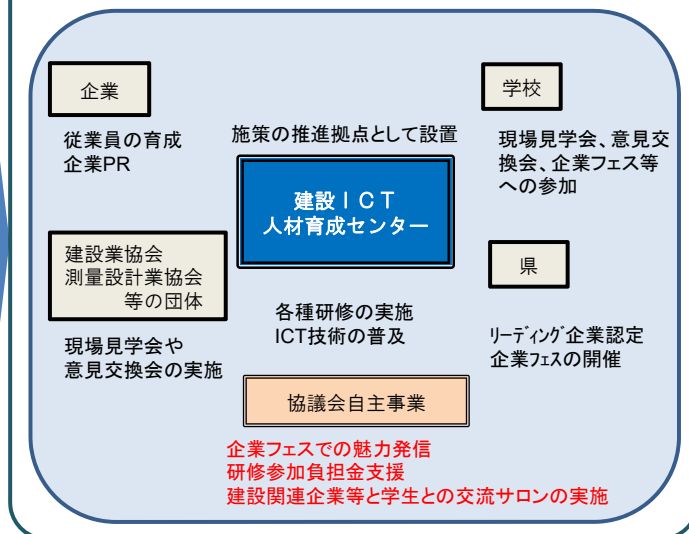
【会員数】 169社
(令和元年6月3日現在)



会 長: 代表企業
 メンバー: 産: 企業、県建設業協会・県測量設計業協会等の団体、(公財)岐阜県建設研究センター
 学: 大学、高専、県高等学校教育研究会(工業部会)
 官: 県、国(オプザバー)等
 事務局: 岐阜県

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



建設業の魅力発信

将来の建設業を担う若者・女性・学生



建設ICT人材育成センター

平成30年4月から、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信を行う。

○建設業担い手育成事業

生産性向上に向けたICT担い手の育成や建設業者の技術力向上のための事業を実施。

	平成30年度	令和元年度
ICT土工の一括研修	—	3回
ドローン操作研修	—	2回
建設ICT PC研修	3回	3回
建設ICT普及研修	2回	2回
建設ICT技術研修	5回	9回
技術者基礎能力向上研修	4回	4回
技術力向上セミナー	3回	6回
経営力向上セミナー	1回	5回
開所記念セミナー	1回	—



○建設業担い手確保事業

建設業の魅力発信や新規入職者の確保、定着を図るための事業を実施。

	平成30年度	令和元年度
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年
親子バスツアー	2回	2回
建設業初任者研修(建設ルーキーズキャンプ)	2回	2回
建設業初任者フォローアップ研修	—	2回



担い手の育成・確保のための取り組み(6/12)

建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業等の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

○令和元年度予定

開催時期: 9月～2月

開催回数: 15回(15校)

対象者: 高校1～2年生

実施概要: ①企業自己紹介

②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージのまとめ)

③意見交換

④グループワーク(意見交換を経てのイメージの変化)

⑤グループ発表

⑥総括



○平成30年度実績

開催時期: 9月～2月

開催回数: 6校(大垣工業(9/12)、岐阜高専(11/16)、関商工(12/5)、中津川工業(12/6)

岐阜工業(1/28)、岐南工業(2/12)

H30年度の参加した生徒の意見(抜粋)

<生徒>・建設業がどんな仕事をしているか具体的に知れて興味が深まった

・建設業に対して悪いイメージがあったけど業者の人の話を聞いて、働く環境が整ってきていることが知れて良いイメージに変わった

・企業の方の話が分かりやすく、進路選択の参考となった

<企業>・生徒たちが抱えている疑問や不安を知ることができてよかった

・生徒たちがどのような点を重視しているかを知ることができ、今後の人材確保の際の参考となった

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し幅広く広報することで、建設業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。(対象を建設関係コンサルタント業に拡大する予定。)

〇「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- (1) 労働環境の整備、処遇の改善
- (2) 将来の建設業を担う人材の確保・育成
- (3) 魅力ある建設現場づくり



〇「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目(別表)の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- (1) ゴールドランク : 評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- (2) シルバーランク : 評価項目についての達成状況が優秀な企業
- (3) ブロンズランク : 評価項目についての達成状況が優良な企業



〇認定企業数

区分	第1回認定 平成29年11月		第2回認定 平成30年4月				第3回認定 平成30年10月				第4回認定 平成31年4月			
	総数		総数		内訳		総数		内訳		総数		内訳	
認定														
ゴールドランク	105		136		31		169		33		193		31	
シルバーランク	10		18		1		27		0		37		3	
ブロンズランク	34		41		6		50		9		61		6	
登録	61		77		24		92		24		95		15	
登録	349		374		25		452		78		483		31	

第4回認定: 認定4月、認定証授与式...6月

第5回認定: 届出・申請期間...令和元年8月、認定...10月、認定証授与式...11月

担い手の育成・確保のための取り組み(8/12)

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易1, 2)	評価点 (地域型)
人材育成 の取組 み	ぎふ建設 人材育成 リーディング 企業への 認定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
		シルバー認定	1.5	0.7
		ブロンズ認定	1.0	0.5
		上記以外	0.0	0.0

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業 の活用率	県内企業の 活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率 50%未満	0.0

実施状況・入札結果

実施件数 H30年度: 48件

入札結果

全入札参加者数(落札者含む) 296者
 ※内訳: ゴールド認定 39者
 シルバー認定 41者
 ブロンズ認定 59者
 その他(加点無し) 157者

落札者数 48者
 ※内訳: ゴールド認定 10者
 シルバー認定 9者
 ブロンズ認定 8者
 その他(加点無し) 21者

令和元年度は80件程度を実施予定

オール岐阜・企業フェス

企業及び学生が集う県内最大規模のプレ就活イベントとして、平成28年度から開催している当該イベントにおいて、建設業ゾーンを設け、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。

○令和元年度予定

開催日：令和元年11月12日(火)、13日(水)
 開催場所：岐阜メモリアルセンターで愛ドーム 他
 参加企業数：約400社(うち建設関連企業は100社程度)
 対象：高校生、大学生、短大生、大学院生、第二新卒、学生の保護者等
 主催：岐阜県、産学官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会



○平成30年度実績

開催日：平成30年11月16日(金)、17日(土)
 参加企業数：約400社(うち建設関連企業は78社)
 実施内容：来場者(高校生、大学生等)への建設業の
 魅力PR及び出展企業のPRのためのブースの出展
 ①体験コーナーの設置(ドローンシミュレータ、MGシミュレータ、建設現場VR、3次元測量)
 ②グッズ(クリアファイル)、ちらしの配布
 ③映像放映、パネル展示



担い手の育成・確保のための取り組み(10/12)

小中学生等を対象とした魅力発信

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の制作・配布や出前授業等により、建設業の魅力発信を行う。

○目的

建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、幅広い世代に対してイメージアップを図る

○概要

- ①小中高校生向け子ども・学生新聞への掲載
 小学生：子ども新聞「マナビのトビラ」 年3回(夏号、冬号、春号)
 中学3年生及び高校生：学生新聞「高校ダイアリー」 年3回(夏号、冬号、春号)
- ②新聞特集紙面の掲載
 岐阜新聞特集記事 年4回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③冊子の作成
- ④中学生向け出前授業の実施
 地域の企業で活躍する若手従事者等と各学校を訪問し、直接魅力を伝える 年5回

○期待される効果

- ・建設業の役割・魅力への理解の向上
- ・学校、保護者の理解促進
- ・建設業を志す若者の増加

既存の若年者を対象とした魅力発信

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポート事業
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした現場見学会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会

各種モデル工事の試行

平成29年度
から試行

県では担い手の育成・確保のため各種モデル工事を試行しています。

モデル工事の実施にあつては、発注時からモデル工事としたもののほか、**契約後に受発注者で協議し**、企業の積極的な取り組みを促しています。

＜ICTを活用したモデル工事＞

○対象工事

県土整備部が発注する建設工事で、おおむね1,000m³以上の土工、2,000m²以上の舗装工（路盤工）または河川浚渫工とし、ICT活用を義務付ける「発注者指定型」、受注者の希望による「施工者希望型」のほかに、契約後に受注者からの協議により適用可能

○経費の計上

必要な経費を計上する

○工事成績評価における加点

創意工夫の一項目として2点加点する。

令和元年度も
継続します

＜週休2日制モデル工事＞

○対象工事

県土整備部が発注する建設工事で適用可能な工事のうち、4,000万円以上の土木一式工事とし、発注時からモデル工事とするもののほか、契約後に受注者の協議により適用可能

○経費の計上

現場閉所率に応じて補正係数を各経費に乗じて計上

○工事成績評価における加点

現場閉所率に応じて加減点を行う

＜建設現場の環境改善モデル工事＞

○対象工事

県土整備部が発注する建設工事で、5,000万円以上の工事は発注時からモデル工事とするもののほか、契約後に受発注者の協議により適用可能

○経費の計上

快適休憩所や快適トイレ、現場環境改善に係る経費を積上げまたは率計上する

担い手の育成・確保のための取り組み(12/12)

県内市町村に対する各種取組の個別要請

■個別要請項目

- ①地区別発注見通しへの参画 ⇒ 38/42市町村が参画
令和元年7月には、全市町村が参画予定
- ②工事の平準化 ⇒ 市町村の平準化率を α 、 β ともに0.6以上
 α :平準化率(稼働件数) β :平準化率(稼働金額)
- ③週休2日制工事の実施 ⇒ **全市町村で各1箇所以上を実施**

今後の対応について

公共事業執行共同化協議会に加え、県内全5圏域で土木事務所と市町村の管理職による推進会議を開催し、県部会の取組をきめ細やかに伝える。

- 建設工事発注の平準化
- 債務負担行為の設定
- 週休2日制工事の実施 など

静岡県の実施について

1. 静岡県の実施

2. 静岡県支部の実施

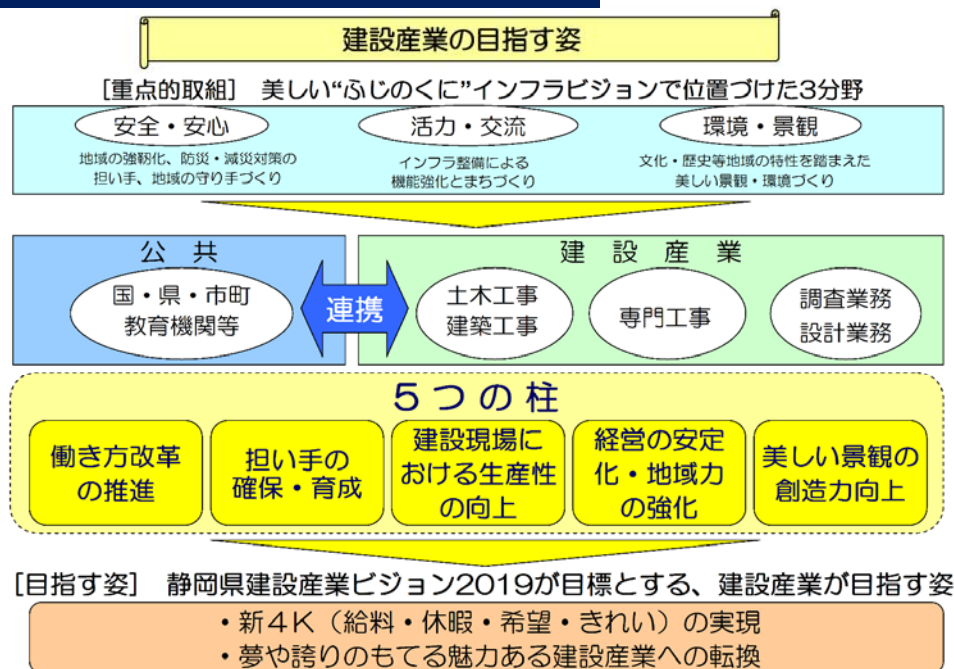
令和元年7月

中部ブロック発注者協議会

1. 静岡県の実施

【静岡県】

静岡県建設産業ビジョン2019（H31.3策定）



建設産業ビジョンにおいて13指標の数値目標を設定（以下、県の数値目標を一部抜粋）

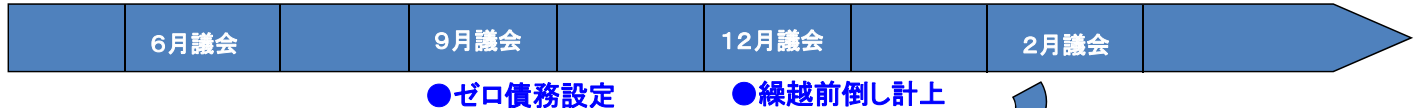
指標	現状値	目標値	
	2017年度	2022年度	2027年度
平準化率	$\alpha:0.70$ $\beta:0.75$	$\alpha:0.8$ $\beta:0.8$	$\alpha:1.0$ $\beta:1.0$
週休2日工事	27件	18発注件数の50%	発注件数の100%

1. 静岡県の取組(平準化)

【 静 岡 県 】

平準化の取組内容

取 組	内 容
1 債務負担行為の活用拡大	・維持管理業務における債務負担行為の設定 ・9月議会でゼロ債務負担の設定 (H30：公共関連30.0億円、県単事業37.5億円)
2 柔軟な工期の設定	・「工事着手日選択型工事」の導入 ・「工期設定支援システム」による適正な工期設定
3 速やかな繰越手続き	・2月議会から12月議会の前倒し計上



「発注等平準化推進WG」設立(平成29年12月)

- ・部全体で課題の洗い出しと対応を検討
- ・平成30年10月にリーフレットを作成し、発注・施工時期の平準化の取組について出先機関へ周知徹底 (目標: 令和4年度までに平準化率 α β : 0.8以上)

H28年度 $\alpha=0.62$ $\beta=0.65$	⇒	H29年度 $\alpha=0.70$ $\beta=0.75$	⇒	H30年度 $\alpha=0.75$ $\beta=0.73$
--	---	--	---	--

2

1. 静岡県の取組(週休2日工事)

【 静 岡 県 】

週休2日制工事の取組内容

平成27年度より「休日確保型入札」の試行導入

実施件数				
H27	H28	H29	H30	計
13件	32件	28件	19件	92件

■経費の補正

- ・平成31年1月より、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を導入
- ・令和元年7月より、労務費及び機械経費の補正を導入

■適正な工期設定

- ・平成30年度より「工期設定支援システム」を試行導入
- ・令和元年度よりシステム本格活用(5百万円以上の工事対象)

1. 静岡県の取組(設計変更)

【 静 岡 県 】

設計変更の取組内容

項 目	静岡県の取組
(1)設計図書へ適切な条件明示	施工条件明示、履行条件明示の徹底
(2)適切な設計変更	「設計変更ガイドライン(土木工事編)」(平成28年度改定)の運用 「設計変更ガイドライン(土木設計業務等委託編)」(平成28年度策定)の運用
(3)工事一時中止の措置	「工事の一時中止に伴うガイドライン」(平成28年度改定)の運用
(4)受注者からの課題に対する迅速な対応	監理タイムマネジメント(ワンデーレスポンス及びウィークリースタンス)の徹底 ⇒平成30年度より導入、令和元年度からは特記仕様書を添付し、すべての工事及び業務委託対象に実施 ⇒検査時、受注者に状況確認を行う 工事監理連絡会(三者会議)の実施

4

1. 静岡県の取組(ICT活用工事)

【 静 岡 県 】

ICT活用工事の取組内容

H28 実績

工 種	発 注 件 数	実 施 件 数
土 工	154件	13件
合 計	154件	13件

H29 実績

工 種	発 注 件 数	実 施 件 数
土 工	152件	18件
舗 装 工	22件	2件
浚 渫 工	3件	2件
合 計	177件	22件

H30 実績

発 注 方 式	工 種	発 注 件 数	実 施 件 数
I C T 導 入 型	土 工	31件	31件
受 注 者 希 望 型	土 工	148件	17件
	舗 装 工 (路 盤)	45件	1件
	港 浚 渫 工 湾 渫 工	6件	0件
そ の 他	舗 装 工 (A S)	1件	1件
	河 浚 渫 工 川 渫 工	1件	1件
合 計		232件	51件

平成28年度 ICT活用工事の試行を導入(「受注者希望型」のみ)

平成29年度 工種に「舗装工」「浚渫工」を追加

平成30年度 当初からICT活用を前提とした発注を行う「ICT導入型」を導入

令和元年度 工種に「地盤改良工」を追加

5

推進支援体制

平成28年度「ふじのくにICT活用工事支援協議会」
設立

平成29年度「建設イノベーションの推進」を内容に加え
「ふじのくにi-Construction推進支援協議会」に改称

⇒ 生産性向上の推進支援体制として活動



ICT活用推進

- ◎ ICT活用工事の効果や課題の整理及びその対応の検討
- ◎ 受発注者の支援

建設イノベーション推進

- ◎ オープンイノベーションの手法を用いて、異業種、異分野の企業、技術、アイデア、サービス、ノウハウ等の交流・連携を支援



ICT活用セミナー



新技術交流イベント2018in静岡



6

改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

平成30年度の開催状況

- 品確法研修の開催（県職員19人、市町職員15人）
- 開催日 5月10日（静岡市用宗：建設技術監理センター）
- 研修内容
- ・発注関係事務の運用に関する指針について
 - ・監督・検査・成績評定について
 - ・多様な入札制度、設計変更ガイドラインなど



※令和元年度は6月19日に開催

建設業団体等と県各出先機関との意見交換会への市町参加

平成30年度

開催機関	開催日	建設業団体等	参加市町
下田土木	7月13日	下田建設業協会	下田市、河津町、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海土木	10月2日	三島建設業協会	熱海市、伊東市
沼津土木	6月25日	沼津建設業協会	沼津市、裾野市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町
	7月31日	沼津建設業協会	沼津市、裾野市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町
	11月21日	三島建設業協会	三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町
静岡土木	2月5日	静岡建設業協会	—
	2月1日	清水建設業協会	—
袋井土木	11月14日	袋井建設業協会	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
浜松土木	6月22日	天竜建設業協会	—

※令和元年度も継続して実施

7

平成30年度の開催実績

1) 第1回県部会

○平成30年10月16日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・静岡県の取組について
- ・工事及び業務委託の県内市町のダンピング対策状況の情報共有

2) 第2回県部会

○平成31年2月4日開催

○議事

- ・発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価について
- ・来年度の平準化、週休2日工事の実現に向けた目標設定についての意見交換



いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

8

目標設定と取組状況 (1/2)

【重点項目1】 施工時期の平準化

〔目標〕 市町の平準化率 α 0.6以上

平準化率 α が0.6未満の市町は平準化を推進する工事を1件以上発注

〔取組〕 以下の(さ・し・す・せ・そ)の取組を進める

- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定(フレックス工期の活用)
- (す) 速やかな繰越手続き
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定

〔現状〕 平成30年度 平準化率

- ・ 県 α 0.75 β 0.73
- ・ 政令市平均 α 0.58 β 0.64
- ・ 他市町平均 α 0.37 β 0.42

2. 静岡県部会の取組

【静岡県】

目標設定と取組状況 (2/2)

【重点項目2】 週休2日制工事の実施

〔目標〕 各市町1件以上実施

〔取組〕 県の要領等参考情報を提供し、各市町村1件以上の実施する

〔現状〕 平成30年度：県・2市で実施

【重点項目3】 設計変更ガイドラインの整備

〔目標〕 全市町でガイドラインを整備する(又は県のガイドラインを準用)

〔取組〕 県が策定したガイドラインを参考提供し、策定する

〔現状〕 平成30年度：県・17市町で実施

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

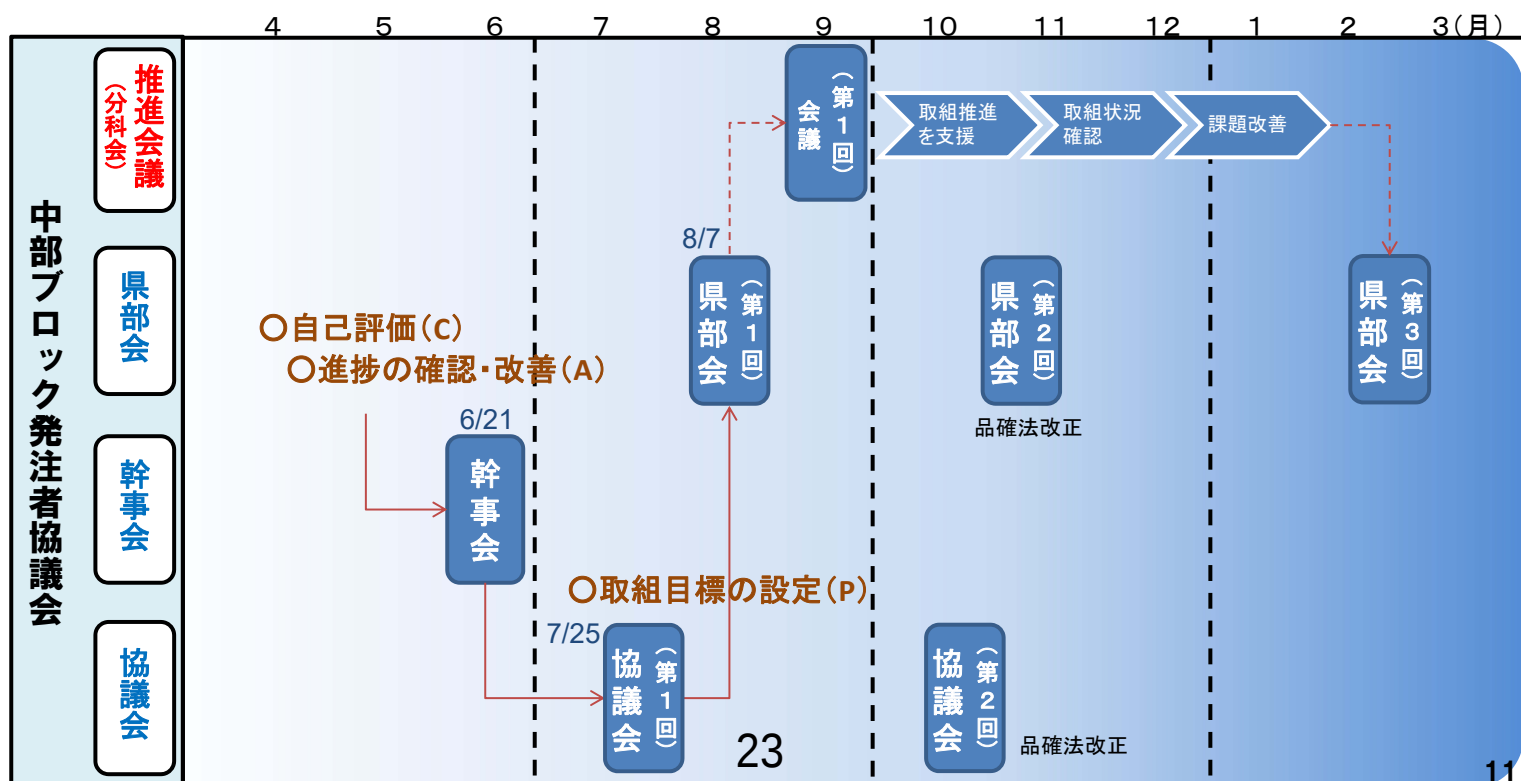
静岡県交通基盤部 10

2. 静岡県部会の取組

【静岡県】

【令和元年度の取組予定】

県部会に加え、今年度から県内4地区(東部、中部、西部、賀茂)に**推進会議(分科会)**を設置
→ 設計図書作成・契約事務を行う各実務担当者(市町毎2～3名程度)で構成



愛知県部会の取組について

1. 愛知県の取組

- ・週休2日制工事
- ・i-construction (施工の情報化)
- ・担い手確保

2. 愛知県部会の取組

- ・市町村支援
- ・中部重点項目

令和元年7月

中部ブロック発注者協議会

1. 愛知県の取組(週休2日制工事)



○完全週休2日制工事の取組内容

平成28年度より、原則として土曜日及び日曜日を休工とする「**完全週休2日制工事**」を実施

平成28年度	「設計金額が5千万円以上」の工事を対象(発注者指定型:18件)、工事成績評定で評価
平成29年度	H28の取り組みに加え、受注者希望型を展開(発注者指定型:20件+受注者希望型:80件)
平成30年度	取組証の発行、経費の補正(発注者指定型:24件+受注者希望型:84件)
令和元年度	完全週休2日の取組実績を 総合評価で評価 (発注者指定型:31件+受注者希望型)

□工事成績

対象期間のうち、**土、日休工の週を90%※以上**取得できた場合、工事成績評定で評価

※土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、0.5週間分として加算(H30～)

□取組証

左記で評価した場合、「取組証」を発行

⇒令和元年度より、**総合評価で評価**

□経費の補正

週休2日(対象期間全日数に対する**休工の割合が4週6休～4週8休**)を実施した工事において各経費を補正

・労務費	: 1.01～1.05
・機械経費(賃料)	: 1.01～1.04
・共通仮設費率	: 1.01～1.04
・現場管理費率	: 1.02～1.05

対象期間: 契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、準備・片づけ期間、夏季・年末年始休暇、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間等は対象期間から除く。

1. 愛知県の取組(i-Construction(施工の情報化))

○ ICT 活用工事について

■ 今までの取組状況(昨年度まで)

平成28年度

○ 以下の工事で「発注者指定型」による情報化施工の取組みを開始

- ・ 河川、道路土工において掘削及び盛土の総計が10,000m³以上かつ「設計金額が8千万円以上」の工事
- ・ 舗装工事において、車道路盤工A=5,000m²以上かつ「設計金額が8千万円以上」の工事

平成30年度

○ 「ICT建設機械による施工」のほか、「3D起工測量」から「3D検査・納品」まで、全ての段階を、ICT活用工事の対象項目に拡大

○ 「受注者希望型」を新たに追加

- ・ 実施項目は選択可能
- (TS出来形管理のみ実施することも可能)

	H28年度	H29年度	H30年度
実施件数	4件	2件	10件

■ 平成31年度からの取組

① 「発注者指定型」の規模要件を引き下げ

- ・ ICT土工において、掘削又は盛土のいずれか(小計)が5,000m³以上の工事を対象
- ・ 設計金額を5千万円以上の工事を対象

② バックホウ浚渫船による河川浚渫が、ICT活用工事の対象工種に追加

③ 「現場支援型モデル事業(国交省)」によるICT未経験業者への支援

1. 愛知県の取組(担い手確保)

○ 建設分野の魅力発信

(1) イブニングサロン

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタント及び先生とが交流する場を提供し建設業界の魅力や課題などについて意見交換する。

(2) 出前講座・現場見学会

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、また小中学校及び一般を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

〈イブニングサロン実績〉



年度	日付	学校名など	参加者数		
			学生	社会人	計
H25～H27		11校	161	101	262
H28	5月27日	豊川高校(普通科)	7	11	18
	6月17日	大同大学	10	12	22
	7月4日	豊橋技術科学大学	11	11	22
	10月18日	椚山女学園大学	16	12	28
H29	7月4日	愛工大名電高等学校	10	17	27
	7月10日	名古屋大学	19	11	30
	10月10日	豊田工業高等専門学校	11	11	22
	11月2日	豊橋技術科学大学	13	11	24
H30	6月29日	豊川高等学校	14	10	24
	7月12日	愛知工業大学	13	10	23
	10月31日	中部大学	12	9	21
	12月17日	豊橋工業高等学校	39	16	55

〈出前講座実績(H30)〉

講座分野	講座数
道路、河川、砂防、都市計画、地震対策など	15

※19校 延べ1,483人が参加

〈現場見学会実績(H30)〉

- ・ 国301号松平BP: (高校生)
 - ・ 県立芸術大学美術学部校舎: (高校生)
 - ・ 豊川浄化センター: (大学生)
 - など
- ※延べ213名が参加



現場見学会

○ 入札契約制度(総合評価落札方式)における取組

(1) 「企業の技術力に関する事項」の評価項目において、29歳以下の若手技術者の正規雇用実績を評価

(2) 「地域精通度・地域貢献度」の評価項目において、女性の活躍促進に向けた取組を評価

- ① 広域型 : 「あいち女性輝きカンパニー」の認証又は「女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)」
- ② 地域型Ⅰ、Ⅱ : 「女性の活躍促進宣言」を25

2. 愛知県部会の取組状況(市町村支援)

○ 愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

- ・年2回開催の愛知県公共事業発注者協議会において、発注者支援機関の活用事例の紹介等に取り組んでいる。

【H30開催概要】

- (1) 第1回 開催日：平成30年9月6日
開催場所：自治センター
参加人数：99人
- (2) 第2回 開催日：平成31年2月15日
開催場所：三の丸庁舎
参加人数：122人



○ 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催状況

- ・改正品確法の着実な推進や、監督・検査・成績評定に関する講習会を開催し、市町村の理解の促進を図っている。

【H30開催概要】

- (1) 尾張地区 開催日：平成30年9月13日
開催場所：三の丸庁舎
参加人数：95人
- (2) 三河地区 開催日：平成30年9月14日
開催場所：西三河総合庁舎
参加人数：50人



2. 愛知県部会の取組状況(市町村支援)

○ 発注者支援機関の活用について(支援体制の強化)

■ 発注者支援機関の認定状況

- ・平成27年3月6日、以下の2機関が認定された。(平成30年1月25日 認定更新)

- ◆愛知県都市整備協会(土木)
- ◆愛知県住宅供給公社(建築)

■ 平成30年度発注支援機関活用状況

●愛知県都市整備協会(土木)

発注者	支援業務内容
設楽町	設計・積算補助、監督補助
大府市	設計補助
弥富市	監督補助、検査補助
清須市	監督補助、検査補助
大口町	設計業務
知立市	検査補助
岡崎市始め 22市町村	橋梁点検支援

●愛知県住宅供給公社(建築)

発注者	支援業務内容
あま市	設計監理支援、監督補助
大治町	設計監督支援
みよし市	検査補助
清須市	検査補助
弥富市	検査補助
設楽町	調査業務

■ 発注支援機関における支援体制の強化

- ・平成28年度から愛知県都市整備協会で、建設技術課を新設
- ・平成30年度から愛知県住宅供給公社で、技術支援室を新設

2. 愛知県部会の取組状況(中部重点項目)

【重点項目①施工時期等の平準化】

指標: 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(平準化率 件数 α 、金額 β)

重点: 各県、各県の市町村の平準化率 $\alpha 0.6$ 以上を目指す

愛知県公共事業発注者協議会の取組

- | | |
|-----|--|
| 計 画 | ・ 市町村は平準化推進工事を1件以上選定し、H30. 12月までに登録。
平準化率 α のH29実績又はH30目標が、
【平準化率 $\alpha 0.6$ 以上の市町村】 → 平準化の取り組みの更なる推進
【平準化率 $\alpha 0.6$ 未満の市町村】 → 4～6月発注、又は稼働ピークを均す |
| ↓ | |
| 実 施 | ・ 平準化を考慮した予算を要求
・ 発注、繰越しなどの事務手続き |
| ↓ | |
| 確 認 | ・ 取組結果をとりまとめ、中部ブロック発注者協議会へ報告 |

【取り組み状況】

R1平準化推進工事を選定し登録(H30.12) ≪ $\alpha 0.6$ 未満の35市町村は登録済≫

【今後の予定】

選定されたR1平準化推進工事の発注状況についてのフォローアップ

2. 愛知県部会の取組状況(中部重点項目)

【重点項目②週休2日工事の実施状況】

指標: 週休2日(完全週休2日、4週8休)工事の取組状況

重点: 各市町村で週休2日工事を1件以上実施

愛知県公共事業発注者協議会の取組

- | | |
|-----|--|
| 計 画 | ・ 週休2日工事を1件以上選定し、10月までに登録
※ 工期を5日/週(4週8休)で設定した工事 |
| ↓ | |
| 実 施 | ・ 週休2日工事を実施するためには、適切な工期設定が前提
・ 工期設定は「週休2日の推進に向けた適切な工期設定の運用について
(平成29年3月28日付)」による |
| ↓ | |
| 確 認 | ・ 取組結果をとりまとめ、中部ブロック発注者協議会へ報告。 |

【取り組み状況】

対象工事を選定し、登録(H30.10)

H30登録: 15市町村

H30実施: 11市町村

- ・ H31年度実施予定であり、今年度工事から選定できない
- ・ H30工事は既に発注済みのため
- ・ 要領等未策定のため …等

【今後の予定】

- ・ 対象工事の発注状況についてのフォローアップ
- ・ R1についても、市町村は引き続き1件以上の登録を実施する。
- ・ 県の要領、取組状況、実績等を市町村に情報提供していく

2. 愛知県部会の取組状況(中部重点項目)

【重点項目③適切な設計変更】

指標：設計変更ガイドラインの策定・活用状況等

重点：市町村のガイドラインを整備

愛知県公共事業発注者協議会の取組

- | | |
|----------|--|
| 計 画
↓ | ・ ガイドラインを早期に整備するために県のガイドラインを準用する。
(整備済み、独自に整備する場合除く。) |
| 実 施
↓ | ・ 各市町村は準用できるか内容を確認し、必要に応じて調整。
例えば、市町村独自の運用がある場合、反映するのか否かなど。
(準用しない場合、いつまでに整備するかを愛知県へ報告。) |
| 確 認 | ・ 各市町村にてガイドラインを整備。 |
| | ・ 整備状況を中部ブロック発注者協議会へ報告 |

【取り組み状況】

ガイドライン未整備の市町村については、今後整備、もしくは県のガイドラインを準用

整備済	: 23市町村
県のガイドライン準用	: 21市町村
今後整備予定	: 10市町村

三重県の実組について

1. 三重県部会の実組

2. 三重県の実組

令和元年7月

中部ブロック発注者協議会

1. 三重県部会の実組

【 三 重 県 】

■ 平成30年度の実組状況(1/2)

● 第1回県部会

- ・平成30年10月15日に開催
- ＜議事概要＞
- ・平成30年度中部ブロック発注者協議会の取組
- ・三重県部会の取組
 - 自己評価における市町の現状と課題
 - 入札制度における市町の現状と課題
 - 施工時期の平準化、週休2日工事の実組
 - 伊賀市の週休2日制工事の実組 など
- ・三重県の実組の情報提供
 - 施工時期の平準化、週休2日制工事、ICT活用工事の実施状況



第1回県部会

● 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

- ・平成30年10月24日に開催
- ＜受講者数＞ 40名
- ＜講 師＞ 中部地方整備局 企画部 技術検査官 及び 技術管理課 課長補佐
公正取引委員会事務総局中部事務所 経済取引指導官
- ＜講習内容＞
 - ・監督・検査・成績評価の基礎について
 - ・改正品確法の着実な推進について
 - ・入札談合の防止に向けて



講習会

● 第2回県部会

- ・平成31年1月18日に開催
- ＜議事概要＞
- ・平成30年度三重県部会の取組
 - 平準化工事/週休2日工事、平準化ロードマップ
- ・三重県の実組の情報提供
 - 施工時期の平準化、週休2日制工事の実施状況



第2回県部会

■ 平成30年度の取組状況(2/2)

● ブロック分科会(第1回)

- ・平成30年6月25日～7月13日にかけて、10建設事務所単位で開催
- ・市町担当職員と「施工時期等の平準化」と「週休2日」に関する意見交換の実施

熊野



市町からの意見

＜施工時期等の平準化について＞

- ・前倒し積算に取り組んでいる。
- ・町長の強いリーダーシップにより、早期発注を実施している。
- ・債務を積極的に活用している。
- ・余裕期間制度導入について検討していきたい。
- ・債務設定は議会の理解を得られない。
- ・維持修繕的な工事が大半であるため、年度内に十分完了する。

＜週休2日制＞

- ・まずは、週休2日制に馴染みやすい公園、舗装工事で検討していきたい。
- ・業界の意見も聞いて、導入を検討していきたい。
- ・業界の働き方改革に対する意識向上、週休2日に見合った労務賃金体系とならないと、適用拡大は難しいのではないかと。

● ブロック分科会(第2回)

- ・平成30年11月6日～12月21日にかけて、10建設事務所単位で開催
- ・市町担当職員と「平準化の促進に向けた取り組み「さ・し・す・せ・そ」ロードマップの作成」、「平準化工事、週休2日制工事の選定・登録」に関する意見交換の実施

尾鷲



伊勢

● 三重県建設業協会支部と市町の情報交換会桑名支部との情報交換会

開催日：平成30年11月13日

出席者：桑名支部役員、ブロック分科会員(市町担当職員)、県担当職員
改正品確法に基づく各取組に関する情報交換を実施

松阪支部との情報交換会

開催日：平成30年12月14日

出席者：松阪支部役員、ブロック分科会員(市町担当職員)、県担当職員
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底、施工時期の平準化、週休2日制、適切な設計変更などに関する情報交換を実施

桑名



■ 令和元年度の取組予定

● 第1回県部会

- ・令和元年8月下旬開催予定
- ＜議事案＞
- ・中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・三重県部会の取組について
発注関係事務の運用指針に関する講習会開催
ブロック分科会の取組・報告
- ・三重県の取組について
施工時期の平準化、週休2日制工事、ICT活用工事

● 第2回県部会

- ・令和2年1～2月開催予定
- ＜議事案＞
- ・中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・三重県部会の取組について
- ・三重県の取組について

● 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

- ・令和元年10～11月開催予定
- ＜受講者＞ 県及び市町の発注に携わる職員
- ＜講師＞ 中部地方整備局 企画部 技術管理課
- ＜講習内容＞ 発注関係事務の運用に関する指針の解説
監督・検査・成績評定 等

● ブロック分科会の開催第1回

開催予定日：

ブロック	事務所	開催予定日
北勢ブロック	桑名 四日市 鈴鹿	7月8日(月) 7月1日(月) 6月28日(金)
中勢ブロック	津 松阪	7月11日(木) 7月26日(金)
伊勢志摩ブロック	伊勢 志摩	7月23日(火) 7月5日(金)
伊賀ブロック	伊賀	7月22日(月)
東紀州ブロック	尾鷲 熊野	7月9日(火) 7月9日(火)

議題：令和元年度の取組に関する意見交換
内容：「平準化ロードマップ」に基づく進捗確認、
「平準化／週休2日制工事の試行」等
について意見交換を行う。

第2回(予定)

開催時期：令和元年11～12月

議題：令和元年度の取組状況および令和2年度の取組に関する意見交換

内容：令和元年度の取組の進捗状況を確認し、令和2年度の取組目標等を設定する。

平準化工事/週休2日工事の選定・登録

1. 平準化工事の選定・登録

平成30年度、施工時期等の平準化は、中部ブロック発注者協議会の重点取組となっていたことから、市町の取組を促すため、平準化工事として、「債務負担行為を活用して発注する工事」もしくは「早期発注(平成31年4～6月)する工事」について1件以上の選定・登録を行いました。

実施状況の確認を行うとともに、令和元年度もすべての市町で登録・選定を行う予定です。

取組件数

- ①H30～31の債務負担行為による発注する工事
3市3町 11工事
- ②早期発注(H31. 4～6)する工事
12市13町 30工事

市町からの意見(平成30年度)

＜施工時期等の平準化＞

◆平準化の“根拠規定”の整備(要望)

- ・品確法では、発注者責務として「計画的な発注」を求めているが、建設業法と入札契約適正化法に平準化の規定がない。
- ・平準化を目的とする予算の繰り越しや債務負担行為が認められていないために、議会への説明に苦慮している。
- ・各自治体が掘りどころとすることができる、法令への明確な“根拠規定”の整備の見直しはあるのか。
- ◆繰越制度の活用(要望)
- ・柔軟に繰越制度を活用できるよう願いたい。

2. 週休2日工事の選定・登録

平成30年度、週休2日の取組は、中部ブロック発注者協議会の重点取組となっていたことから、市町取組を促すため、週休2日工事について、1件以上の選定・登録を行いました。

実施状況の確認を行うとともに、令和元年度はすべての市町で登録・選定が行えるよう取組を進める予定です。

取組件数

- ①R1試行実施 11市13町 26工事
- ②検討中 2市2町
- ③実施予定なし 1市

＜週休2日制＞

◆経費補正の妥当性

- ・現在の積算基準で週休2日の実行に関わらず、発注・精算しており、週休2日を実行したら経費を補正し、増額することは、市民・議会への説明が困難。
- ・積算基準を週休2日に対応したものに改定し、週休2日を達成できない場合、減額したほうが説明しやすい。

＜令和元年度の取組予定＞

- ◆意見に応えるため、市町と情報交換を行うなど取組の浸透を図る。

平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」ロードマップの作成

単年度の取組だけでなく、将来に向けて取組が進むようにしていく必要があります。

このことから、三重県部会では、平成30年度に「平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)」の取組を進めるため、各市町の2020年までのロードマップを作成しました。

令和元年度も、市町の着実な実施に向けて、ロードマップに基づく取組を働きかけていきます。

【参考】平準化率の現状(平成30年度)

区分	平成29年度	平成30年度	備考
三重県全体	$\alpha=0.54$ $\beta=0.69$	$\alpha=0.61$ $\beta=0.66$	
県のみ	$\alpha=0.66$ $\beta=0.81$	$\alpha=0.76$ $\beta=0.75$	
市のみ	$\alpha=0.47$ $\beta=0.63$	$\alpha=0.52$ $\beta=0.63$	
町のみ	$\alpha=0.42$ $\beta=0.48$	$\alpha=0.48$ $\beta=0.45$	

平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)ロードマップ(2018版)(抜粋)

年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(件数 α ・金額 β)の比率

平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)ロードマップ 2018(H30)年度							北勢地区			
ブロック名	市町名	取組内容	実施状況	2018	2019	2020	平準化率(目標)	平準化率の経緯	H29年度の取組実績	
桑名ブロック 分科会	桑名市	債務負担行為の活用	未	準備	準備	実施	$\alpha:0.6$ $\beta:0.6$	2017(H29) $\alpha:0.15$ $\beta:0.12$	債務負担による発注件数	一件
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施		2018(H30) $\alpha:$ $\beta:$	余裕期間による発注件数	一件
		速やかな繰越手続き	済					2019 $\alpha:$ $\beta:$	年内の繰越手続き件数	4件
		積算の前倒し	済					2020 $\alpha:$ $\beta:$	積算の前倒し件数	3件
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施			上半期発注率(目標:40%)	実績:25%
	いなべ市	債務負担行為の活用	済				$\alpha:0.6$ $\beta:0.6$	2017(H29) $\alpha:0.54$ $\beta:0.89$	債務負担による発注件数	5件
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施		2018(H30) $\alpha:$ $\beta:$	余裕期間による発注件数	一件
		速やかな繰越手続き	済					2019 $\alpha:$ $\beta:$	年内の繰越手続き件数	15件
		積算の前倒し	未	準備	準備	実施		2020 $\alpha:$ $\beta:$	積算の前倒し件数	一件
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施			第1四半期発注率(目標:1%)	実績:1%
	木曽町	債務負担行為の活用	未	準備	準備	実施	$\alpha:0.6$ $\beta:0.6$	2017(H29) $\alpha:0.39$ $\beta:0.51$	債務負担による発注件数	一件
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施		2018(H30) $\alpha:$ $\beta:$	余裕期間による発注件数	一件
		速やかな繰越手続き	未	準備	準備	実施		2019 $\alpha:$ $\beta:$	年内の繰越手続き件数	一件
		積算の前倒し	未	準備	実施			2020 $\alpha:$ $\beta:$	積算の前倒し件数	一件
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施			第1四半期発注率(目標:1%)	実績:1%
	東員町	債務負担行為の活用	済	各発注機関の担当に委ねている			$\alpha:0.6$ $\beta:0.6$	2017(H29) $\alpha:0.41$ $\beta:0.24$	債務負担による発注件数	一件
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施		2018(H30) $\alpha:$ $\beta:$	余裕期間による発注件数	一件
		速やかな繰越手続き	済					2019 $\alpha:$ $\beta:$	年内の繰越手続き件数	0件
		積算の前倒し	済	各発注機関の担当に委ねている				2020 $\alpha:$ $\beta:$	積算の前倒し件数	一件
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施			第1四半期発注率(目標:1%)	実績:1%
桑名ブロック全体		債務負担行為の活用	未	準備	準備	実施	$\alpha:0.6$ $\beta:0.6$	2017(H29) $\alpha:0.34$ $\beta:0.68$	債務負担による発注件数	5件
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施		2018(H30) $\alpha:$ $\beta:$	余裕期間による発注件数	0件
		速やかな繰越手続き	済					2019 $\alpha:$ $\beta:$	年内の繰越手続き件数	19件
		積算の前倒し	済					2020 $\alpha:$ $\beta:$	積算の前倒し件数	3件
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施			第1四半期発注率(目標:1%)	実績:1%
		取組数		7	9	20				

■ 施工時期の平準化の実施状況

1. 目的・効果

施工時期の平準化により、年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することは、発注者からみれば施工確保対策、中長期的な公共事業の担い手確保対策にも資することとなり、また、受注者からみると、企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上による建設業の機械保有等の促進などの効果も期待され、建設産業システムの省力化・効率化・高度化に寄与すると考えられています。

2. 三重県における公共工事の平準化率の状況

区分	平成29年度	平成30年度	備考
三重県全体	$\alpha=0.54$ $\beta=0.69$	$\alpha=0.61$ $\beta=0.66$	
県のみ	$\alpha=0.66$ $\beta=0.81$	$\alpha=0.76$ $\beta=0.75$	
市のみ	$\alpha=0.47$ $\beta=0.63$	$\alpha=0.52$ $\beta=0.63$	
町のみ	$\alpha=0.42$ $\beta=0.48$	$\alpha=0.48$ $\beta=0.45$	

α … 平準化率(稼働件数)
4～6月期の平均稼働件数／平均稼働件数
※稼働件数:当該月に工期が含まれる工事の件数
 β … 平準化率(稼働金額)
4～6月期の平均稼働金額／平均稼働金額
※稼働金額:契約金額を工期月数で除した金額
を足し合わせたもの

3. 三重県を取組状況

①債務負担行為の積極的活用

□ 県では、事業予算の約50%の債務予算枠を確保し、適切な工期設定、施工時期の平準化に努めています。

②柔軟な工期設定

□ 施工時期の平準化の取組として余裕期間制度を準用し、平成31年3月から三重県の実情にあわせて、規模の小さい工事でも効果が期待できるよう、余裕期間を90日以内としています。(H30は18件)

③速やかな繰越手続き

□ 年度末にかかる工事の新規発注及び設計変更する際、必要となる日数を見込み、適切な工期を設定したうえで、繰越制度を活用しています。

④早期執行のための目標設定

□ 公共事業の成果の早期発現に向け、公共事業予算における上半期での発注額の割合を65%と定め、早期発注に努めています。(平成30年度の上半期発注率:68.6%)

■ 週休2日制工事の実施状況

●三重県の週休2日制工事の取組状況

三重県では、建設現場における労働環境の改善、将来の担い手確保のため、平成28年度より、週休2日制工事を試行しています。

<平成30年度の取組>

- 【継続】土日完全週休2日制工事(発注者指定型、受注者希望型)の試行
- 【新】月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)の試行
 - ・H30.8から、取組件数を増やすことを目的に、第2、4週などあらかじめ決めた月2回を土日完全週休2日とする試行を実施
- 試行の状況
 - ・土日完全週休2日制工事(発注者指定型) : 10件(10件発注)
 - ・土日完全週休2日制工事(受注者希望型) : 7件(31件発注)(H30.7.31まで)
 - ・月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型): 43件(99件発注)(H30.8.1から)
- 週休2日検討ワーキングの開催
 - ・週休2日を段階的に進めるため建設業界が参画したワーキングを開催
 - ・令和2年度までの中間目標(月2回土日完全)を設定し、達成までのロードマップを策定

<令和元年度の取組予定>

- 【新】月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)の試行 ※4週8休を実施できた場合に経費を補正
 - ・各事務所3件程度目標 (H30目標:各事務所1件程度)
 - 【継続】月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)の試行拡大 ※4週6休～4週8休の実施状況に応じて経費を補正
 - ・土木一式工事すべて (H30目標:予定価格300万円以上の土木一式工事のすべて)
 - 週休2日検討ワーキングの開催
 - ・ロードマップにより週休2日制工事を推進するため、試行工事の課題・検証など意見交換を行う。
- ※実施できた場合は、国土交通省に準拠し、経費の補正を行う。

■ ICT活用工事の実施状況

●三重県におけるICT活用工事の試行について

建設現場では、今後、働き方改革や技能労働者の高齢化などによる労働力不足が予想されている中で、省力化などによる生産性向上は避けられない課題となっています。

このため、県内企業への普及啓発が図られるよう、施工者希望型のICT活用範囲は、施工プロセスから受注者が選択可能な制度とし、発注者指定型・施工者希望型ともにICTを活用した場合は、インセンティブ付与(工事成績点加点)を行い、進めています。

<平成30年度>

□ICT活用工事(ICT土工)の試行

- ・平成30年度よりICT活用工事の本格的な試行を開始
- ・発注者指定型で3件、施工者希望型は66件を対象工事として発注
- ・施工者希望型においては66件の内38件、約6割がICTを活用

□受発注者への説明会等の開催

- ・「実際の現場データを活用した体験型研修」、「実機体験、ICT活用デモンストレーションを実施した現場見学会」等を開催
- ・「ICT アドバイザーのヒアリングで把握した課題に対するフィードバック研修」等を実施

□国の支援事業の活用

- ・モデル事業では、ICT導入計画の支援3次元設計データの作成支援等を受け、ICT活用工事の県内普及に向けた取組を展開

<令和元年度の取組予定>

□ICT活用工事(ICT土工)の試行

- ・施工者希望型、発注者指定型それぞれの、試行工事件数を拡大
(施工者希望型:H30 2,500m³⇒R1 1,000m³以上原則指定、発注者指定型:H30 10,000m³⇒R1 5,000m³以上で実施可否を検討し指定)

□受発注者への説明会等の開催

- ・受発注者への説明会や、「ICTソフトウェアの体験型研修」「現場体験型見学会(ICT建機の実機体験、ICT機器の計測の実演)」等を開催
- ・「ICT活用工事の手引き」にICTの具体的な活用方法を記載
- ・「ICT活用工事ガイドブック(三重県版)」を作成し、施工計画の作成例や現場での課題に対応したFAQ、県内工事の活用例の紹介等を取りまとめ周知

□ICT推進員の配置

- ・監督員が効率的、効果的にICT活用工事の知識やノウハウの習得を図るため、各建設事務所にICT推進員を配置
- ・ICT活用工事に関する情報の周知や、課題と問題点、対応策等の共有を行い、現場でのICT推進の核となる職員を育成

■ 設計変更ガイドラインについて

●設計変更ガイドラインの運用について

建設工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる設計変更ガイドラインを策定し、平成27年4月より運用を開始しました。

また、運用から1年を経過した平成27年度末に受発注者アンケートを実施し、その結果をもとにガイドラインの効果検証を行い、平成29年7月に設計変更ガイドラインの改定を行いました。

<平成30年度>

□設計変更ガイドラインの運用

- ・設計変更ガイドラインを三重県公共工事共通仕様に位置付けし運用を徹底
- ・受発注者が共通認識のもと適切に設計変更されるように徹底

<令和元年度の取組予定>

□設計変更ガイドラインの効果・検証

- ・受発注者へのアンケートを実施し運用後の効果等を検証。

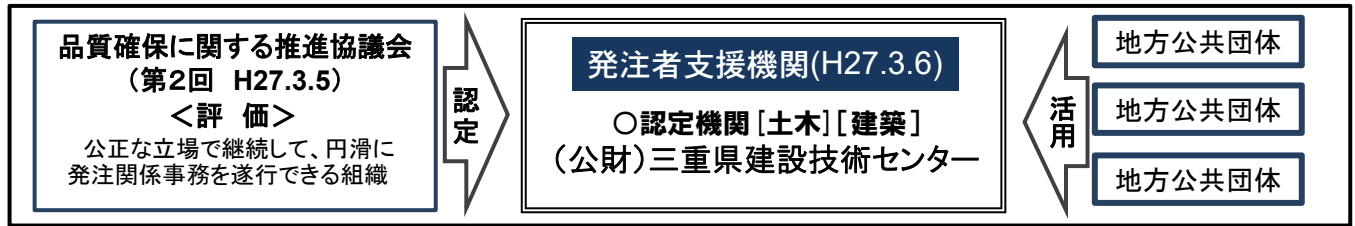
※設計変更ガイドラインを策定済みの市町は5市ですが、他24市町は三重県公共工事共通仕様書を準用し、三重県の設計変更ガイドラインを適用しています。

2. 三重県の取組

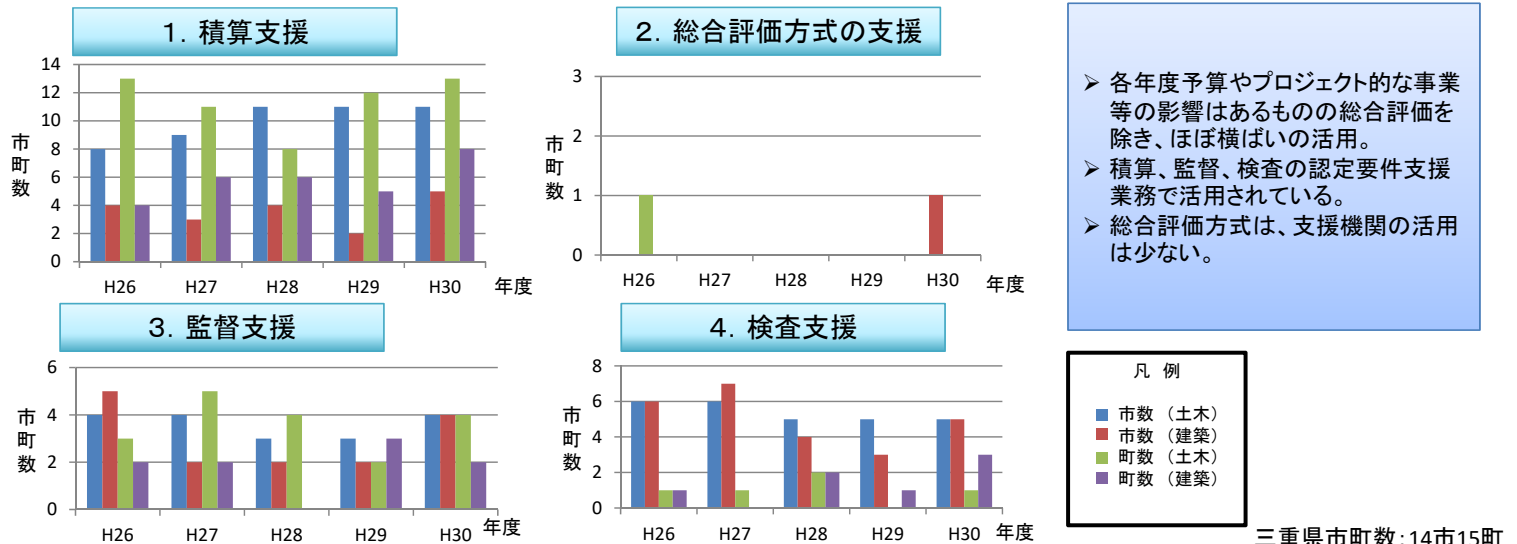
【三重県】

■発注者支援機関の認定・活用

■発注者支援機関の認定状況



■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～発注者支援業務～)



2. 三重県の取組

【三重県】

■発注者支援機関の認定・活用について

■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～研修～)

- 建設技術研修・・・一般、地方自治体、民間対象
実務、技術・資格などを3コース(初・中・上級)に分けた専門研修と一般県民など地域社会の方と連携した防災対策などの一般研修を開催
- 研修生等受入事業
土木・建築技術者の少ない市町の職員の方を1～2年程度受入れ、当建設技術センター職員の指導のもと、職場での実体験(OJT)を通じて、建設技術者を育成 等
- 行政等支援(出前)研修・・・市町等対象
各市町等の利便性等を考慮し各職場へ出張して、基礎的な内容を中心に支援。また、平成24年度からは従来の専門的な内容に加え、行政技術者の職階別のスキルアップ研修も行なっている。

＜近年の研修実績＞

専門 : 「工事監督」「工事検査」「災害復旧」「舗装技術」「コンクリート施工管理」など
職階別 : 「工事発注者の基礎知識」「技術系職員の心得」「技術管理職の役割・責務」など

【参考】行政等支援研修 H30実績
3市(10回)、県(1回)
その他(1回)

【研修実績】(H31.3現在)

年 度	建設技術研修	研修生受入事業	行政等支援研修
平成30年	24研修(776名)	0名	12研修(307名)
平成29年	25研修(778名)	2名	16研修(354名)
平成28年	28研修(1,247名)	4名	15研修(337名)
平成27年	25研修(1,236名)	2名	15研修(410名)
平成26年	26研修(1,269名)	4名	14研修(307名)



■発注者支援機関の認定・活用について

■県の直接支援状況について

(1)技術管理関係 【技術管理課】

- ・県積算基準、共通仕様書等の情報提供 (29市町)
- ・県設計単価の情報提供 (29市町)
- ・積算システムの共同運用 (H28年度より29市町)
- ・積算基準改定等にかかる説明会 (29市町)
- ・積算基準、積算システム、技術管理に関する問い合わせの対応 (随 時)

(2)入札関係 【建設業課】

- ・入札参加者名簿の共同作成 (26市町)
- ・入札制度に関する問い合わせの対応 (随 時)

(3)総合評価関係 【公共事業運営課】

- ・県学識者意見聴取会の場の提供 (H30年度は3市)
- ・要請のあった市町に対し研修会を開催 (随 時)
- ・総合評価制度に関する問い合わせ対応 (随 時)

(4)検査関係 【工事検査担当】

- ・三重県市町工事検査担当協議会へ参与として参加 (29市町)
- ・市町の工事に関する検査業務の問い合わせについて (随 時)

(5)研 修

【三重県建設技術センターとの共催】

＜平成30年度実施状況＞

- ・品確法と入札制度(市町受講者18人)
- ・災害復旧(市町受講者32人)
- ・土木工事積算入門(市町受講者36人)

センターとの共催研修



現場研修会



【県の土木技術職員の技術力向上・育成のための

現場研修会へ市町職員の参加】

参加要望のあった市町職員の参加

＜平成30年度実施状況＞

一般県道亀山停車場線石水溪線(池の側橋)耐震対策工事外9回の現場研修会のうち、5回の研修会に市町職員25名が参加

令和元年度 不調・不落の状況

中部ブロック発注者協議会の今後の取組

令和元年7月

1. 令和元年度の協議会スケジュール

中部ブロック発注者協議会（案）

中部ブロック発注者協議会の設置経緯

平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）**施行**

・公共工事の品質確保が、発注者（国、地方自治体、特殊法人等）の責務となった。

平成20年11月「中部ブロック発注者協議会」を設置

・品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡調整」のため中部ブロック発注者協議会を設置

平成26年6月「品確法」の改正

・改正品確法運用指針が策定され、「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

平成26年度「中部ブロック発注者協議会」を法定協議会として体制を強化

・協議会の役割を各種施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し
・全市町村参加の県部会を設置
・申し合わせ

品質確保に関する推進協議会 H26～

発注者支援機関の評価・認定

現在、土木：5、建築：5 団体を認定し活用

連携

中部ブロック発注者協議会の組織（194機関）

中部ブロック発注者協議会（44機関）

- ① 国の機関（18機関）
- ② 地方公共団体の機関（14機関※）
- ③ 特殊法人等の機関（10機関）
- ④ オブザーバー（2機関） ※県部会と重複あり（10機関）

岐阜県部会
（42市町村）

静岡県部会
（35市町）

愛知県部会
（54市町村）

三重県部会
（29市町）

令和元年中中部ブロック発注者協議会

幹事会（6月21日）

第1回 協議会（7月25日）

各県部会 第1回（8～9月）

（仮称）推進会議（9～2月）

第2回 協議会（10月）

各県部会 第2回（10月）

各県部会 第3回（2～3月）

2

R1 中部ブロック発注者協議会の取組みの推進（案）

H25以前

H26

H27～H31

R1

R2以降

中部ブロック発注者協議会

「品確法」の施行（H17・4）

中部ブロック発注者協議会の設置（H20・11）
・施策の連絡調整

「品確法」の改正により協議会が法定化（H26・6）

中部ブロック発注者協議会
・施策の連絡調整から推進強化へ連携強化
・全市町村参加の県部会を設置し体制強化

申し合わせによる
重点施策の取組強化

自己評価による
発注者意識の向上

- 統一的指標の追加
- ① 適切な予定価格の設定
 - ② 適切な設計変更
 - ③ 施工時期等の平準化

地方自治体支援の取組

- ・相談窓口設置・情報共有
- ・研修・講習会の実施（運用指針の周知）
- ・人的支援（総合評価審査委員会等への委員、講師派遣）
- ・外部の支援体制の認定・活用促進

目標設定による
重点項目の推進

【重点項目】

- ・平準化
- ・週休2日
- ・設計変更ガイドライン

地区別発注見通し公表

i-Constructionの推進

自己評価を引き続き実施・公表、重点的取組みを推進（案）

協議会の取組として、平成21年度より**自己評価を実施**

<目的>

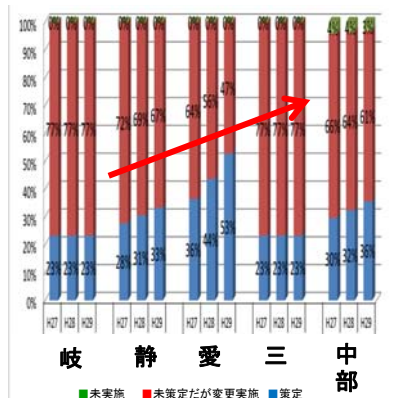
中部ブロック発注者協議会の**全構成員にて**、「品確法」等の法令に基づき実施する事項に加え、更なる品質確保や建設生産システムの向上を図るための取組として、**評価指標について、前年度の実施状況と当年度の実施目標について自己評価を実施する。**

中部ブロック全体で連携し
着実に発注関係事務の適正化を推進

これまでの自己評価指標の動向 ➡ 年度を重ねる毎に向上

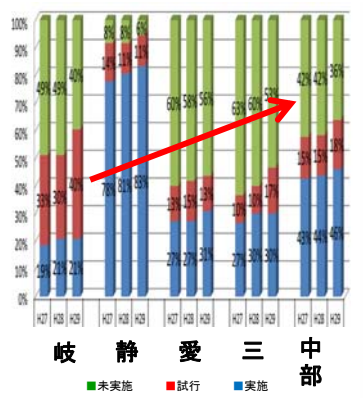
例<設計変更ガイドラインの策定・活用状況>

・愛知が4割、他県は2割～3割程度



例<予定価格の事後公表への移行>

・静岡が9割、他県は4割～6割



令和元年における取組み

R1 重点的取組みを推進

・施工時期の平準化

・週休2日工事の実施

・設計変更ガイドラインの策定

自己評価(15項目)の実施

中部ブロック発注者協議会にて確認

立ち位置の再認識

R1 自己評価結果公表(R2予定)

記者発表、中部地整ホームページ掲載

令和元年度 自己評価項目(15項目) (案)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標	改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1) 最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	—	
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況 (3) 予定価格の事後公表への移行状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
	適切な設計変更	★(4) 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
	発注者間の連携体制の構築	—	
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6) 地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	★(7) 平準化率	発注や施工時期等の平準化
		★(8) 週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	—	
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9) ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況 (10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	受注者との情報共有や協議の迅速化等
その他	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	—	
		(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除
		(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善
		(13) 建設ICTの導入状況	
		(14) 工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等
		(15) 自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備

★ R1 重点

全国の統一的指標

【重点項目① 発注や施工時期の平準化】

指標：平準化率

重点：平準化の取組推進

目標：各国・県・政令市は前年度以上の平準化率(α)以上を目指す
各市町村は「取組推進工事」の平準化の推進を図る

- ・取組推進工事とは、工事金額が35百万円以上の工事
- ・取組推進工事以外についても、引き続き平準化に向けた取組を実施
- ・各県部会等を通じて取組推進に向けた講習会を開催

平準化率 件数(α) 金額(β)

【重点項目② 発注や施工時期の平準化】

指標：週休2日工事の実施状況

重点：週休2日工事の実施及び適正な工期設定

目標：国・県・政令市は「週休2日工事」を実施
各市町村は「週休2日工事」又は「適正な工期設定」を実施

- ・週休2日工事の推進に向けた適正な工期設定を実施

【重点項目③ 適切な設計変更状況】

指標：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

重点：各市町村で設計変更ガイドラインの策定

目標：各市町村の策定率100%を目指す

6

各発注機関における取り組み

	品質確保に向けた取組事項	取組の内容・参考資料
	1 最新の積算基準の適用、基準範囲外の場合の要領を整備	
	2 低入札価格調査基準価格の見直し（最新モデル）	
	3 予定価格の事後公表	事前公表から事後公表への移行
★	4 設計変更ガイドラインの策定・活用	工事請負契約における設計変更ガイドライン【中部地整】
	5 総合評価落札方式の導入（工事）	工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン【中部地整】
	6 地域貢献の評価	総合評価落札方式の評価項目
★	7 平準化率	平準化取組（さ・し・す・せ・そ） 地方公共団体における平準化の取組事例について【第3版】
★	8 週休2日制工事の実施	週休2日試行工事の取組に関する情報【中部地整】 働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト【国土交通省】
	9 ワンデーレスポンスや三者会議の導入	ワンデーレスポンス・現場推進会議による「三者確認」【中部地整】
	10 受発注者間の工事情報の共有（ASP）	土木工事の情報共有システム活用ガイドライン【国土交通省】
	11 受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置	入札監視委員会、業界団体との意見交換 等
	12 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備	土木工事安全施工技術指針・安全サポートマニュアル【中部地整】
	13 建設ICTの導入	建設ICT総合サイト【中部地整】
	14 工事成績評定の実施	請負工事成績評定要領【国土交通省】
	15 自らの体制整備	発注者支援機関の活用

★：R1 重点

赤字：必ず実施すべき事項

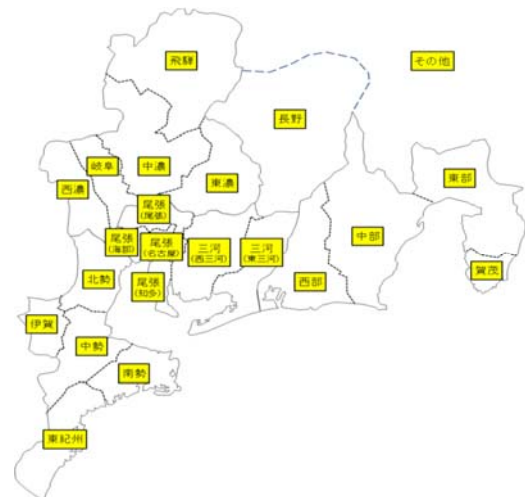
7

2. 地区別発注見通しの推進

「地区別発注見通し」への全機関参画への取組

- 協議会関係機関196機関の中、196機関(100%)が参画
(令和元年5月末時点 97% → 100%)
- 地区別発注見通しの全機関の参画に向けて【令和元年7月に100%達成】
 - ①必要性の認識向上：平準化の重要な取組の1つ
(品確法の運用に関する指針に規定)
 - ②業務量の増加を軽減：四半期ごとの更新を基本
(大規模な更新など、必要に応じ月単位で更新)
 - ③情報の相違を回避：市町村での公表様式の統一を推進

◇発注見通しの地区割り(22地区)



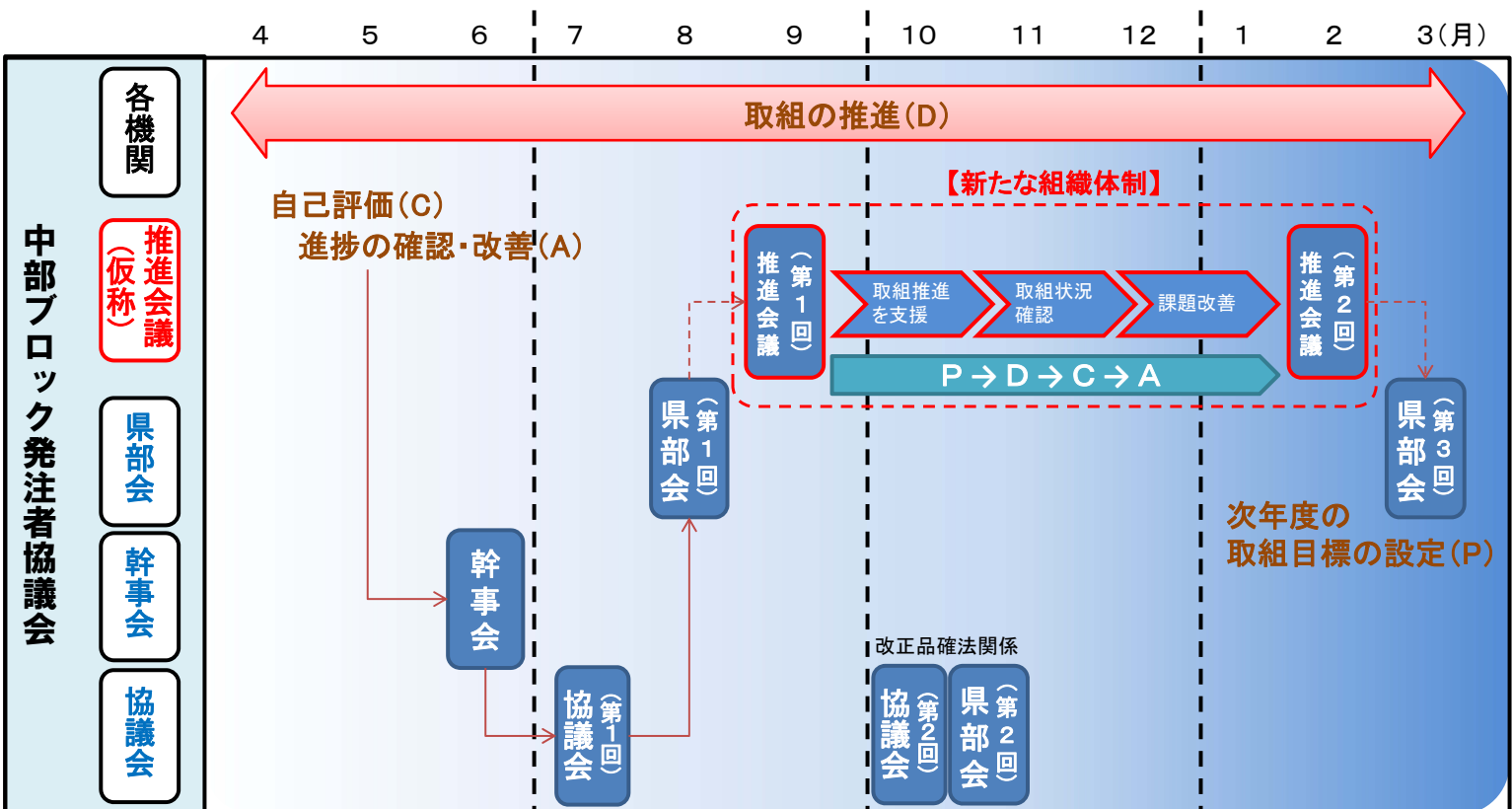
◇公表イメージ

発注機関名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所(目)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	工事概要	概算工事規模
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇橋下部工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁2基、擁壁4基、 橋所打杭(φ〇m、L=〇〇m) 〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇県	〇〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁一式、排水構造物 一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工 事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇直法m	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇四半期	約〇ヶ月	庁舎(RC-2 〇〇平米)ほか 耐震改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満

3. 今年度からの新たな取り組み

取り組み ① 新たな組織体制

- 各県の地域単位による組織(仮称:推進会議)を設置し組織強化を図る
- 組織のコンパクト化で機動性の向上及び活性化による、更なる取組を推進

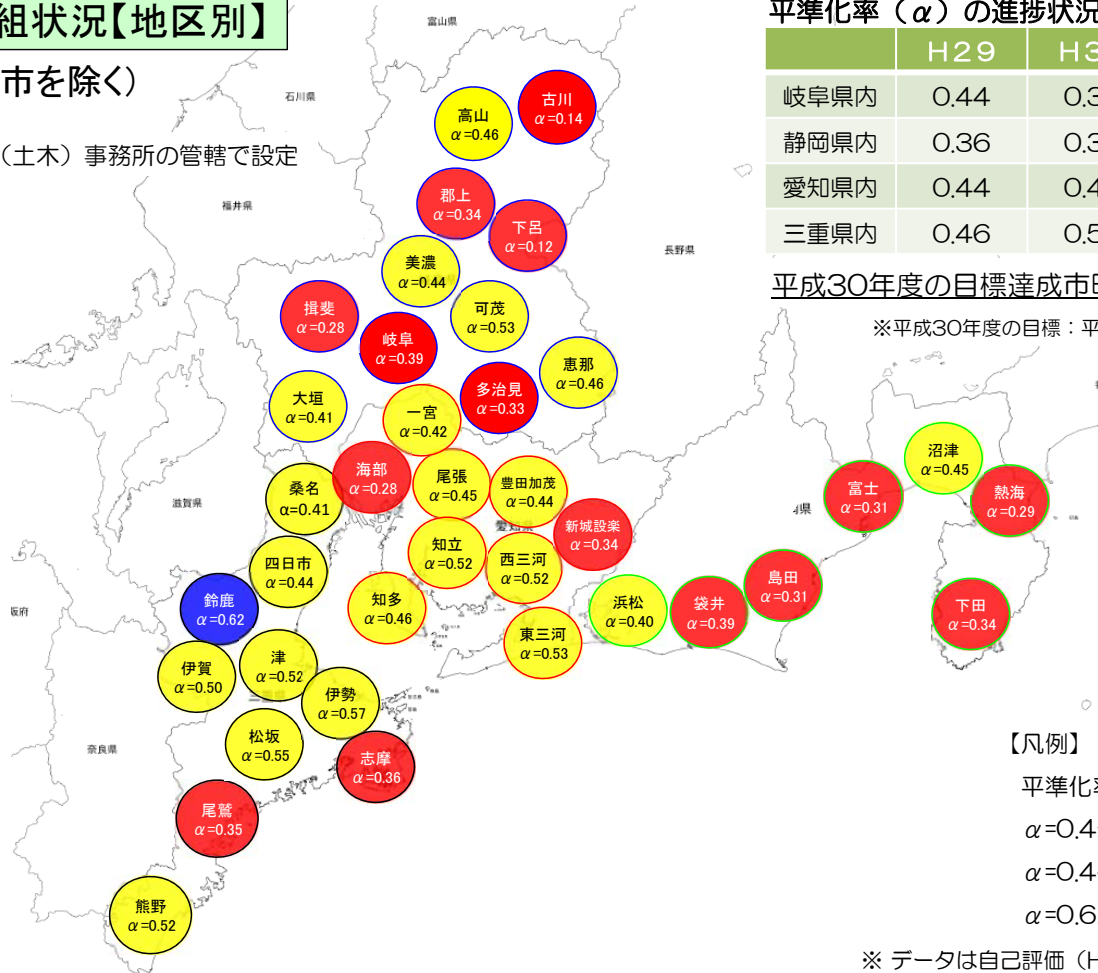


取り組み② 取組状況の「見える化」

平準化の取組状況【地区別】

市町村(政令市を除く)

地区：各県の建設(土木)事務所の管轄で設定



12

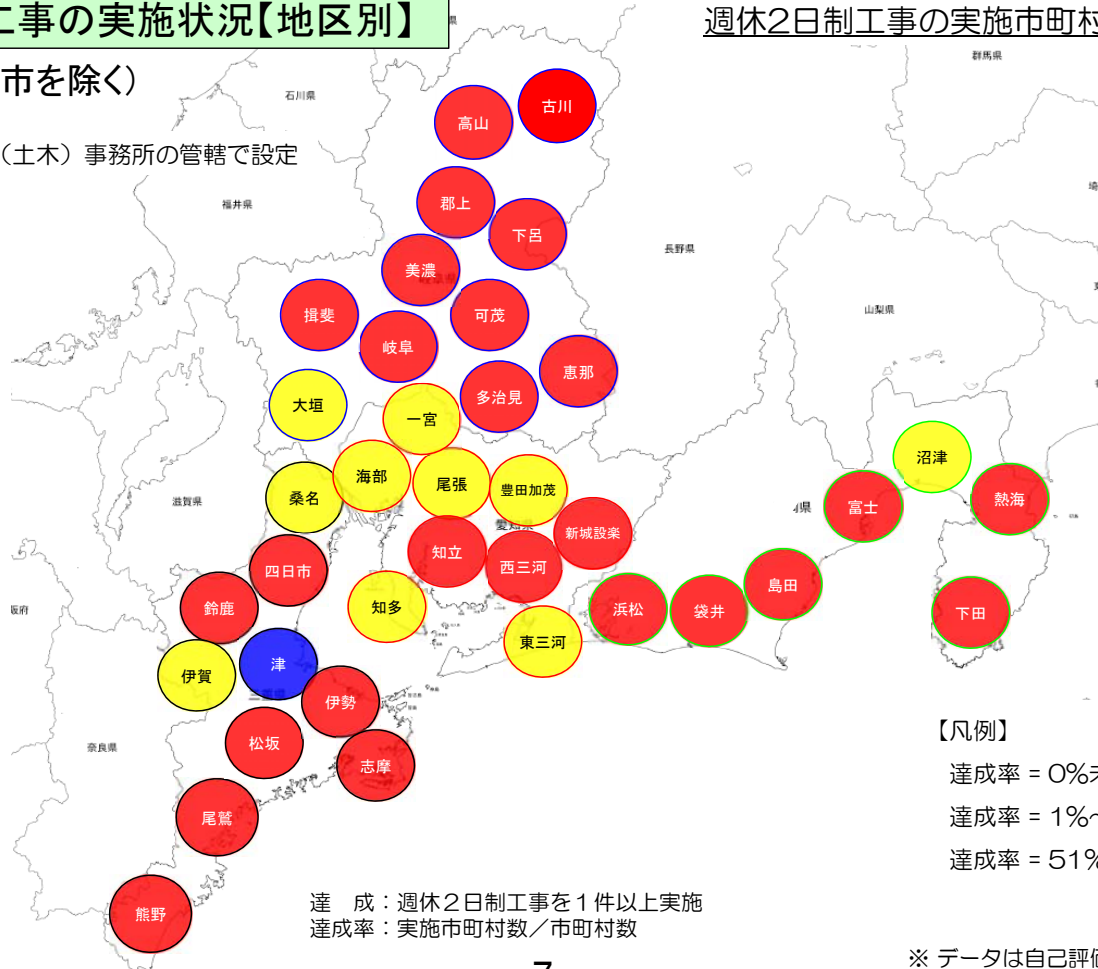
取り組み② 取組状況の「見える化」

週休2日制工事の実施状況【地区別】

市町村(政令市を除く)

地区：各県の建設(土木)事務所の管轄で設定

週休2日制工事の実施市町村：15市町村



13

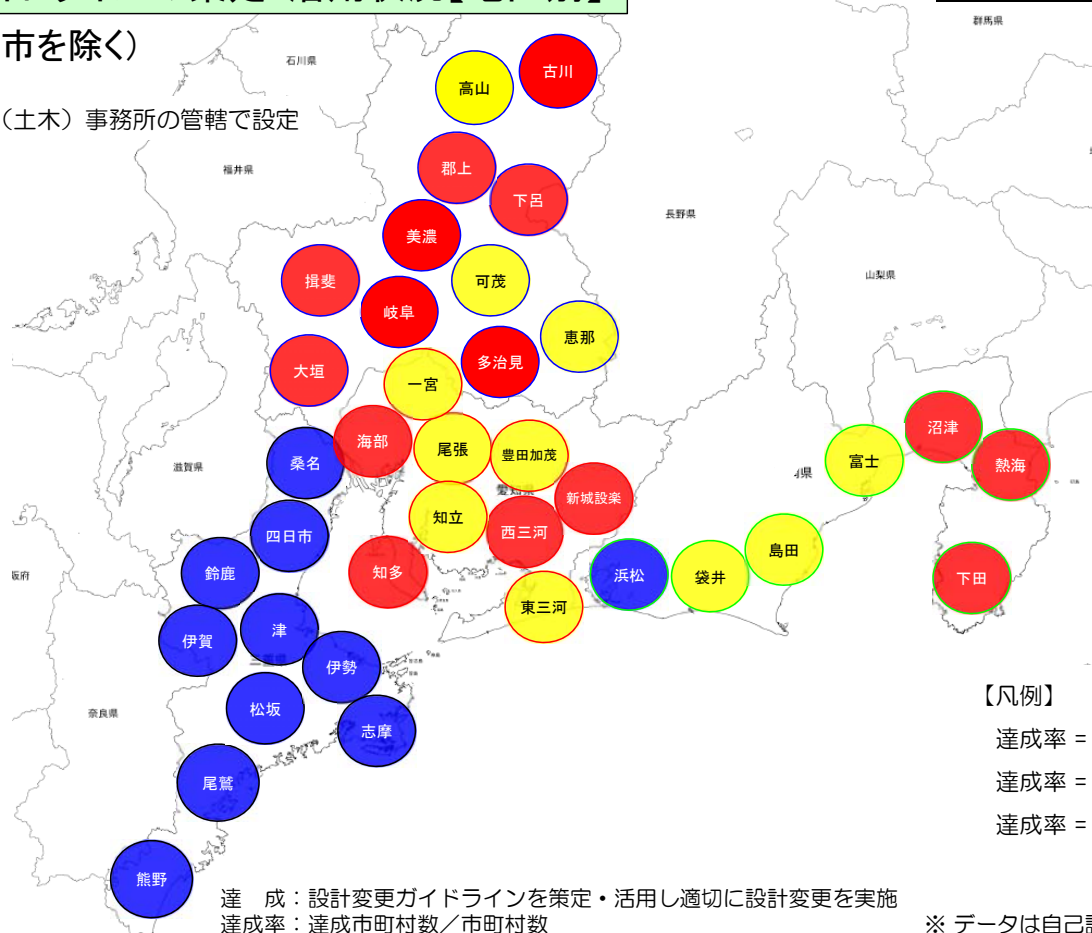
取り組み② 取組状況の「見える化」

設計変更ガイドラインの策定・活用状況【地区別】

達成市町村：75市町村

市町村（政令市を除く）

地区：各県の建設（土木）事務所の管轄で設定



取り組み③ ロードマップの策定

- 各県部でロードマップを作成し、目標達成時期を明確化
- 各取組の目標及び進捗状況を公表

「ロードマップ」の作成イメージ

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
適切な予定価格の設定	40%	70%	100%	100%	100%	100%	100%
低入札価格調査基準等の設定	60%	80%	100%	100%	100%	100%	100%
予定価格の事後公表	65%	80%	100%	100%	100%	100%	100%
適切な設計変更	50%	80%	100%	100%	100%	100%	100%
平準化率(α)	0.45	0.55	0.65	0.70	0.80	0.90	
$\alpha = 0.6$ 以上	20%	70%	100%	100%	100%	100%	
総合評価落札方式の導入	92%	100%	100%	100%	100%	100%	
地域貢献の評価	70%	90%	100%	100%	100%	100%	
週休2日制工事	10%	50%	70%	80%	90%	100%	
ワンデーレスポンス、第三者会議	12%	30%	50%	70%	90%	100%	
工事情報の共有(ASP)	2%	10%	20%	30%	40%	50%	15

平成30年度 自己評価結果 (ホームページ公表版)

中部ブロック発注者協議会

中部ブロック発注者協議会

※別掲「発注関係事務の適切な実施に向けた
取組に関する自己評価結果」を参照

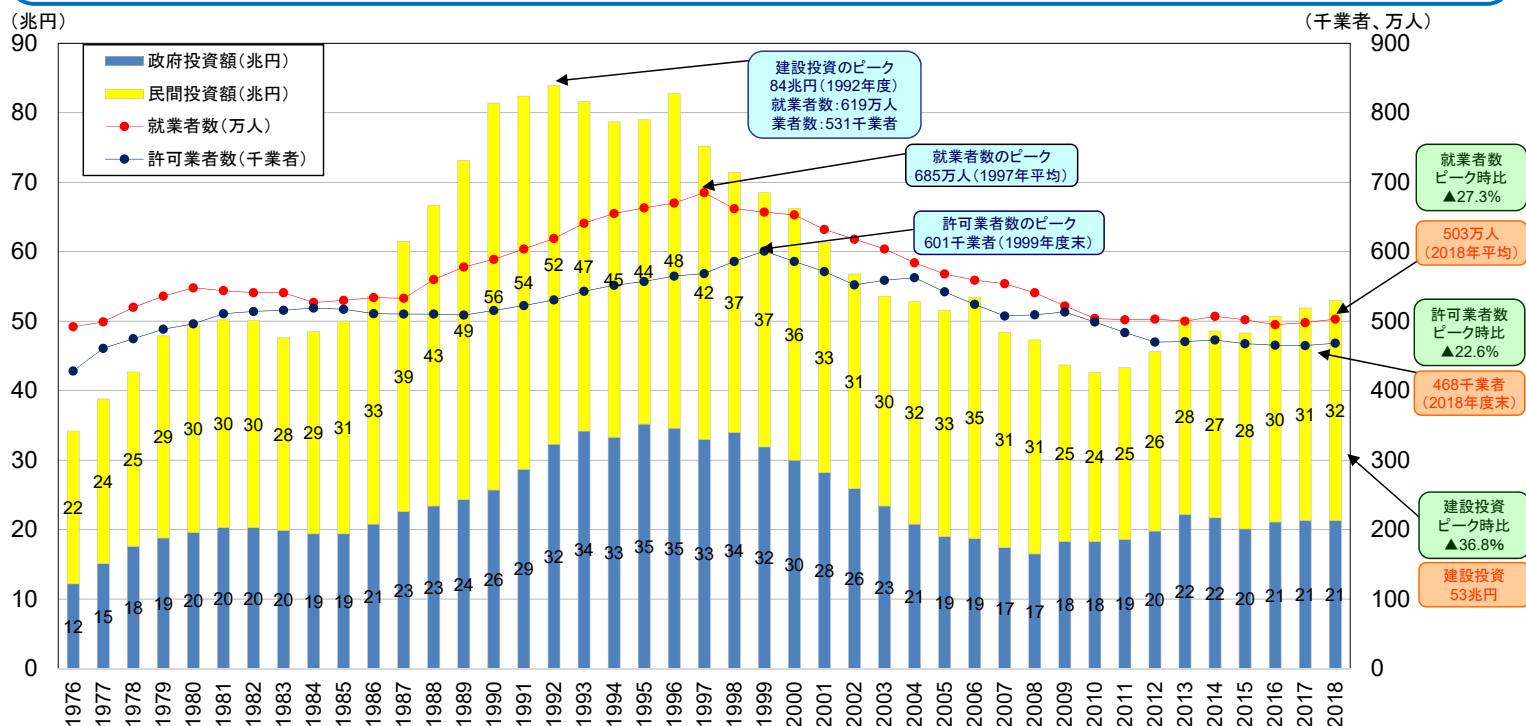
公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料 参考資料



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業を取り巻く現状

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
- 建設業者数（2018年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（2018年平均）は503万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

2

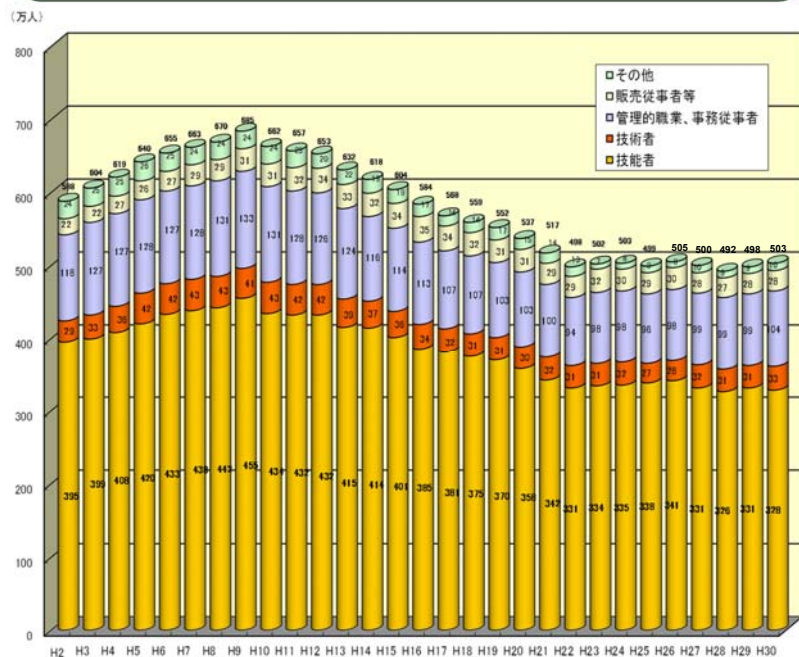
建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人（H9） → 498万人（H22） → 503万人（H30）
- 技術者： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 33万人（H30）
- 技能者： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 328万人（H30）

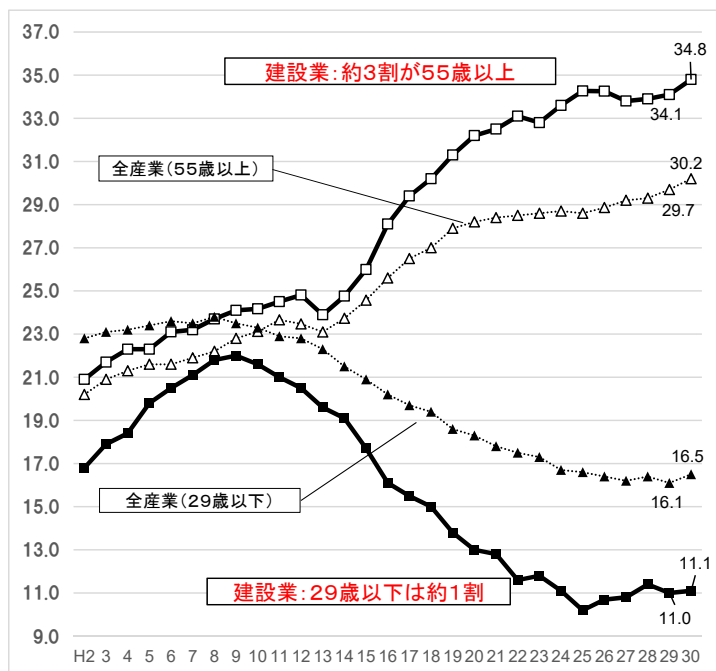
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出

（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

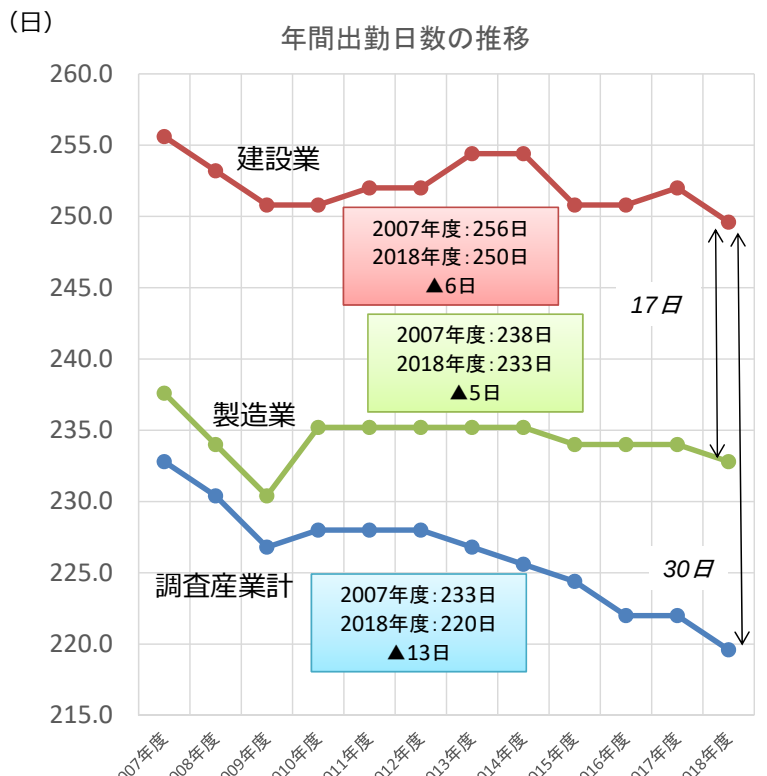
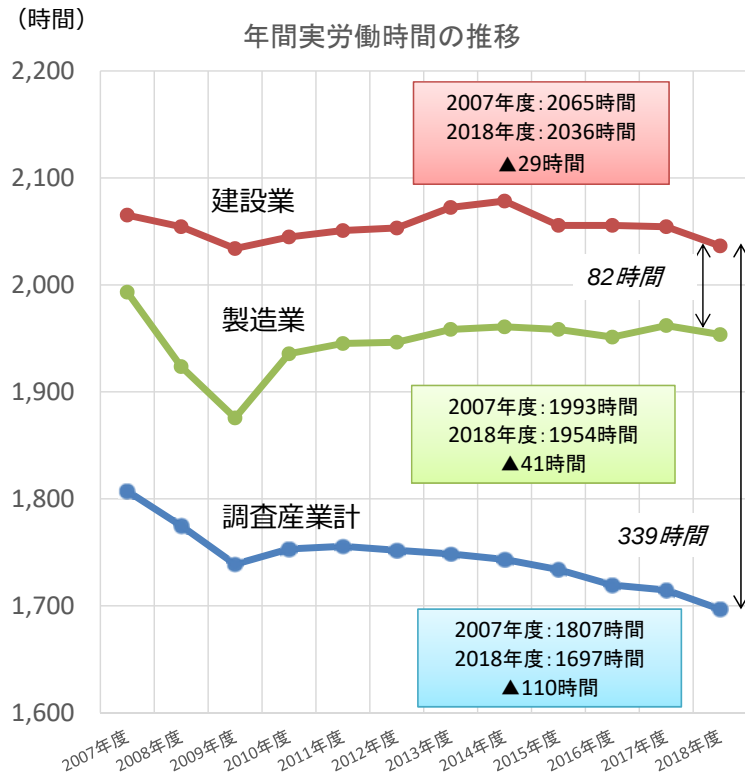


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

3

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

4

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
 - 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
 - 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
 - これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
 - 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
- ※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与と社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与と法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

5

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

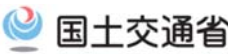
- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時 の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法 33条)	《同左》 罰則：雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
36協定の 限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上 限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	《労働基準法改正により法定：罰則付き》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) …第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が增加する場合にも 上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満(休日労働を含む) …第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、 第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1) ②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場 合は対象とならない

6

低入札価格調査基準の改定(工事)



低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から
0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08



H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行		H31.4.1 ~
	設定範囲 : 60% ~ 80%	➡	設定範囲 : 60% ~ 82%
測量	- 直接測量費 ×1.00 - 測量調査費 ×1.00 - 諸経費 ×0.48		- 直接測量費 ×1.00 - 測量調査費 ×1.00 - 諸経費 ×0.48
	設定範囲 : 2/3 ~ 85%	➡	設定範囲 : 2/3 ~ 85%
地質	- 直接調査費 ×1.00 - 間接調査費 ×0.90 - 解析等調査業務費 ×0.80 - 諸経費 ×0.45		- 直接調査費 ×1.00 - 間接調査費 ×0.90 - 解析等調査業務費 ×0.80 - 諸経費 ×0.48

8

公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和元年度改正事項に関する現状の取組

1. 災害時の緊急対応の充実強化

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインを活用した迅速な復旧活動の実施 国土交通省

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成（平成29年7月）。**地方公共団体**に対しても、**ガイドライン**を参考として、**随意契約等を適用するよう通知**するとともに、**地域発注者協議会を通じて内容を周知**。
○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、**直轄で、約230件（H30.11末時点）の工事で随意契約を活用**。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合

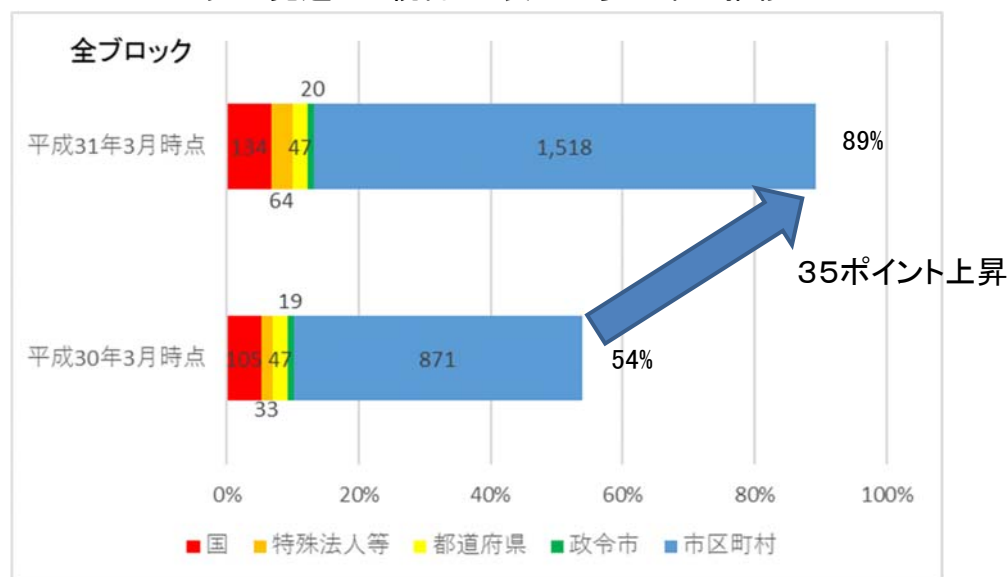
平成30年7月豪雨での随意契約の状況（H30.11.30現在）

	工事	業務
全国	約230件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	約140件	約30件

災害復旧における適切な入札契約方式の適用についてガイドライン掲載HP
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する
 取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇
 ⇒令和元年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

14

平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{(\text{4～6月期の平均稼働件数(金額)})}{(\text{年度の平均稼働件数(金額)})}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

平準化率イメージ(概念)

各月の工事稼働件数の合計												
工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4～6月平均)	2											
平準化率	0.73											
各月稼働件数の年度平均												

4～6月稼働件数の平均

4～6月期の平均稼働件数(2件)
 年度の平均稼働件数(2.75件)

15

これまでの経緯

- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、施工時期等の平準化を実施することを**努力義務として規定**
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、3つ視点の**トップランナー施策のひとつ**として、「施工時期の平準化」を設定

国交省の取組

①国庫債務負担行為の積極的活用

※2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債

H29年度
約2900億円 → H31年度
約3200億円

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

H29.3 約500団体 → H31.3 約1500団体

③地方公共団体等への取組要請

【各地団体の発注見通し】
※この見通しはあくまで参考であり、実際の発注状況とは異なります。

団体名	発注見通し
国全体	0.85
国交省	0.82
都道府県合計	0.73
政令市合計	0.66
市町村合計	0.52

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

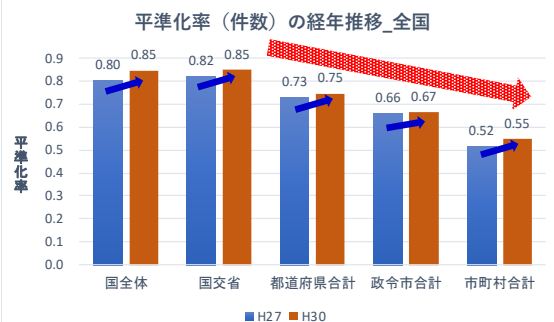
実績

- 平成30年度の平準化率※は、国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、市町村では未だ低い水準となっている。

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）



16

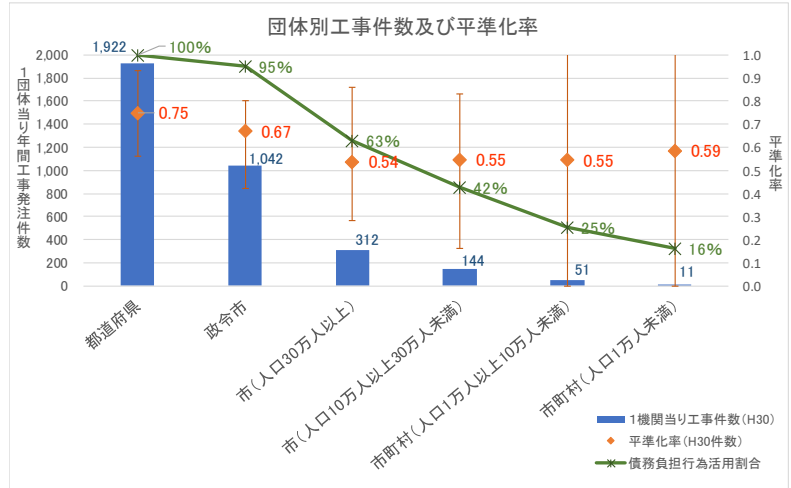
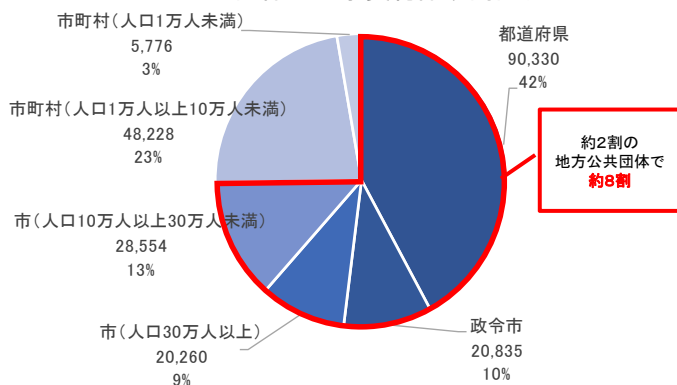
地方公共団体の工事発注件数と平準化率

- 地方公共団体のH30工事契約件数は、全地方公共団体数の約2割（都道府県、人口10万人以上の市）、で全体の約8割を占める。

地方公共団体数

	都道府県	政令市	市 (人口30万人以上)	市 (人口10万人以上30万人未満)	市町村 (人口1万人以上10万人未満)	市町村 (人口1万人未満)	合計
団体数	47	20	65	198	946	512	1,788
団体数累積割合	3%	4%	7%	19%	71%	100%	100%

地方公共団体の工事契約件数割合 (H30)



※ 人口総数はH27国勢調査による

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）

17

○ 改正品確法(令和元年6月14日公布・施行)において、公共工事等の施工時期等の平準化が「発注者の責務」として明確に規定。

施工時期等の平準化の取組が浸透しつつあるものの、特に市町村ではいまだ低い水準にあり、更なる平準化率の向上が求められる

市町村の平準化率向上はなぜ進まないのか

○市町村の平準化率の向上が進まない主な理由

職員・体制が不十分

組織全体の調整、意思統一が図れない

基準・規則・要領等が未整備

情報・知識・ノウハウ不足

交付金事業や補助事業が多い

冬期施工困難、施工時期が限定化

工事件数が少ない、必要性を感じない

1. 人口10万人未満の市町村でも、平準化率が高い市町村が存在することを鑑みれば、必ずしも体制がボトルネックではないのではないか。

「できる」ことを知ってもらう

2. 体制が準備できるとしても、どのように手を付けて良いか分からないので進まないのではないか。

「やり方」を知ってもらう

3. 体制が準備でき、やり方も分かるが、「難しいからできない」「効果が無い」と思われているのではないか。

ハードルを下げる

※出典: 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果(H30年8月1日現在)より整理

18

地方公共団体の平準化率の更なる向上に向けたアプローチ方法

平準化率の更なる向上に向けた3つのアプローチ(案)

1. 「できる」ことを知ってもらう

□ 平準化の取組状況の見える化

地域発注者協議会等において、各市町村の取組状況(平準化率)を、他の市町村と比較できる形で公表(「見える化」)することにより、同規模の市町村との比較を通じて「できる」ことを実感しやすくなるのではないかと。

2. 「やり方」を知ってもらう

□ サポート体制の拡充と周知

地域発注者協議会等において、国からの情報提供や、各地方公共団体の平準化の先進優良事例※等を共有している。

直轄事務所等における「品確法運用指針に関する相談窓口」の設置に加え、さらに実務担当者間での意見交換等を行うように工夫をするべきではないかと。

3. ハードルを下げる

□ 平準化の効果の発信

平準化の取組により、人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の働き方改革や担い手確保、生産性向上に大きく貢献するものであることを全ての発注者に知ってもらうことが必要ではないかと。

※地方公共団体における平準化の取組事例について
～平準化の先進事例「さしすせそ」～

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に施工時期等の平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援。

■ 地域発注者協議会

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。施工時期の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

各ブロック発注者協議会

〇〇県分科会

(各都道府県ごとに
国の機関、都道府県、全市町村、関係法人等より構成)

(国の機関、各都道府県
代表市町村、関係法人等より構成)

...

■ 品確法運用指針に関する相談窓口

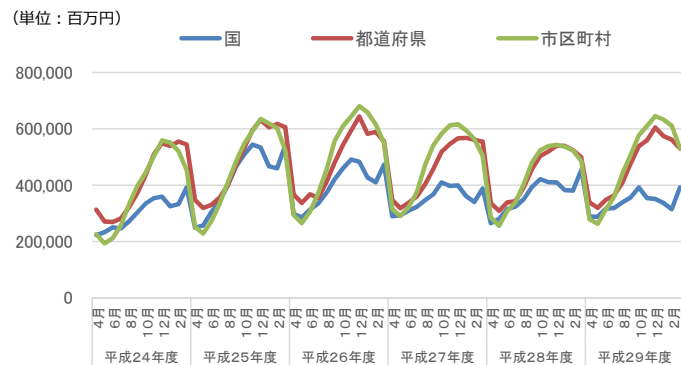
- 「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等(窓口: 副所長等)にも設置。
- 運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談の受付
～掲載ページ～
<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>

19

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
 ※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
 ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
 ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表
 ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表
- H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】

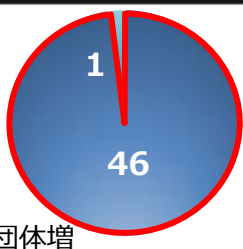


債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

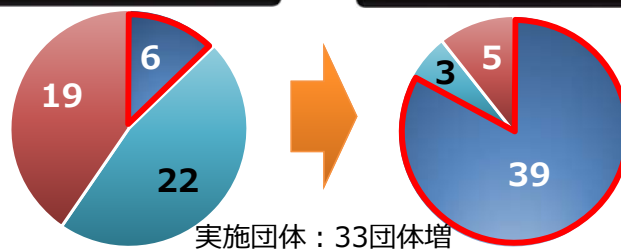
H28.2債務負担行為



H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

20

地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ)

○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

①（さ）債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

②（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③（す）速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

④（せ）積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

21

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働は正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂

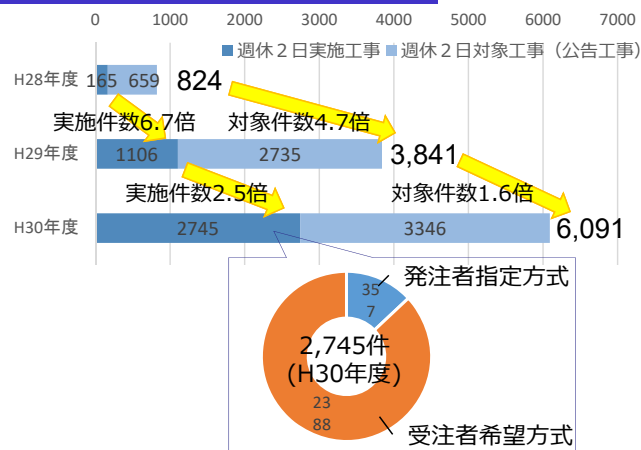
22

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

週休2日対象工事の拡大

- 平成30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上
- 平成30年度は週休2日対象工事の適用拡大

週休2日工事の実施状況（直轄）



週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- ・ 発注者指定：実施済27団体
- ・ 労務費等補正：実施済48団体
- ・ 工事成績評定：実施済49団体

週休2日の取得に要する費用の計上（試行）

■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、**週休2日対象工事の適用を拡大**

(H31年3月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,091(2,745)
実施率	20.0%	28.7%	45.1%

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より**労務費、機械経費（賃料）**を新たに補正対象とし、**共通仮設費、現場管理費**と合わせて、**現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上する試行**を実施

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

23

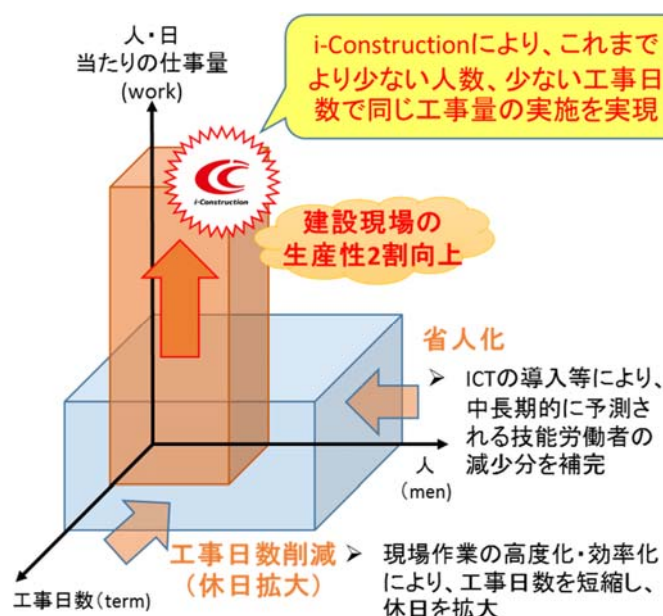
3. 生産性向上への取組

i-Construction ～建設業の生産性向上～



- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの全面的な活用（ICT施工）

○調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。

○3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。

○国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。

○全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現

全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）

○設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方**を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。

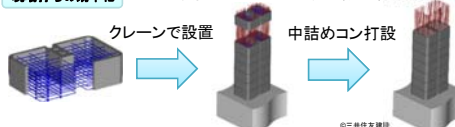
○H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。

○部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化（例）鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用



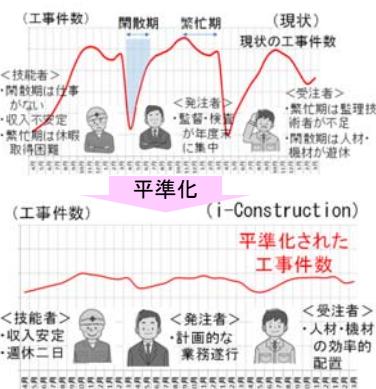
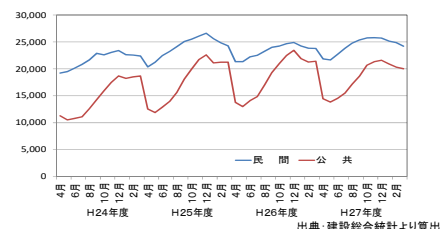
プレキャストの進（例）定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

○公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。

○適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



ICT活用状況と効果 ～土工・舗装・浚渫～

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、**約5割の570件の工事でICT土工を実施**し、平成29年度の活用工事では、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

■ICT施工の実施状況

（H30年11月時点）※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,279	617
舗装工	—	—	197	79	175	57
浚渫工	—	—	28	24	66	54

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施
H30年度は約1,700件を公告予定

■ICT施工の効果（H29）



■i-Constructionに関する研修

（H30年11月時点）

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	200
発注者向け	363	373	220
合計※	644	729	420

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

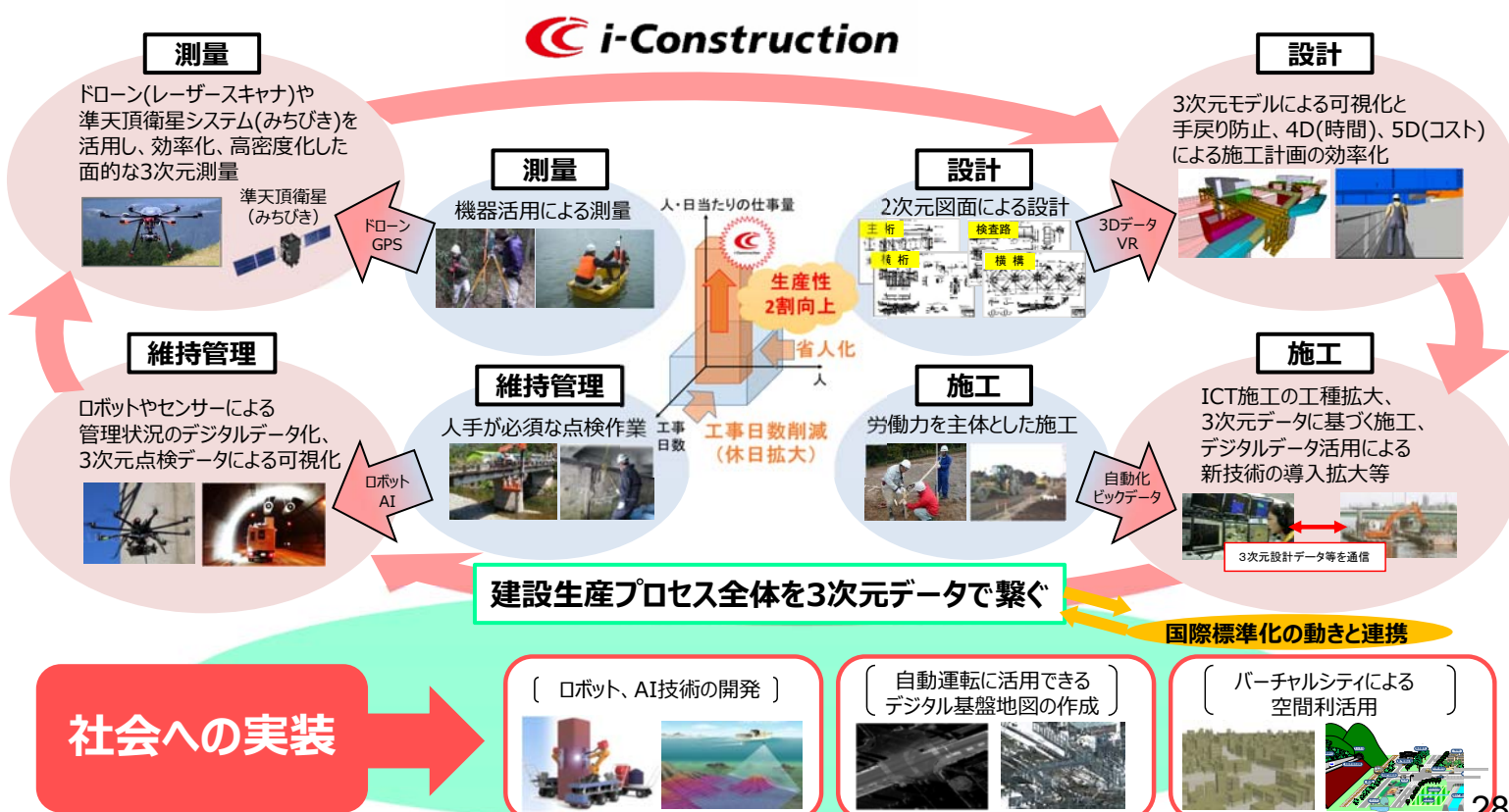
■ベストプラクティスの共有等

・i-Construction大賞（大臣表彰制度）の拡充



第2回表彰式（H31.1.21）開催

- Society5.0においてi-Constructionを「深化」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
 ○平成30年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携

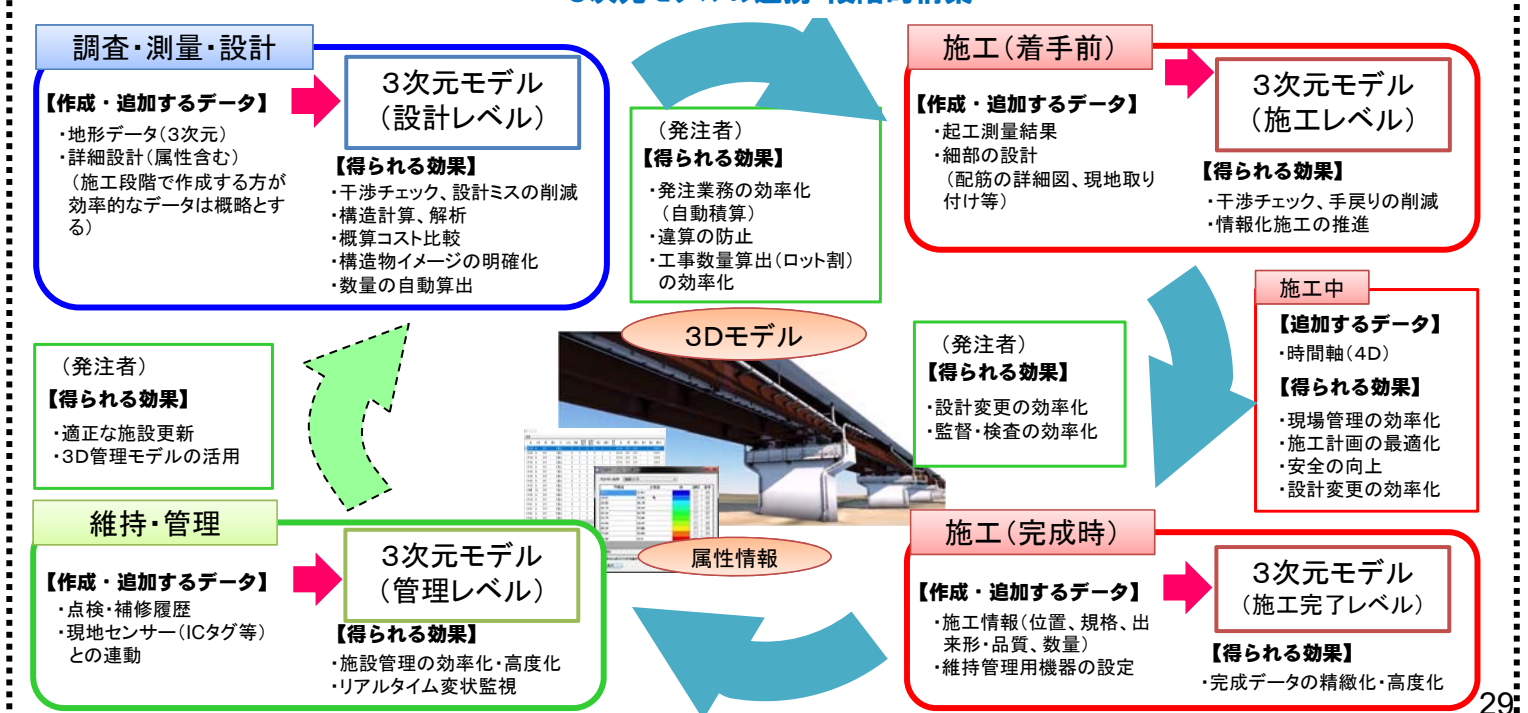


28

生産性革命のエンジン、BIM/CIM

- BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling Management)** とは、計画・調査・設計段階から **3次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける**受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの**

3次元モデルの連携・段階的構築



29

H30までの取組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
 - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
 - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)**
 - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
 - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
 - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
 - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
 - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
 - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
 - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10～)
- **普及・促進施策の充実**
 - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
 - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
 - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

R1「貫徹」の年の新たな取組み

ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
 - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
 - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

30

i-Constructionの貫徹に向けたモデル事務所の決定について

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」(全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」(全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

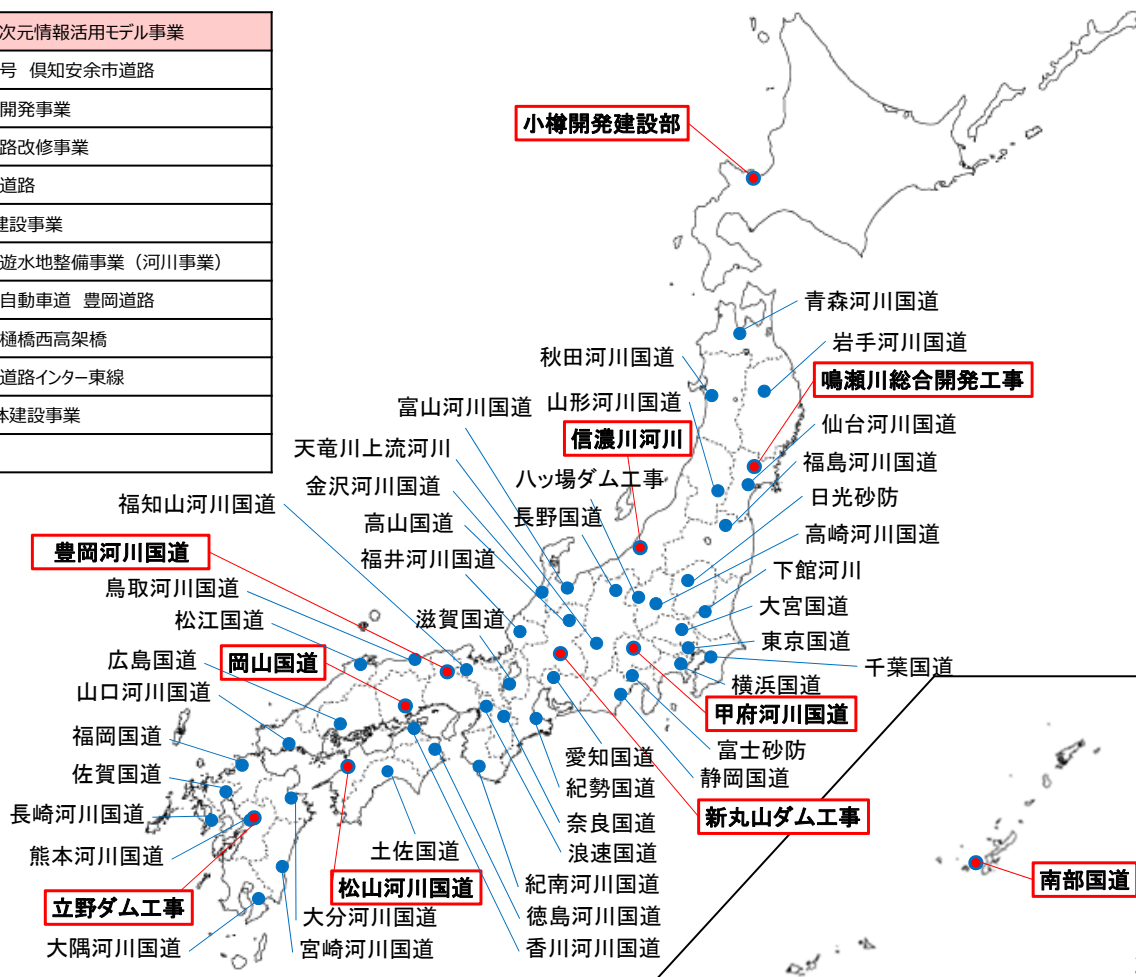
★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

31

モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小禄道路

- **モデル事務所**
- **サポート事務所**
(モデル事務所を含む)



◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。 （基本理念） 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこ	（定義） 第二条（略） （新設） （基本理念） 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特

と、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保さ

性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について

れるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な

配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（新設）

8| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込ま

実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

（削る）

11) 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理

れない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

（新設）

の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

- 12| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が

- 11| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中

中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によつては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

(新設)

四 その請負代金の額によつては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

(削る)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

(新設)

(新設)

工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九（略）

2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

（新設）

六（略）

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措

のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

（受注者の責務）

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の

請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(新設)

2| 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3| 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

(基本方針)

第九条 (略)

2 (略)

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

2| 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

(基本方針)

第九条 (略)

2 (略)

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4・5 (略)

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競

4・5 (略)

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に

争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3 発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この

参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場

場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、

合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

（新設）

（新設）

第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

（段階的選抜方式）

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を

（段階的選抜方式）

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定

定めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式

二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式

二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

ができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)

できる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 (削る)

(削る)

国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じ必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注

に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2| 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3| 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。